

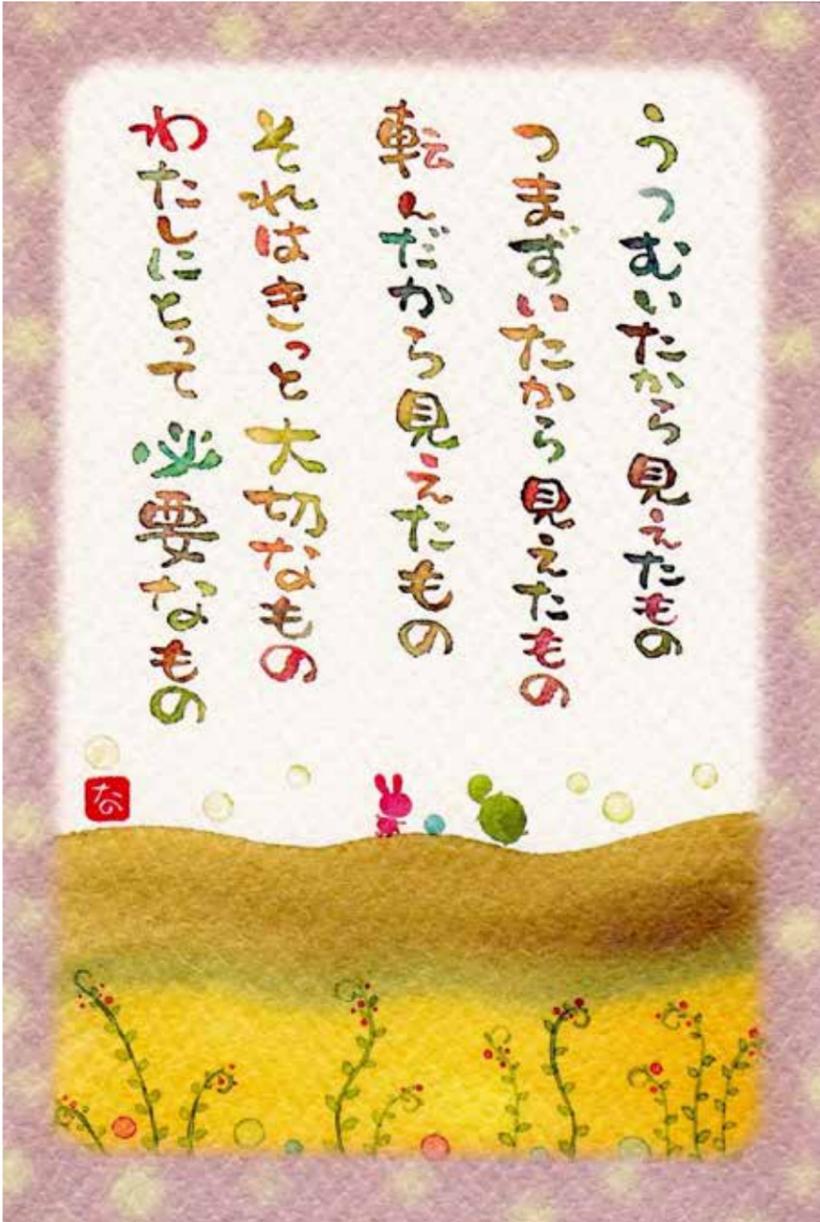
ともしおゆふ裁判

報告集



働くものの命と健康を
まもるために

梅村紅美子



はじめに

2010年7月15日に裁判を起こしてから、4年5ヶ月が経ちました。

初めての裁判でわからないことだらけ。

その上、相手が「民主的医療機関」という看板をかかげ、その素晴らしい歴史がいまも引き継がれているように、華やかな宣伝をされている南医療生協ということが、私の道のりをより困難なものにしてきました。

病気にならなかつたら、仕事を失わなかつたら、裁判を起こさなかつたら、こんな苦労はしなくてすんだと思います。

それを、一般的には「しあわせ」というのかもしれませんが。

でも、実際には病気も退職も裁判も起きてしまった事実。

左のポストカードは、私の大好きな言葉絵作家の澤田直見さんの作品です。

このポストカードに出会った時、私はつらい思いを抱えていました。

「どうしてこんなにつらい思いばかりしなくてはならないのか」と、そんな思いでいました。

このカードの言葉は私の心にスーッとしみこみ、自然に涙がこぼれました。

うつむかない方が、つまずかない方が、転ばない方がいいのかもしれない。

でも、そういうときに見えたもの、気づいたこと、そして寄り添ってくれた人たちは、私にとっては人生の大切なものだと、いまは思えます。

私が仕事を通して得てきたもの、そして、病気や退職によって失ったもの、裁判をたたかう中でつながれた人たち、それらを人生のひと区切りとして、記録に残しておきたいと思います。

私にとって、大切なもの、必要なものを忘れずに、これからの人生を生きていくために。

2014. 1. 28

梅村 紅美子

もくじ

<input type="checkbox"/>	「権利としての社会保障」学んだ大学時代	P 4	<input type="checkbox"/>	陳述書が書けない・・・	P 29
<input type="checkbox"/>	「民医連綱領」との出会い	P 5	<input type="checkbox"/>	15時間超える証人尋問	P 30
<input type="checkbox"/>	青年運動のつながりの中で	P 6	<input type="checkbox"/>	7回にわたる和解協議	P 31
<input type="checkbox"/>	結婚、出産、頸肩腕障害	P 7	<input type="checkbox"/>	勝利和解はうれしいけれど	P 32
<input type="checkbox"/>	1年3ヶ月の休職後、庶務課へ	P 8	<input type="checkbox"/>	人権と民主主義を守る国民救援会	P 33
<input type="checkbox"/>	第2子出産と子育ての悩み	P 9	<input type="checkbox"/>	ただかう仲間たちとの支えあい	P 34
<input type="checkbox"/>	医療宣言づくりと民医連総会	P 10	<input type="checkbox"/>	「みんなの要求・みんなで実現」	P 35
<input type="checkbox"/>	突然、事務長室課長に	P 11	<input type="checkbox"/>	数字から見る「ともにあゆむ裁判」の流れと 運動の広がり	P 36
<input type="checkbox"/>	「プロジェクトX」並みの難工事の末	P 12	<input type="checkbox"/>	本件和解について	P 37
<input type="checkbox"/>	リニューアル完成！しかし・・・	P 13	<input type="checkbox"/>	みなさんからのメッセージ	P 38
<input type="checkbox"/>	「一人は万人のために、万人は一人のために」	P 14	<input type="checkbox"/>	ニュース「ともにあゆむ」	P 53
<input type="checkbox"/>	1人での「地域医療連携室」立ち上げ	P 15	<input type="checkbox"/>	署名のお願いチラシ	P 73
<input type="checkbox"/>	ケアマネとして再出発	P 16	<input type="checkbox"/>	「ともにあゆむ」リーフレット	P 74
<input type="checkbox"/>	線維筋痛症と診断されて	P 17	<input type="checkbox"/>	「どうして南医療生協は梅村さんの 労災を認めないの？」チラシ	P 76
<input type="checkbox"/>	千人会議で渡したチラシ	P 18	<input type="checkbox"/>	連名チラシ	P 78
<input type="checkbox"/>	「とても長くなりそう」	P 19	<input type="checkbox"/>	おわりに	P 79
<input type="checkbox"/>	耐えがたい痛み「線維筋痛症」	P 20			
<input type="checkbox"/>	仕事をうばわれて	P 21			
<input type="checkbox"/>	「ありがとうの会」	P 22			
<input type="checkbox"/>	労災申請	P 24			
<input type="checkbox"/>	裁判提訴	P 25			
<input type="checkbox"/>	愛知労働局審査官に感謝	P 26			
<input type="checkbox"/>	「民医連」相手の裁判の困難	P 27			
<input type="checkbox"/>	地域での小集会から、全国規模の集まりにも	P 28			



高齢者大会のデモ行進のあと→
(前列左端が私、隣が先生)

「権利としての社会保障」学んだ大学時代

私は、中学生の頃から漠然と「人の役に立つ仕事がしたい」という気持ちを持っていました。大学を選ぶとき、福祉の仕事につきたいと思って、日本福祉大学に進学しました。

その頃の福祉大では、「生きるとは」「学ぶとは」「教育とは」と、それまでの人生では考えたこともないような大きなテーマについて、学び、語り合い、仲間たちとともに活動しました。

いま思えば、私の人生の土台を作ってくれた大切な時間であり、多くのことを教えてくれる恩師に出会い、仲間と力をあわせてなにかをやるというすべを学んだ場でもありました。

大学3年の専門ゼミを選択する年に、『権利としての社会保障』の著者であり、日本の社会保障理論の先駆者、そしてそのたたかひの先頭に立ってこられた小川政亮先生が赴任されてきました。

未熟者の私は、先生の期待になかなか添うような成果は上げられませんでした。先生はいつもあたたかく私たち学生を導き、ゼミ生を全国高齢者大会に連れていき、机の上だけでなく、行動することの大切さも教えてくださいました。いま、先生の著書をあらためて見ると、いままさに私たちに問われていることが書かれていることに驚きます。そして、ここにこそ、私がこの裁判をたたかひ抜く気持ちを支え続けたものがあつたと思います。

不思議な縁ですが、私の卒業論文は、若いときに労働組合の専従書記をして、頸肩腕障害を発症し、労災認定のためにたたかひ母のことと合わせて、「女性の労働と労働災害」というテーマで書きました。まさか、21年もたってから自分が南医療生協を相手に労災認定のたたかひをすることになるとは。

小川政亮著作集「刊行の趣旨」より抜粋

日本国憲法は、第25条、13条、14条において社会保障を人権として保障しているが、その第97条は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と規定している。小川理論も、まさに、「人類の努力の成果」の一つとして、この人権保障の本質にもなぞらえることができるだろう。

同じく憲法第12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定している。小川理論はまた、憲法を保持するための「不断の努力」の所産に他ならない。そして、私たちもまた、小川理論を継承し、さらに発展させるための努力を続けなければならない。 小川政亮著作集刊行実行委員会委員長 井上 英夫



社会保障の権利を守るために

社会保障の権利を守るためには、思想の自由、研究の自由、言論・集会・結社の自由、集团的示威運動の自由が保障されなければならない。

社会保障行政における地方自治の意義が改めて認識され、社会保障の権利を社会保障抑圧的国家権力から防衛するためにも、地方自治の権利が守られなければならない。

社会保障が「労働者階級が不断の闘争で勝ち取つた一権利」であり、「社会保障の成果の度合いが・・・労働者の行動の組織の度合いによるものである」以上、社会保障の権利を守るには、労働者階級を中核とする国民大衆の広汎で粘り強い組織的な闘争を必要とする。

平和こそ真の社会保障の最善の保障であり、戦争はその最大の脅威である。 小川政亮著作集 第1巻「人権としての社会保障」より抜粋

民医連綱領

私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりくんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

- 一、人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守ります
- 一、地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます
- 一、学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します
- 一、科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と権利の確立をめざします
- 一、国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかひます
- 一、人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります

私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日
全日本民主医療機関連合会 第39回定期総会

「民医連綱領」との出会い

1987年4月、私は南医療生協に就職し、受付(当時は病歴室と同じ場所)に配属されました。

新入職員教育では、はじめに「民医連綱領とは」を学びました。

「業務基準」ではなく「私たちの羅針盤」、「個人目標」ではなく「団結の旗印」、「民医連単独の目標」ではなく「国民みんなの共通目標」という講義を聞いて、「こここそが私の求めていた職場だ!」と思いました。

当時は、受付カウンターの奥に、1人入るのがやっとの狭いカルテ棚の隙間をぬうようにして、カルテの出し入れをしていました。

住所と氏名で構成されているカルテ番号を暗記して、目を瞑っていてもカルテを出せる神様のような先輩がいました。

先輩たちからは、「病気だけを見るな!」「カルテからその人の生活背景をも読み取るんだ!」と言われて、教育されました。

それが、私の医療人として働く原点になりました。

目の前の患者さんにやさしく対応して、「ありがとう」と言われることがうれしく思いましたが、血まみれで運ばれてくる救急患者、怒鳴り込んでくるヤクザ、「南生協なら助けてくれると聞いて」と遠くから歩いてきて助けを請うホームレスの人、小学生の子どもが通訳をする日本語が通じない外国人などなど、毎日がドラマのような日々でした。

でも、「今日はあの人来てなかったね。昼休みに様子見てくるわ」と常連患者の心配をする看護師や、年末には橋の下に住む人たちに食料を届けるケースワーカーらの姿を見て、誇らしい職場に就職できたと思っていました。

青年運動のつながりの中で

当時の南生協病院では、労組青年部やジャンボリー、民青同盟など、さまざまな青年運動がありました。

中でも、私は大学時代からがんばってきた民青同盟の南生協の班活動を、もっともっと楽しく活性化させたいと思っていました。

新たな班役員を決めて、民青新聞の配達・集金の乱れを改善して、みんなの要求を実現する楽しい活動を通して、世の中を良くしていきたいと、情熱に燃えていました。

一緒がんばってくれる仲間もたくさんいて、食事会をしたり、ピクニックに行ったり、仕事の悩みも相談できて、充実した日々でした。

病院の「平和運動委員会」との共催で行った「ピースウェーブ企画」は、毎年好評で、世界平和を願って世界各地の民族衣装を着て130名もの参加者から喝采を受けたり、1円玉を数え切れないくらい集めて、「ピースウェーブ」の文字などの大きな看板を作ったり、病棟を回って平和の歌を談話室で歌ったりもしました。



みんなで力をあわせて作った
共産党青年後援会の立て看板

「私ってこの仕事に向いているんだろうか？」と迷ったときもありました。そんな時、地域の労働者を対象に開催されていた「労働学校」に、何度か通いました。大企業で働く青年労働者たちとも、そこで知り合い、ともに学びました。

「逃げ道を準備してはダメ！」「それでは、どこへ行っても、同じ壁にぶつかるよ！」と励ましてくれた講師の先生の言葉や、仲間との会話の中で、この南医療生協でがんばっていこう！と思いました。

目の前の患者さんが抱える病気の背景にある、生活の困難の源を変えて、世の中を良くしたいという気持ちはますます強くなり、青年たちと替え歌やお揃いのTシャツやジャンパーなどを作って、選挙の応援にも参加しました。

当時は、南医療生協全体が医療をよくするためには世の中を良くしなくてはと学習会などをしていました。

決起集会で発言する私→



結婚、出産、頸肩腕障害

1990年9月15日、就職してから民青同盟の活動で知り合った地区委員長と結婚しました。彼は、大学卒業後、高校の国語の教師をしていましたが、「世の中をよくしたい」「平和な社会にしたい」と教師を辞めて、民青同盟の専従をしていました。

いつも前向きで、明るく、献身的に活動する彼を、私は尊敬していました。貧乏ヒマなしの専従との結婚に、同じ志を持つ私の両親もその苦勞がわかるがゆえに心配してくれました。でも、「生きる道が同じ人と、生きていきたい！」と思い、結婚しました。

会費制で、仲間たちに実行委員をお願いして、すべて手作りの結婚式には、200人を超える友人・親族が集まって祝ってくれました。



結婚の前の年から、子宮の炎症で何度か入院をしていましたが、結婚後もよくなり、婦人科の医師から「子どもを産むか、子宮を取るか」と選択を迫られて、当然ながら出産を選びました。

幸いほどなく妊娠しましたが、妊娠中も切迫流産で入院を余儀なくされて、職場を休んでばかりの私はみんなに申し訳なく思っていました。職場の人たちは「心配しないで。お互いさまなんだから」と言ってくれ、ありがたく思っていました。

1991年11月、陣痛室で待っているときに破水して、その後子どもの心音が聞こえなくなったために、緊急の帝王切開という形になりましたが、娘を産むことができました。

当時は、まだ育児休暇の制度がなく、産休明けの生後2ヶ月で院内保育所（と言っても、病院から離れたところにはありませんでした）に娘を預けて、仕事に復職しました。

入院会計に所属していたので、月の初め10日間は保険請求のために毎日残業があり、夜間保育はなかったので、実家の両親に頻繁に来てもらって、夜中まで娘を見てもらっていました。

復職して半年ほどで、外来会計に異動になりましたが、各科分散会計だったのが、ちょうど集中会計システムに変わったばかりで、オープンカウンターで患者さんたちの視線を浴びながら、次から次へと伝票入力をしなくてはならない緊張の日々でした。

もともと肩こり症ではありましたが、その頃から手の痺れや痛みが出だして、受診をした時には「頸肩腕障害で長期休業が必要」と診断される状態になっていました。

休みに入ってから3ヶ月くらいは、子どもが保育園に行くと布団で寝たきりの日々が続きました。



1年3ヶ月の休職後、庶務課へ

病院でのリハビリ、はり・灸、温泉などの治療の甲斐があって、休職期限内に何とか復帰できました。

病欠中に受付課に異動になり、私の欠員分は臨時的職員を雇ってもらえ、上司や同僚からも「今は身体を良くすることだけ考えて」と言ってもらえて、安心して休むことができました。

復職前には、傷病手当をもらっている休業中に身体慣らしをするのが、南医療生協での「リハビリ勤務」でしたが、その間も私の代わりの職員を確保してもらっていたので、じっくりと身体を慣らしながら、復帰ができました。理解ある上司と職場の仲間のおかげだったと、本当に感謝しています。

初めての子育てと産後2ヶ月での職場復帰、夫は毎日帰宅は夜中だったので子育てと仕事、家事をこなすのは大変で、頸肩腕障害で休職するまではなかなか子どもを手放しにかわいいと思えなくて、そんな自分に自己嫌悪したりしていましたが、体調の回復とともに子供との時間も楽しめるようになりました。

フルタイムに復職すると同時に、庶務課に異動になりました。

それから、私は6年間庶務課で働きました。

私は、勤務表の点検、ロッカー管理、白衣の管理、小口金庫の管理など今まで見えてなかった病院を裏から支える仕事を初めてしました。

庶務課には、とても穏やかな先輩とパートさんがいて、たぶん私の生協暦の中で、一番穏やかでゆったりとした時間を過ごしたひと時だったと思います。

当時は、庶務担当と用度担当とに部屋も業務内容も別々でしたが、新しい人が来るなら、と、私は週に1回用度が各部署からの発注にしたがって、医療材料を部署別に仕分けをして運ぶ、「払い出し」という業務もやることになりました。女性が払い出しをするのは、南生協病院始まって以来のことでした。

病院の医療現場の裏側をも知る、貴重な経験だったと思います。

パソコンの技能を教えてもらったのも庶務課時代でした。そのおかげで仕事の幅もぐんと広がりました。

事務長室の体制が事務長と事務次長2人の体制から、事務長・事務次長の2人体制になってから、庶務課は事務長室の補佐機能も引き受けることになりました。

仲田事務長の指示の下、南生協病院のリニューアルの推進委員会事務局として関わりだしたのも、この頃からでした。

私は、主には広報の担当を任せられ、事務長と相談しながらチラシやニュースを作ったり、リニューアル委員会に参加する地域の組合員さんの交通費を精算したりという仕事もするようになりました。



第2子出産と子育ての悩み

娘が3歳になる頃から、同じクラスの子たちに兄弟が生まれ始めました。

「うちにはどうして赤ちゃん来ないの?」と言われて、「よし!じゃあ二人目を!」と思ったものの、これがなかなかできず。

2年後、待望第2子を1996年7月に帝王切開で出産しました。

4020gというみんながびっくりする大きな赤ちゃん。でも、産後2週間で退院したその夜に私は高熱を出し、翌朝には乳腺炎で入院になりました。

結局退院できたのは2週間後で、せっかく育児休暇を1ヶ月とったのに、ゆっくりする暇もなく、また仕事に復帰しました。

兄弟を待ち望んでいた娘は、弟の面倒をかがいよく見てくれました。

でも、弟はかわいくても、5年間も母である私を独り占めで来ていたのが、手のかかる息子にどうしても時間を取られる私に甘えられなくて、さみしさを我慢していたのだと思います。

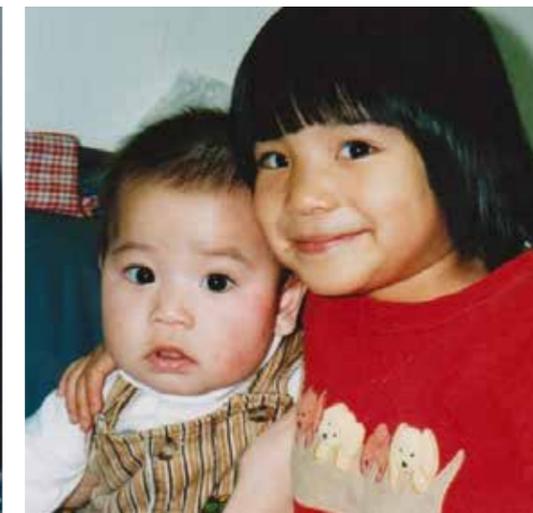
しばらくして、爪噛みがひどくなり、親指の根元まで膿んでいるのに気づき、

「このままじゃダメになってしまうんじゃないか」と不安になり、保育士さんに相談したり、カウンセリングに行ったりしました。

娘との時間を大事にするようになって、娘は落ち着いていきました。



↑我が家での焼肉パーティー



↑かわいい弟を自慢げな娘
←ほしざき保育園の入園式
(息子9ヶ月)

いつも保育園のお迎え時間に間に合わないことが多くて、「すみません。いまから職場を出ます」と遅刻の電話をする私に、「慌てなくていいから、気をつけてきてね」とあたたかい言葉をいつもかけてくれた保育園の方たち。子育てのことだけでなく、私の仕事の愚痴も聞いてくれ、本当に支えてくれました。ありがとうございました。

自分が子育てに躓いてから、それまで以上に「親同士のつながりをもっと持ちたい!」「ひとりぼっちの子育てをなくしたい」と思うようになりました。

当時、わが子を虐待で殺すというニュースが後を絶たなかったせいもあるかもしれません。

他人事じゃなく、自分も紙一重のところにあんじゃないか?そう思うと、せめて自分の子どもや身近な子どもたちは大人が手をつないだ大きな輪の中で、安心して育ててほしい!そんな思いに駆られていたころでした。

医療宣言づくりと民医連総会

1999年10月、全日本民医連の提起を受けて、南生協病院でも「医療宣言」を作ることになりました。

上司から「これまでつちかってきた歴史に基づいて理念を再確認し、厳しい情勢に『凜』として立ち向かう力が必要。今後何を目標にしていくのかを『宣言』としてまとめたい」という依頼を受けた患者代表の足立くみ枝さんと、院長・事務長・医師・看護課長と事務局の私という構成で医療宣言作成委員会は、議論をしました。

「いつでもだれでも、そらでくちずさめるような医療宣言にしたい!」と思っていた私は、「ともにあゆむ医療」という文字を頭にした文章を宣言として提案しました。そして、それがほぼそのまま南生協病院の医療宣言として採択されました。

2000年3月、全日本民医連総会の分散会で、私の発言を聞いた総会事務局から言われ、最終日の全体会で発表しました。

その後出された全日本民医連の医療宣言にも「ともにあゆむ」の言葉は採用されました。

一緒に医療宣言を作った足立さんと、医学生が集まりに招かれて、大勢の医学生の前で二人で宣言に込めた思いを語ったことは、今も忘れられない思い出です。

でも、南生協病院は、「もらいません! 差額ベッド代やつけどどけ」という宣言から逸脱するために、作成からわずか7年で変えられてしまいました。

30年の歴史を引き継ぎ、この先もずっと原点を忘れずにいつまでも変わらず伝えられる医療宣言作りをめざしたはずなのに、「時代が変わった」というのが変更理由だそうです。

もう一度、原点に立ち返ってほしいと、いまでも強く願っています。

“南生協病院医療宣言”

前文

南生協病院は、伊勢湾台風(1959.9.26)の救護活動から生まれた診療所の保健医療活動の実践を礎に、1976年に誕生しました。
地域の人々が組合員としての主権を持ち、職員と力をあわせ、差別のないよい医療をめざし、総合的な病院として発展してきました。
私たちは、南生協病院が地域の組合員が出資・運営・利用する医療生協の病院であるという特徴を最大限に生かし、保健・医療・福祉のネットワークのセンター病院として、健康であかるいまちづくりをすすめていきます。
また、病める人々を守り、誰もが基本的人権を尊重され、平和で平等な生活が送れるよう、平和・民主主義・人権擁護と環境保全の運動をすすめます。

とつぜんの病気・けがにも安心の救急医療
*24時間、365日の救急体制をとっています

もらいません 差額ベッド代やつけどどけ
*差額ベッド代やつけどどけの心配なく、治療に専念できます

にこやかでおもいやりある接遇を
*人の尊厳を尊重する接遇を心がけます

あすのよい医療を実践します
*医学医療の進歩に対応し、新しい医療や総合的な医療を提供します。
また、納得のできる医療の実現に向けて、患者・組合員との協同で医療の質の向上にとりくみます

ゆめをもち、やりがいもてる職場と人を育てます
*患者・組合員の満足が心の糧になるひとづくり
*相互批判と協力で集団の力が発揮できる職場づくり
*あすのよい医療を支える医師の確保と養成にとりくみます

むすびます 保健・医療と福祉のネットワーク
*地域の健康チェックや健診活動と連携し、保健のネットワーク
*南医療生協の診療所や開業医と連携し、医療のネットワーク
*かなめ病院や在宅支援センターと連携し、福祉のネットワーク

医療保険制度の後退を許さず、社会保障・平和を守る運動にとりくみます
*医療を受ける権利を守り、いのちとくらしを守る運動をすすめます

療養は患者が主人公 生協は組合員が主人公
*「患者の権利章典」を実践し、頼れるパートナーをめざします

1999. 12. 5 (2000. 2. 29一部修正)
総合病院 南生協病院

突然、事務長室課長に

2000年4月、情報サービス課に名称の変わった庶務係の主任になりましたが、直後から不眠が始まりました。事務部門の業務再編で医療材料などの物品購入・管理業務を、経験のない物流サービス課の新しい課長に引き継がなくて

はならない一方で、4月は新入職員の受け入れ準備など庶務にとっても一番忙しい時期が重なり、ストレスがかかったためだと思います。

2000年6月、事務長室に呼ばれ、「事務長室課長」になるよう言われました。専務の突然の交替による玉突き人事が私のところにまで及んだのです。今まで、事務長・事務次長の2人だった事務長室を、勤続20年1度も病院勤務経験のない人を事務長にし、次長は廃止し、事務長室課長という新たなポストを作って、病院リニューアル実施設計開始目前のときに「あなたならできる!」と言われても、無理な相談としか思えませんでした。体調も悪化していたし、家族の援助も見込めない状況で、「とてもできません!」と断固拒否しました。でも、私には選択の余地すら与えられてはいませんでした。

気の毒に新しい事務長はわずか1ヶ月でうつ病になりました。私も、頸肩腕障害も、子宮の炎症も悪化して、仕事をしていても暑くもないのに手に汗をかいたり、手足が冷えて仕方がなかったり、食欲もなくなり、家に帰るとぐっつりの生活でした。

でも、リニューアルの実実施設計を進める人はおらず、各部署との打ち合わせ会議が毎日何時間もつづき、昼ごはんすら食べる暇がない状況が続きました。10月初め、下腹部痛があまりにひどくて婦人科に受診したら「今すぐ入院!」と言われました。当時のカルテには「全身疲労困憊状態」「仕事のことが一番の負担になっている」と書かれています。しかし、婦人科の医師も現場と設計業者との打ち合わせに出ている管理者は私しかいないことを十分知っていたので、「午前午後2時間ずつだけだよ!」と制限付きで、病室から会議に通っているような状態でした。当然、事務長も事業所部長もそのことを知っていましたが、止めようとしませんでした。

入院していても身体も心も休まるはずもなく、1人になると涙がこぼれました。このままではダメだと思い、退院の日精神科を受診しました。

2008年労災申請をした時、労働基準監督署はその日をうつ病発症日としました。精神科のカルテには「リニューアルのために職員が犠牲になってはいけない」と主治医の言葉が残されていました。

私は結局12月まで病休となりましたが、11月に補充された事務次長も、いよいよ着工となるリニューアル工事の対外的な対応やボランティアの組織など仕事も増えたため、現場との調整は私が引き続きすることとなり、病休中であってもゆっくり休んでいられる状況ではありませんでした。

リニューアル事務局と同時に、医療生協の4課題の事務局長も担っていた私には、「加入・増資の目標達成が着工の基準」という重圧もかかっている、連日ニュースを発行して、職員を鼓舞しなくてはなりません。

2001年春、事務長が長期病休のために交代になりました。

私は、沈んでいくような気持ちを抱えながら働き続けました。



↓当時の手帳から計算した残業推定時間

		推定残業時間合計	その他情報	
2000年	4月	27:00		
	5月	28:10	4時間日直2回	
	6月	36:10	4時間日直1回、東京出張1日	
	7月	13:30	7月11日~15日まで入院、20日まで病欠、大阪出張2泊3日	
	8月	40:00	4時間日直1回、8月10午後から15日まで真休み	
	9月	52:40	4時間日直1回	
	10月	0:00	10月2日~19日まで入院→12月29日まで病欠	
	11月	0:00	病欠中に4時間日直2回、総合案内2回、11/9~13入院	
	12月	0:00	病欠中に4時間日直1回、総合案内1回	

「プロジェクトX」並みの難工事の末

2001年1月に始まった工事は、想像を遥かに超えるすさまじいものでした。5階には入院患者さんがいる状態で6階を削り取る。壁一枚隔てた隣りの部分を解体する。天井をはがして空調設備も取り替えるために、あちこちで予想以上に埃が発生し、ビニールのトンネルのような廊下や野戦病院のような光景、診療にも支障が出るほどのすさまじい騒音や振動、粉じんに、訪れる患者さんたちもびっくり。苦情の対応にも追われる毎日でした。

新しい事務長は、「病院管理業務に専念したい」とリニューアルにはかかわろうとはしませんでした。

2001年5月、私は北メンタルクリニックに受診し、診断書をもって休みに入りましたが、事務長は、「コントロールしながら仕事をしていくように」と、長期の病欠を認めようとはしませんでした。その上、自分が医局事務局長の時から担っていた医局管理を、私にするように命じたのです。

メンタルの主治医からも「それは無理だから断るように」と言われ、事務長にも伝えましたが結局やるしかありませんでした。

しかし、医局に常駐することのない私が医局管理をできるはずもなく、抱える会議や医局関連の出張が増えたことで、心はますます重苦しくなりました。

2002年4月、事務長から①業者対応が甘い、不適切、②健康の自己管理が悪いことを理由に、5月から庶務課スタッフへ降格と言いつ渡されました。

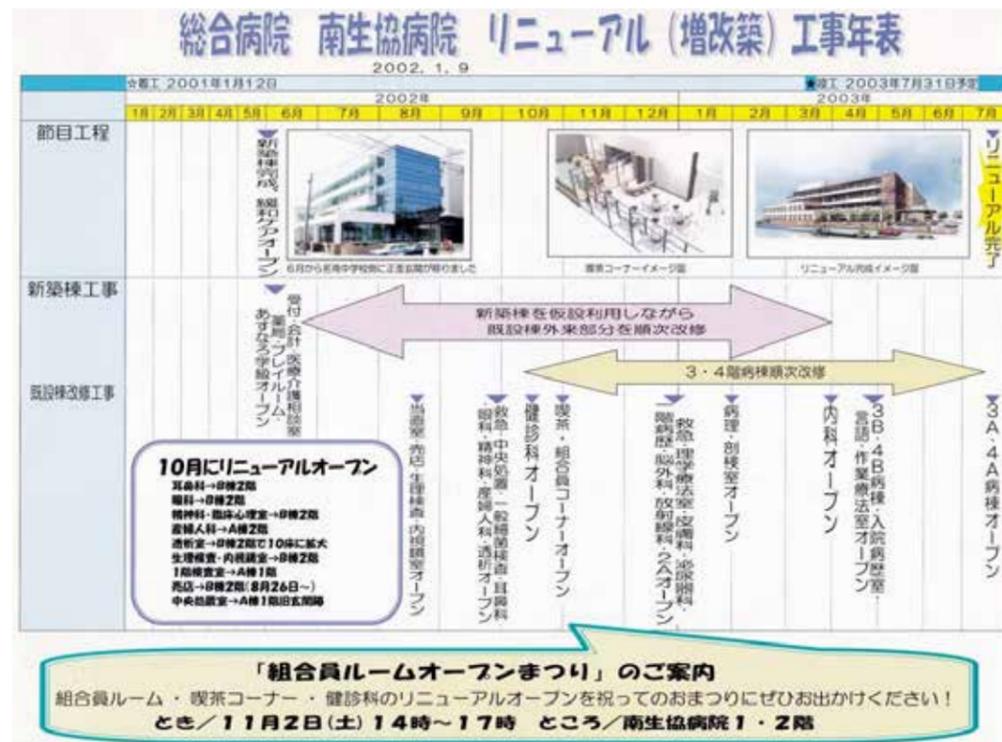
「なぜもっと早く辞めさせてくれなかったのか！」と、ここまで身体も心も痛めながらもやってきたことへの遅すぎる評価に、悔しくて悔しくて涙が止まりませんでした。抗議文を書いて提出しましたが、これ以上事務長室にいる必要がなくなったことだけが幸いでした。

でも、庶務課に異動した後も、実質的にリニューアルの事務局に変わりなく、忙しい毎日に大きな変化はありませんでした。むしろ、異動してからの方が残業は増えました。実際に、当時の記録を見ると、庶務課に移動する前4月の残業時間は85時間、異動後の5月は89時間、6月は98時間の残業をしています。

「体調の自己管理が悪い」と降格しておいて、健康への配慮をさどころか、ますます働かせる。安全配慮のかけらもない対応でした。

結局、3年間に渡るつぎはぎだらけで引越しに次ぐ引越しの上、2003年春リニューアルの難工事は一日の休診をすることなく、無事に終わりました。

わずか3年後に「新築移転」が決まろうとは、誰も予想することはできませんでした。



リニューアル完成！しかし…

モニュメント除幕式。中央が私→

とにもかかわらず、リニューアルが無事に終わったことは本当にうれしかったです。自分がデザインしたモニュメントの除幕式のときは、「終わったぁ」と力が抜けていく感じでした。リニューアルでできた増築棟の広いトイレに、庶務課の頃から花を飾るようにしてきました。

「きれいなトイレがいつまでも気持ちよく使ってもらえますように」という気持ちと、「我が家の庭に咲く花を、もっとたくさんの人に見てもらいたいなぁ」という思いから。

すると、私がトイレに花を活けていると、患者さまが「ありがとうね」と声をかけてくださるのです。気持ちがなごむねえ」と、毎回いろんな方と話が弾みます。私の趣味で飾らせてもらっているのに、なんだかとてもいい気持ちにさせてもらっていました。

2006年、南生協病院は「緑区のJR南大高駅前に5000坪の土地を確保できた」と喜び、100億円かけての新築移転を決めました。

当初、10億円で売却して借金返済に回すという予算計画でしたが、「耐震性に問題がある」と移転した病院を誰が買うでしょう。

結局買い手はつかず、解体業者を困らせるほど頑丈な土台まで解体するのに、また多額の解体費用を投じる羽目になりました。

リニューアルにかけたあの3年間と、職員やボランティアさんたちの苦勞と、20億を超えるリニューアルに投じたお金はわずか、7年で無駄になってしまいました。

通常、これだけの経営損失を出したら、経営責任を問われてもおかしくないと思いますが、南医療生協の幹部は誰一人責任を取ることもなく、いまま新病院と新事業の宣伝にまい進しています。

このリニューアルこそ、「悲劇的ピフオーアフター」だと言えるでしょう。



1階のお手洗いには、いつも生け花が差してあります。季節のお花です。

「病院」というコンクリートの建物内では、季節感を味わうことは「雲の上」のことと諦めざるを得ないのだと、自分で自分に言い聞かせていた事柄でございました。

心身ともに疲れきった私自身にとっては、この1輪に心満たされる思いが湧き出で、「また1日生きてみよう」と思いました。ありがとうございました。

匿名希望の患者様の投書より



↓2012年4月モニュメントがあった場所



↓2013年3月すっかり更地



「一人は万人のために、万人は一人のために」

（足立くみ枝さんの陳述書より）

私が梅村さんと直接かかわったのは、医療宣言の起草委員会の時でした。

この医療宣言の中にぜひ入れたいと思っていたけれど、結局入れられなかった言葉があります。それは「南生協病院は、信頼と安心の医療を提供するため、民医連・医療生協で生きがいを持って働ける職場づくりをめざしています」という言葉です。

私がこの言葉に込めたかったのは、患者の声に耳を傾け、患者の立場に立つ医療を提供し続けるためには、なにより職員自身が健康で生き生きと働ける職場であることが必要だという思いでした。

そして、残念ながら私が懸念していた職員の労働環境はその後、どんどん悪化し、私が案じていたように「患者の立場を貫く医療」を提供できない南医療生協へと変わって行ってしまふことになりました。

私が、職員が余りに余裕がなく忙しそうだと心配していたころ、身近で大変なことが起きてしまいました。

緩和ケア病棟を作る活動の中でかかわった職員に、Ｙさんという女性がいました。しっかりとして手際よくいろいろと出来る有能な方でした。

２００１年頃、当時治療院として自営していた私の夫のところに、鍼灸・マッサージ治療に彼女が通うようになりました。頸肩腕障害と自律神経失調症とのことでした。彼女は言いませんでしたが、私はいわゆるうつ病はないかと感じました。職場の同僚とも、メールのやり取りなどで、「そのうち死のうか」「どうやって死のうか」などやり取りしているという話を聞き、とても心配になりました。

Ｙさんから直接聞いたのですが、「『リハビリ勤務』をしたいと上司に希望を言っているんだけど、『２～３時間だけ働くような職場はない』と言われた」「それなら辞めろとまで言われた」と言って悩んでいました。

その後、南医療生協の組織部に配属されたということを入づてに聞き、大変驚きました。Ｙさんの状態を知っただけに、あんな大変な部署に配属されて大丈夫なのかと、本当に心配になりました。

その頃あった緩和ケア病棟完成祝賀パーティーのコンサートの際、独り片隅で立っていた姿が、それまでのＹさんのイメージとは全く違い、さらに心配になっていたのですが、その後まもなく、自殺してしまつたのです。

訃報は、知り合いの職員からの電話で知らされました。３日ほど職場に出てこないからということで、訪問した同僚によって自室で発見されたと。

結局、Ｙさんの自殺は、原因究明も再発防止策も取られないまま「不問

に付された」感じになってしまいました。職員がいきいきと働き続けられる職場でなければ、自分たちが望む安心・安全な医療を提供できる病院であり続けることは難しいと思っていた私は、とても不安になりました。

私は、リニューアル工事で旧玄関が壊され移動する際に、南生協病院が玄関にずっと掲げていた「一人は万人のために 万人は一人のために」の額を外し、それ以降掲げなくなった時には、大きなショックを受けました。

そもそも、私は、民医連が私たちのような障がいのある者や貧しい人たちであっても、医療を必要とする人には、誰でもいつでも差別のない平等な医療をする医療機関だったからこそ、共感し、支えてきたのです。

私が、患者会活動に没頭してまでも南医療生協を支えて来たのは、まさに南医療生協が「無差別・平等の医療」のために医師も職員も、患者や組合員と一緒によい医療を作り上げていく姿勢があると思ったからでした。

しかし、苦労したリニューアル完成からたった３年で新築移転を決め、差額ベッド代徴収をして、患者を支払能力によって差別する病院になってしまった南医療生協、お金儲けのための病院になってしまった病院には、私にとっての理想の病院像としての未来がないと見切りをつけ、２００６年頃、南医療生協を脱退しました。

私は、乳がん手術後の人生のエネルギーの大半を、患者会活動につぎ込んできたといっても過言ではありません。患者会活動の中で、職員も含めて数多くの友人もでき、生涯の友としてつきあってきた人もいました。

しかし、南医療生協の「変質」によって私も生協を脱退し、患者会を離れざるをえず、それによって、周りの友人とも離れざるを得ない状況にされ、２０年以上にわたる人生の蓄積を失ってしまいました。

梅村さんにしても、民医連であり、医療生協である職場に対して、誇りを持っていたからこそ、献身的に働いてきたのだと思いますが、その献身性を裏切るような形で使いつぶされ、「自然退職」という形で仕事を奪われたことにどれほどの悲しみや悔しさがあつたろうと思います。

「一人は万人のために 万人は一人のために」という理念のために、まじめに一生懸命に働いてきた職員が、Ｙさんのように自殺に追い込まれたり、梅村さんのように心や身体を病んで職場を去らざるを得ない状態に追い込まれたりしている南医療生協には、本当に残念な思いでいっぱいです。



1人での「地域医療連携室」立ち上げ

リニューアルが終わって、２００３年６月「地域医療連携室」を一人で立ち上げるという大きな任務を引き受けました。

今にして思えば、事務長室で押された「降格」という烙印を、払拭したいという思いに駆られていたのだと思います。

当時、診療報酬の後押しもあって、大きな病院では「地域連携」の取り組みが始まっていました。大同病院・中京病院・名古屋共立病院など、すでに連携室の実績をあげていた病院を、挨拶をかねて、どんな取り組みをしているか話を聞きにまわりましたが、ちょっと話を聞くだけでは雲をつかむような話で、南生協病院では、紹介率を算定する仕組みづくりからの出発でした。

開業医向けの南生協病院紹介バインダーづくり、院内の紹介患者様対応ルール作りと徹底、開業医を訪問して「登録医」になってもらう営業活動。

どれをとっても、初めて尽くしで、やればやるほど課題の大きさを実感し、押しつぶされそうな気持ちを奮い立たせる毎日でした。

当初は「連携委員会」という組織があり、一応多職種が集まり医療連携の進め方について検討するという形になっていましたが、「会議が多いから」という理由で、わずか半年で解散になりました。その後は、院長と事務長とのうちあわせだけで、実際には孤軍奮闘状態でした。

そんなときに山形の鶴岡医療生協の連携室担当の方と、彼女が立ち上げた「連携室の給湯室」という連携担当者の情報交換のサイトへでつながりました。

「もっと連携の輪を広げたい」と私は民医連や医療生協などの院所にこのサイトへの参加案内を送り、埼玉、東京、京都、神戸、岡山、広島などあちこちから参加者が増えて、連携担当者にはかわからない悩みや相談ができるようになり、私は本当に救われました。

翌年には、日生協医療部会にいた大学の先輩の力も借りて、初めての「全国連携担当者会議」を医療部会主催で開催できました。今もその「連携担当者会議」は引き続き年１回行われているそうです。

南生協病院内でも、紹介患者様をお迎えの挨拶から、ご案内、帰りの「不都合なことは？」の確認など、どうすれば紹介患者様が満足して帰り、「先生に紹介してもらった生協病院、よかったよ」と開業医さんに伝えていただけるか？そのために、さまざまな取り組みをしました。

開業医訪問も２年間で４００件を回りましたが、当初は「生協病院ってどこにあるの？」「組合員じゃないとかかれないのかと思ってたよ」など、いかに開業医の先生たちに南生協が知られていないかを実感する日々でした。

でも、がんばればがんばるほど、上からの期待は高くなり、私の体調はどんどん悪化する一方で、そのギャップにストレスはたまる一方でした。２００５年夏には、胃潰瘍で食事が全くとれない状態で入院もしました。

メンタルの主治医からは、「あなたの場合、すでにうつが慢性化、難治化してしまっている。残された治療法は電気ショック療法しかない」とまで言われ、大変ショックを受けました。主治医も成功率は五分五分と言ひ、ネットで調べても、副作用や後遺症などのことが書かれていて、とても治療に踏み切ることはできませんでした。

２００５年６月には、部署異動を願い出ましたが、結局後任が来たのは１０月になってからでした。



ケアマネとして再出発

2006年1月、私は連携室時代の過酷な状況の中、奇跡的に合格したケアマネージャーの資格を生かし、診療所のケアマネをすることになりました。3月には退職するベテランケアマネに3ヶ月ついて研修ができるということで、「しばらく診療所でゆっくりしてこい！」という病院事務長の言葉を信じて、年末に挨拶に行くと、診療所事務長から「3月までにケアマネの管理者業務も引き継いでくれ」と言われて、驚愕しました。

ケアマネ初心者、3月末まではリハビリ勤務（休職中）の私が、4月には介護保険大改定という状況の中で、ムリと断りましたが、押し切られました。1月に2時間からリハビリ勤務を始めましたが、1ヶ月サイクルのケアマネ業務を3月10日には引越して行ってしまう前任者から引き継ぎをするには、2月にはほぼフルタイム、3月には実際にはケアマネ管理者としての業務を担わなければならない状況でした。

案の定、柴山さんが去った後は、とにかく毎日が必死の状態が続きました。

介護保険の改定に関わって、業務の変更や実務の増加、あとからあとから続く新規の依頼、私自身もわからないのに誰も教えてくれる人が身近にいないで、逆に私が改定内容をみんなに伝えないといけなくて、「どうしたらみんなにわかってもらえるか?」「どうしたらよりよいケアマネになれるだろうか?」とそんなことばかりが頭の中をぐるぐる回っていました。しかも、なぜか、世の中の矛盾が凝縮したような困難な事例になぜかいくつもぶつかり、区役所や地域包括、保健所、高齢者虐待センターなどの連携で学ぶことも多く、悩みも絶えない日々でした。

そんな中で、3月頃から始まった腰の痛みが一向によくならないばかりか、痛みや冷感が強くなり、痛む場所もどんどん広がっていきました。何度も整形やマッサージにも通いましたが、夏には汗をだだらかいているのに手足が冷えて痛かったり、ふらついて転落しそうになったり、記憶が飛ぶような状態になっていました。

10月には、メンタルの医師から「3ヶ月の休養が必要」と診断を書くと言われて、上司に相談しましたが、「すぐには無理だから」と言われて、私は代わりにケアマネが来てくれるのをずっと待っていました。

そんな中で、利用者さんとのトラブルの対応が続いて、日中自分の担当の仕事の処理ができなくて、遅くまで残ったの仕事が続くようになりました。どんどんたまっていく自分の残務にストレスはたまる一方で、でもそんな気持ちを伝えても一向に代わりにケアマネは来る気配がないまま12月になりました。

朝も起き上がれない私に、事務長はフレックスタイムにすればと言い、起きた時間に出勤するという状況でしたが、仕事の量が変わらないので、結局夜中まで働いたり、休日に出勤して仕事をするしかありませんでした。そんな私に「リハビリ復帰の人の対応をしてほしい」という依頼が上司からきました。病休が必要だといわれて2ヶ月以上働き続けているのに、そんなことは無理です」と断りましたが、無駄でした。

12月に2度「1ヶ月の休務加療が必要」の診断を出しましたが、休みに入れる体制にならず、「このままでは職場で倒れて死ぬ」と思い、1月に他のメンバーに頭を下げて、仕事を引き受けてもらって、休みに入りました。

線維筋痛症と診断されて

2007年1月から休みに入りましたが、ずっと書けないままだった利用者さんの経過記録を書いたり、ケアマネ管理者業務を引き継ぐために、家でも仕事をしたり、休日に診療所へ行って仕事をしたりすることが、しばらく続きました。

結局、私のあとケアマネ管理者業務を引き継いだのは、12月から「リハビリ勤務（休職中）」だった人でした。自分が同じ目にあって苦しんできただけに、彼女にも同じように引き継がざるを得ないことで、いたたまれない気持ちでいっぱいでした。だから「困ったことがあったら、連絡してね」と言い、実際に困難事例についての相談が何度もありました。

中途半端で離れなくてはならなかった職場の仲間にも申し訳ない気持ちはぬぐえず、ゆったりのんびりと心身を休めるとは言えない状況でした。

あるとき、日本テレビのアナウンサーが「線維筋痛症」という難病になり、周りに理解されなくて自殺をされたというニュースを見ました。その時紹介された病気の症状が、私の状態と同じで、「私は、線維筋痛症にちがいない」と思い、あちこちの病院を受診しましたが、当時はまだ線維金つ症という病気について、診断方法や治療方法も大半の医師は知らなくて、「あの病気はシャワーを浴びることもできないほどの激痛。あなたみたいに、歩けるはずがない」と言われるばかりでした。

2007年10月には、朝起きると手がポンポンに腫れあがり、指が曲げられない状態になったため、関節リウマチを疑って受診をしましたが、検査でリウマチでないことがわかり、その時の医師が「もしかしたら、線維筋痛症かもしれない」と、患者会「線維筋痛症友の会」を紹介してくれました。

「友の会」のHPには、診断をしてくれる医療機関も紹介されていて、さっそく受診をしたら、その場で線維筋痛症と診断されました。

医師の診断では、発症は2006年3月頃と。まさに私が休職中なのに、初めてのケアマネ業務と管理者業務を任されて、苦しんでいた時期です。

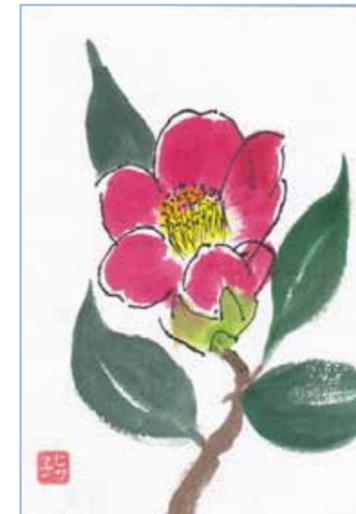
その頃から、私はこれまでの自分の働き方を振り返り、「求められることにこたえざるを得なくてやってきたけれど、本当はうつ病発症も、その後の悪化も労災じゃないのか」と思うようになっていて、労働基準監督署にも相談に行きました。

11月の入院治療で手の腫れや激痛はいったん改善したものの、ケアマネ業務に戻ることは無理だと判断して、上司に職場異動を願い出ました。その面談の際、事業所部長から「梅村さんはしばらく休んでいたから、いまの南生協の方針を伝える時間も取らないとダメね」と言われました。

緑区への新築移転と同時に、民医連綱領に反して、全国の民医連で唯一「差額ベッド代」を徴収することを決め、職員に対してもMBO（目標による管理）と賃金をリンクさせる成果主義賃金制度を導入しようとしていた当時の南医療生協の方針は、休んでいても私の耳にも入ってきていましたし、休職中も職場に行ったときには、アンケートなどにそれらの方針について批判する文章を書いて抗議していましたから、復職する前にうるさいやつのおきたいというのが、事業所部長の本音だったと思います。

でも、その頃の私は、「今回の復帰が最後のチャンス。それを成功させるためには、見た目では理解できない私の病気（うつ病と線維筋痛症）について、周りに人たちに知っておいてもらわなくてはならない」という強い思いがありました。

そこで、「みんな出るように」と言われていた新病院推進委員会「千人会議」に参加して、自分自身で今の南医療生協の姿を見ることにしました。



「千人会議」で知り合いに渡したチラシ

「線維筋痛症」の署名にご協力ください！

「線維筋痛症」とはどんな病気かご存知ですか？
昨年春、女子アナウンサーがこの病気を苦に自殺したことで、マスコミでも報道された病気です。

私は、医療事務として勤めてもうすぐ21年になります。若い頃から頭肩腕障害があり、全身凝り性だったのですが、2年前にケアマネジャーに転進して、すぐに管理者になった頃から、坐骨神経痛のような痛みが始まりました。

今までも坐骨神経痛は何度かあり、鍼に1回行くとほとんど治っていましたが、今回は効果なし。介護保険の大改善が同時期に重なり、初心者の私には過重な負担でした。

腰から左腿の痛みは徐々に強くなり、そこだけ芯が冷たい感じが続くようになりました。

夏になり、クーラーが入りだしてからは最悪で、冷風を暖房などでさえぎったり、上着やひざ掛けで防御しても、体中が痛み出しました。

特に左腰・腿は最悪で真夏に使い捨てカイロを何個も貼り付けても、低温やけどに気がつかないほど、冷感が強くなっていました。

夏以降、仕事はますます忙しくなり、ついがんばりすぎてしまう私の性分がそれに拍車をかけて、体調は悪化の一途。10月には主治医から「3ヶ月の休業が必要」といわれましたが、体制が取れず、働き続けました。

体の痛みで仕事の効率は下がる一方で、トラブルの対応が続き、以前からわずらっているうつ病の症状も悪化してきて、12月にはもうふらふらの状態でした。1月にやっと、仕事を分担してもらい、休みに入りました。

女子アナ自殺のニュースで初めて「線維筋痛症」という病気を知った私は、「私もこの病気なのかも!？」と直感的に思いました。それから、いくつもの病院・診療科を回りましたが、検査をしても異常は見つからず、「あんたみたいにびんびんしてる人がそんな病気であるわけない!」と頭から否定されるばかりでした。

9月になって、朝、手がこわばるようになり、次第に指に力が入らず、洗濯ばさみがつまめなかったり、ペットボトルのふたが開けられなくなりました。リウマチを疑って整形を受診しましたが、検査で異常はなく、そのとき初めて医師が「線維筋痛症かも?」とつぶやいたのです。

そこで「線維筋痛症友の会」のHPで、診断してくれる医療機関を探して10月末に受診。すぐに「線維筋痛症」と診断されました。

原因も治療法もまだ解明されていない、難病指定にもなっていないませんが、日本にも200万人の患者がいると推定されているそうです。

いまはこの病気に効果があるといわれている薬をあれこれ試していますが、寒くなってから病状は悪化して、最近では全身の痛みで明け方目が覚める、朝起き上がれないなど、つらい

日もあります。

この病気が一番の苦しみはもちろん「痛み」。でもそれ以上につらいのが周りの人たちに、「その痛みが病気であること」を理解してもらえないことだと言われています。

私も、天候によって大きく変動する体調や、日によって痛みの場所や症状が変化するこの体とそのことでのつらい気持ちを、回りに理解してもらうことは難しいなあと感じています。(特に、私は人前ではいつも笑顔なので、「どこが悪いの?」とよく言われます。)

先日、厚生労働省へ「難病指定を!」「保険適用病名に!」と交渉に行きましたが、「200万人もいるから難病としては多すぎる(でも、この病名と診断されているのはわずか4000人のみ)」「この病気にだけ効く薬がないから保険適用にする必要なし」と冷たい対応でした。

「線維筋痛症」を難病としても認定してもらうための署名にぜひご協力ください。

梅村 紅美子(くみこ) 電話 052-624-5997
〒459-8001 緑区大高町伊賀殿 12-1-103
E-mail: beni@d5.dion.ne.jp

*裏面は「線維筋痛症友の会」リーフより

「NPO法人線維筋痛症友の会」
ひとりでも多くの理解者を増やし、患者同士で
報交換ができるようにとH14年10月設立
<http://www5d.biglobe.ne.jp/~Pain/>

「とても長くないそう・・・」(mixi日記より)

2008年1月19日 22:55

今日、南生協病院の新築推進委員会「1000人会議」に初めて参加した。もともと伊勢湾台風の救援活動から始まった南生協の歴史を捨て、貧困地域である南区では先が見えないので、JR新駅前のイオンの隣の5000坪で、時代の先端『街づくり参加の医療生協』が売りの新築移転に100億も投資するということに、まったく理解ができなかったため、今までは参加する気も起こらなかったのだ。

でも、「休職期限が来たら『自然退職』という上司の言葉に屈するわけには行かないと決心して、ケアマネ復帰を当面あきらめ、2月から事務職で「リハビリ勤務」を始めることを決意した今、私は目を背けずに自分自身の目と耳でいまの南生協の実態を知る必要があった。

会のはじめの専務の医療情勢報告で、「もはや南は腐ったな」と思わずにはいられなかった。

専務の話 요약すると・・・

「後期高齢者医療制度」は始められようとしている。名古屋市でも月額7000円を超える負担の人も出ることが予想される。愛知社保協の署名を取り組みます。この問題では、国民が賛成か反対かを選ぶ必要がある。生協としては全政党!全議員!(特に強調)に働きかけていく。「市民的立場」で地域の人みんなで、自治体にも「納税者として」言って行かんといかん!

組合員さんのお宅が、地域で起きているさまざまな問題の「駆け込み寺!」(と言いかけて)あっ、いや「中継所」となって、問題を生協にどんどんつなげてきてもらわないといかん! なんでも反対!「要求一辺倒」の時代は20世紀で終わりにしないかん!と、いう風にしか私には聞こえなかった。

どこの団体の話なのか、私にはさっぱりわからなかった。

南生協にはもはや「人権としての社会保障」という言葉は、消えたのかも。「専務のすばらしいお話に感銘しました」という司会の言葉を聴きながら、私だけが浦島太郎になった気がしていた。

休憩時間に、私は覚悟を決めて、準備していた「宣戦布告状」となるであろう線維筋痛症の署名のお願いのチラシを「線維筋痛症を難病指定に」の請願署名とともに、久しぶりにあう顔見知りの職員や組合員さんに手渡した。

休憩時間の終わる頃、思ったとおりに私の人事権の移った事業所部長が飛んできた。

「梅村さん、ちょっと」顔は、青ざめていた。

そして、「こんな一方的な文章を、こんな場所で無差別に配るのは、今のあなたの置かれている状況で、あなたのためにならない!」とか「あなたはこういう風を感じたかもしれないけど、いきなりこれを配られたら、あなたの上司だった〇〇さんや××さんはどんな気持ちかしら?」と、立て続けに話された。

こうなることは、もちろん予想してのことなので、私は「この文章には事実だけをそのまま書いたつもりです。無差別ではなく、私の知り合いの人たちにだけ配ったのです。チラシに書いた事実を隠さなければ私の『リハビリ復帰』が不利になるというといわれるのであれば、そのことのほうが大変なことだと思います」と言い、そのチラシには書いてない私の今までの苦しみを訴えた。

10月に診断書が出て、12月にも3通の診断書を出していたのに、誰も私の仕事を変えてくれる体制にはならなかった。そのことで私の体と心はどれだけ追い詰められたか。

さすがに涙はこぼれたが、できる限り冷静に話したつもり。

私は「燃え尽きた」と自覚してから、闘う準備をしてきた。

労基署へ何度も足を運び、今までの事業所の対応について相談に乗ってもらい、アドバイスをもらってきた。

そのアドバイスにしたがって、「リハビリ復帰」という勤務形態の整備されていない今の生協で、どうすればメンタルと体の両方の疾患を抱え、3度目の休職からの復帰となる今回の復職に向けて、スムーズな支援がもらえるか、労基署でもらった資料を提出して、先週の面接で部長に求めた。

そして、今週労基署から部長宛に電話で、私からの相談に応じて労働時間短縮措置や「メンタル疾患労働者への復帰支援制度」(労基署が産業コンサルタントを準備してくれる制度)利用を勧めてくれた。

闘いは、始まったばかり。

「出る杭は打たれる」いまの生協では、私の味方にどうとうとついてくれる人は多くないかもしれない。

でも、私は闘わずにはいられなかった。このまま、「健康管理は自己責任」論で、「自然退職」になるわけには行かないのだ。

でも、でも、闘い初日でもはや身体は悲鳴を上げている。



仕事をうばわれて

2月から介護支援事業部での「リハビリ勤務」は、寒さが厳しい時期、線維筋痛症の薬をいろいろと試している時期で、思うようには進みませんでした。でも、「なんとしても、職場復帰しなければ」と思っていましたので、2月には14回31時間半、3月には9回33時間、4月には2回5時間半と、休職期限が迫りくる不安や痛みとたたかいながら、できる限り職場に行く努力をしました。

休職期限の4月15日まであと1ヶ月ちょっととなっても、事業所部長も直属の上司のかなめ病院事務長も「もし、退職になった時大丈夫か？」など、私のこれからを心配するような言葉はひとつもありませんでした。

ある日私は思い切って、事務長に自分の追い詰められた気持ちを話しましたが、事務長は事業所部長から私の病気のこと、これまでの経過など、なにひとつ聞いていませんでした。「ただ、リハビリ勤務を希望してるからよろしく」と言われただけだと。

その事務長は、南医療生協で唯一私の気持ちを聞き、力になろうとしてくれた人でしたが、線維筋痛症について「難病で治るのは難しい」という認識のもと、「いったんは退職して、かなめ病院のパートになったらどうだ？体調が良くなったら、俺が必ず幹部に言って、常勤に戻れるようにするから」と言われました。

でも、私にはその選択肢を選ぶことはできませんでした。4月になって線維筋痛症の主治医が「4月末までは半日勤務。その後は経過を見て相談」と言った時も、事務長には「4月末までは有休を使って半日ずつ働き、5月からはフルタイムで働きます」と言いました。

私の願いに対する答えは、休職期限当日に事務長から告げられました。

「休職期限満了時にフルタイムで働けない者に、有休を使わせることはできない。だから、今日をもって自然退職となる」と。

かすかに抱いていた希望は見事に打ち砕かれました。

それでも、「有休が残っているのに、それを使えないというのはおかしい!」「そもそも、ケアマネになるときに、あんなに無茶な人事をしなければ、医師の指示に従ってすぐに休みに入っていたら、こんな身体になることもなかったのだから、就業規則にあるように休職期限についても理事会で配慮がされるべき」と追及しました。

事務長は、「上に伝える。返事を待って。今日で退職と周りに言わないように」と言いました。

でも、2日後呼ばれて行くと、そこにいたのは幹部ではなく、診療所の事務長と看護課長でした。

「配慮が足らなくて、申し訳なかった」と頭を下げられましたが、彼らに人事権がないことはわかっていましたし、結局トカゲのしっぽ切りでこの人たちに頭を下げさせて終わりということだと思いました。

最後の望みを絶たれた私は、本部総務課に行き、希望してもいない「退職届」を書きました。



↑4月、庭の桃の花は切ないほどきれいでした

耐えがたい痛み「線維筋痛症」まわりの理解、心のケアも大切に



坂本和利 北海道 二級医師 精神科クリニック内科

表 線維筋痛症の重症度 (厚労省研究班による試算)

ステージ1	11カ所以上の圧痛点で痛み、日常生活に重大な影響はない。
ステージ2	手足の指などに痛みが広がり不眠、うつ状態が続く、日常生活が困難に。
ステージ3	つめや髪への刺激、温度・湿度変化でも激しい痛み、自力での生活困難。
ステージ4	ほとんど寝たきり、自分の体質による痛みで、長時間同じ姿勢がとれない。
ステージ5	全身に激しい痛み、歯磨きの障害や口の渇き、目の乾燥など、日常生活不可能。

線維筋痛症とは、全身的慢性疼痛疾患であり、全身に激しい痛みが起る病気です。一昨年、テレビ局の女性アナウンサーがこの病気で苦しみ、自殺したことから注目されました。

この病気は自律神経失調症や更年期障害、うつ病、不定愁訴候群などと間違われやすく、明確な診断や有効な治療がおこなわれないまま、患者さんは医療機関を転々としてしまうことが多いのです。

線維筋痛症は50歳代の女性に多いのですが、若年から高齢者、男性にも見られます。現在、人口の1・66%、全国で約200万人いると推定されています。

原因についてはまだ解明されていませんが、事故や手術などの肉体的・精神的ストレスが引き金となって発症することが多いようです。

最近では、痛みを抑制する機能の低下が主な原因と考えられるようになり、痛みとストレスとの関係が引き下がり、少しい刺激でも痛いと感ずるようになったためと考えられています。これに対応して痛みを和らげる薬や方法などがわかってきました。

診断後、改善した例

札幌市在住・40歳代女性。数年前から肩こり、首痛、背中などの痛みなどで悩まされ、やがて下痢、腹痛、不眠、冷え性の症状を伴います。リウマチや他の膠原病などを併発する人もいます。

痛みによって不眠となりストレスが溜まり、さらに痛みを増強させるという悪循環になり、うつ症状が悪化しますが、この病気のうつ症状はうつ病とは区別されます。進行すると日常生活が困難になり、寝たきりとなることも多いです。

検査で異常が見つからない

明確な診断基準はなく、現段階では1990年アメリカリウマチ学会の分類基準(図)を参考にしています。全身に18カ所ある圧痛点を4kgの力で押し11カ所以上の痛みがあり、また広範囲の痛みが3カ月以上続いている場合、線維筋痛症と判断します。

初期には圧痛だけで診断できますが、進行した症例では併発症などの問題があるため、痛みの問診、経過、身体所見の観察に習熟した医師の診断も大切です。血液、レントゲン、CRPという炎症反応、筋肉の酵素、筋電図、CT、MRIなどの検査でも異常が見つからないのがこの病気の特徴です。

痛みのコントロールが大切

現在、特効薬はありません。中枢神経の異常によって痛みの回路が変わるために痛みを抑える体の機能が働かず、痛み

「痛み」の症状が大きく変化

この病気の特徴は広範囲、またはある部分の痛みです。痛みは全身どこにでもおきます。痛みの程度は軽度から激痛で耐え難いものまでさまざまです。重症化すると、軽微の刺激(爪や髪への刺激、温度・湿度の変化、音などで激

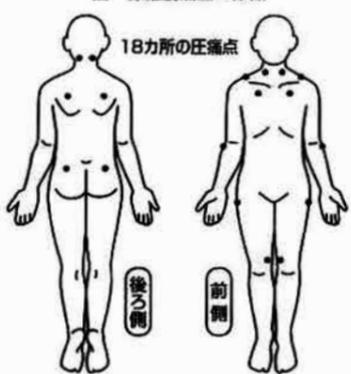
を増加させると考えられています。この状態に対して症状の軽減がおこなわれず、鎮痛剤などは効かない場合が多く、薬物療法として麻酔の痛みをコントロールする作用がある向精神薬(抗うつ剤)などを服用することが主流です。その他、抗けいれん剤、自律神経調整薬、漢方薬などを使います。

また、他の病気を併発するとその病気の悪化で痛みが増すため、合併症の検査や治療も同時におこなわなければなりません。筋力低下防止のための運動、リハビリの効果的な活用とともに、筋肉の緊張をとる効果のあるリラクゼーション(呼吸法、マッサージ、温泉など)の併用が改善に向けて期待できます。

日常生活のなかで痛みの状況を見え、痛みをコントロールすることでかなりの改善が得られます。痛みの変化などを手帳などに記録し、その状況や程度、内容を把握します。そして痛みに対する薬やリハビリなどを工夫してコントロールします。それが適切な対処であれば睡眠と日中の活動が向上し、痛みが少しずつ改善に向かうことが期待できます。

日常生活での不安や緊張が痛みを悪化させる原因になっていることも多いので、不安や緊張をひきおこす要因を探し、それに対してリラクセスできる状況を作ることも大切です。

図 線維筋痛症の診断



痛が走ったり、痛みの部位が移動したり、天候などによって痛みの強さが変わったりすることもよくあります。

症状が大きく変化するため、「生活に支障がない時」と「悪化して困難になる時」があり、そのため「なまけ病」とか「廃用症候群(使わないために筋力が低下する)などと誤解され、つらい日々を過ごす人も多くいます。一般の医療関係者にも理解できないために、さらに深刻な状況になり、痛みも悪化し日常生活に支障をきたし、自力での生活は困難になることもあります。

また個人差はありますが、こわばり感、倦怠感、疲労感、睡眠障害、抑うつ、自律神経失調、頭痛、過敏性腸炎、微熱、ドライアイ、記憶障害、集中力欠如など

5/10「あいがとうの会」

退職してしばらくはなんとも言えない喪失感で、ぼんやりと過ごす日が続きました。そんな時慢性疾患セルフマネジメント研修で学んだことを思い出したのです。「常に自分のアクションプランを持ち、それを達成する中で自信を持つことが大事！」と。

「いま、やりたいことはなにか？」と考えたとき、「21年間の出会いとつながりに感謝したい！」「お世話になった人たちに『ありがとう！』を伝えたい！」と思いました。

短期間の声かけにもかかわらず、会場の「中華みなみ」には、21名の人たちが集まってくれました。

ひとりひとりから、出会いや思い出などメッセージをもらって、私からの感謝を伝えるという形で、会を進めましたが、驚いたことに半数以上が、実は私とは一度も同じ職場で働いたことのない人たちでした。私の仕事が庶務課やリニューアル、連携室という特殊な仕事だったせいもありますが、いろんな出会いとつながりに支えられてきたことを実感して、本当にうれしくて、感激いっぱいのあたたかい会になりました。

忙しいのに集まってくれたみなさん、急なお願いにも関わらず、メッセージを寄せてくれたみなさん、本当にありがとう！カメラマンを買って出してくれた渡辺さん、ギターと歌「そんな町を」「野に咲く花のように」を準備してくれてきた加藤さん、ありがとう！



今日の会で、みなさんや梅村さんの話を聞いて、梅村さんが生協でやってきた仕事やいろんな人とのつながりが良くわかりました。どこにいても、本当に前向きにひたむきにがんばっていたんですね。参加してよかったです。本当に本当にお疲れさまでした。

加藤敦子



↑開業医の村田先生からもお花を届けていただきました



駆けつけてくれた神谷さん



みなさんからのプレゼント！

心かよい合う仲間がいることは、とても素敵なことですね。梅村さんの誰に対しても誠実に向き合う人柄を感じるステキな会でした。21年間頑張り過ぎた年月でしたが、梅村さんが生協に残してくれたものはとても大きく、感謝の気持ちでいっぱいです。少しのんびりして、これからも梅村さんらしく輝いていてください。

田口文子

梅村さん、長い間ありがとう！人は何を集めたかではなく、何を与えたかが本当に大切。これからも多くの人に多くの大切なものを与え続けてください！

小川燈

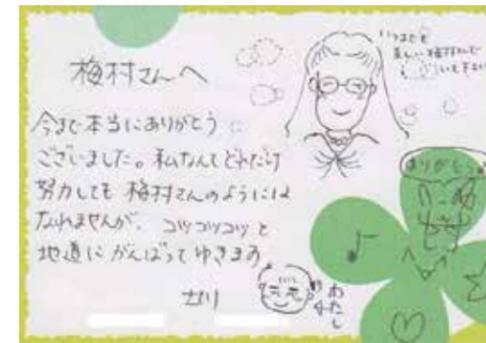


←リハビリの松本さんが書いてくれた似顔絵



梅村さん、21年間お疲れさまでした。退職されることは大変残念ですが、梅村さんとはこれからもずっとつながっていきけるような気がします！梅村さんの元気とあたたかさ笑顔にたくさ～んの人が勇気づけられ、助けられたと思います（私もその一人）。これからもずっと輝いていてください。梅村さんと出会えて、本当に感謝しています。素敵な会に呼んでいただいてありがとうございました。

松江美帆



みなさんには、私の大好きな澤田さんのポストカードと「当たれば1500万円」宝くじをプレゼントしました。



梅村さん、21年間お疲れさまでした。その1年少々お世話になったのですが、私にとっては、こんなにステキな人に会えたことが幸せでした！“あこがれの人”です。私でよければ、いつでも呼んでくださいね。仲良くしてください！

安田郁子



21年間、いろいろあったけど、「私、生協で働いて、こんなにたくさん仲間がいて、幸せだなあ」と思えました。たくさんの勇気と力をくれたみなさんに感謝しながら、また新たな出会いとつながりを求めて、前を向いて進んで行こうと思いました。



←カメラマンに徹してくれた渡辺さん、ありがとう！

労災申請

退職を言い渡されたその日に、私は事務長に労災申請用紙を預け、事業所が書くべきところを記入してもらうように依頼しました。結局、1週間以上も待たされたあげく、「労基署に問い合わせたが、書かなくても不都合がない」と総務課が言ったそうで、白紙のまま戻ってきました。

有機溶剤や塵肺、頸肩腕障害など数々の労災の認定支援に尽力してきた南生協病院でしたが、自分のところの職員の労災書類に事業所名を記入することさえしないという態度に、南生協病院の「変質」の深刻さを痛感しました。

労基署に行き、2000年のうつ病発症について労災申請手続きをしたのは退職日から1週間後でした。

それまで準備してきたカルテや手帳など、手元にある証拠をもとに、何度も労基署に足を運んで聞き取りをしてもらいました。

南医療生協は、ないはずがない証拠についても「倉庫を探したが見つからない」という不誠実な態度と、元上司たちの「もともと体の弱い人だった」「残業時間もそれほど多くなかったし、任務も過重なものではなかった」と口をそろえての証言をしていたようです。

その結果、2009年1月30日に労基署から「労災申請却下」の通知が届きました。

入院している職員を病室から仕事に行かせたり、医師が必要だと診断書を書いているのに、休めるように体制補充もしないままの状態が続いたり・・・。

どう考えても、労災以外のなにものでもないのに、このまま引き下がるわけにはいかないと思いました。

そして、3月26日に労基署に行き、愛知労働局への審査請求手続きをしました。

同時に、いずれ裁判を起こすことになることも視野に入れて、名古屋法律事務所の兼松洋子弁護士に相談をするようになりました。

兼松弁護士は、私の父が定年退職後に勤めていたセキュリティー会社の不当解雇裁判で、ずいぶん前にお世話になっていました。

7月になって愛知労働局から呼び出されて、「やっと審査を始めてくれるのか」と資料もたくさん持って行きましたが、担当官はひととおりの話を聞いたところで、「これで、結果が出るまで起こしいただくことはないと思います」というので、「そんなに早く結果が出るんですか？」と聞くと、「いいえ。たくさんのお客様を抱えていますので、結果が出るまで最低1年はかかると思ってください」と。1年もかかるのに、その間私の意見を聞いたりするつもりはまったくないという審査官の態度に、呆れかえりました。

このままでは、労働局での審査もいい結果は期待できない。うつ病発症だけでなく、その後も退職まで続いた安全配慮義務違反で南医療生協を相手に、裁判をたたかうしかない、この時決意をしました。

それから裁判の準備にとりかかりましたが、なにせうつ病発症からすでに9年。退職するまでの8年間の私に与えられた過重な責務をどう明らかにしたらいいのか。物持ちがいいので、当時の資料は山のように残っていましたが、それをもとにまず兼松弁護士に、「民主的医療機関」と思われている南医療生協の実態がどう変わってきたのか、その中で私がどれだけ苦しめられてきたかを伝えるのにも、膨大な時間が必要でした。



裁判提訴

2010年7月15日、私は名古屋地方裁判所に「南医療生協労災損害賠償請求訴訟」を提訴しました。

提訴してから、「裁判の名称をつけたほうがいい」というアドバイスをもらって、私はこの裁判を「ともにあゆむ裁判」として、たたかっていくことを決めました。

『『ともにあゆむ裁判』じゃあ、どこを相手にしたどんな裁判かわからない』というご指摘もいただきましたが、この裁判を私個人の損害賠償請求に終わらせることなく、南医療生協のために献身的に働いてきたのに、身体を壊し、心を病んで、職場を去って行った人たちの思いを忘れずにいきたいという気持ちと、たった一人で始める裁判だけれども、事実を伝え、支援を訴えていく中で、一緒にたたかってくれる仲間たちの輪をどんどん広げていきたいという思いでした。

そのとき、やはり南医療生協の原点として「医療宣言」のテーマにもした「ともにあゆむ」という言葉を、私が初心を忘れないためにも入れたいと思ったのです。

↓ 訴状提出後に裁判所前で



平成22年(ワ)第4866号

2010年9月21日

原告意見陳述書

原告 梅村 和子

私が働いていた南医療生協は、伊勢湾台風の救援活動の中から生まれました。

地域住民と職員が力を合わせ、「弱いもの・働くものの立場」の医療を掲げる職場に、私は誇りを持って働いてきました。

しかし、2000年以降、退職に追い込まれた2008年までに私に課せられた労働環境やストレスは、南生協の理念から外れただけでなく、労働者の権利を踏みしめるものでした。

2000年7月、私は、南生協病院のリニューアル工事着工直前に、事務長室課長として実質的な工事の現場責任者を命じられました。この工事は、24時間365日休むことのない病院を1日の診療も、1床のベッドも減らすことなく3年間続けるというものでした。複雑怪奇な工事工程を把握する人が他にいないため、私は、入院中のベッドからも打ち合わせ会議に出ざるを得ない状況におかれ、3か月後うつ病を発症しました。

それでも、病気への配慮の無いまま過酷な仕事が続く、2002年「健康の自己管理が悪い」と降格になりました。この烙印は、その後私をますます過酷な仕事へと追い詰めていきます。

何度も倒れながらも、上司からは「自己コントロールをうまくするように」という言葉で責められ、私のうつ病はどんどん悪化していきました。

その上、「リハビリ勤務」とは名ばかりの、傷病手当をもらいながら自主的に身体慣らしをしている期間中に、「管理者」としての任務を命じられて過酷な業務の負担を余儀なくされ、主治医から3か月の病休が必要だと診断されてからも休みに入らせてもらえず、4か月もそのまま働き続けることを強いられました。

あげくの果てに、退職期間満了時にフルタイム勤務ができない者に有休を使う資格はないとして、「退職」を強要されたのです。

冒頭に述べました、「弱いもの・働くものの立場」の医療という理念から外れた南生活協同組合の職場では、私だけでなく多くの職員が使いつぶされ、退職していきました。いまも心を病みながら働いている人がたくさんいます。

私は、この裁判で、私が退職に追い込まれた過程が明らかにされ、南生活協同組合が本来の理念に立ち返り、職員みんなが、健康で生き生きと働き続けられる職場になることを強く願っています。

愛知労働局審査官に感謝

提訴の直前の7月7日、兼松弁護士のもとに愛知労働局の審査官から「大変遅くなりましたが、審査請求の調査を開始します」と連絡が入りました。

審査請求をしてから1年3ヶ月が経過していましたが、担当者が変わり、「迅速に対応したいと思っています」と誠意ある態度にうれしい予感がしました。

審査官とのやりとりは兼松弁護士がしてくれていましたが、11月16日の第2回口頭弁論終了後、法廷を出たところで兼松先生から「梅村さん、こちらが、担当の審査官の方よ」と紹介されて、びっくりしました。なんと、裁判の傍聴にも来てくださっていたのです。

私は傍聴参加のお礼を言うとともに、「これまで提出した資料で不十分なことがあれば、直接うかがって、お話しさせていただきたいと思えますが…」と言いましたが、「いいえ、その必要はありません。この案件は早急に結果を出したいと思っています」と審査官は言いました。

弁護士と「これって、いい結果が出るってことかしら？でも、期待して裏切られるとショックだし」とドキドキしていました。

それからちょうど1週間後11月23日に、労基署の労災申請却下の取り消し決定、つまり労働局による逆転認定の決定書が届きました。

陳述書にも書きましたが、はたらく女性の負担を考慮した審査官の

見識の高さには本当に感謝の気持ちでいっぱいでした。

もしかしてこの機に南生協は和解を申し出て、裁判も決着するかもしれないとまで思いました。



梅村陳述書より引用

提訴と同時期に、やっと始まった愛知県労働局での審査は、審査官の熱意と尽力で膨大な資料をもとに進められて、同年11月に、不支給決定が取り消され、逆転認定を勝ち取ることができました。

労働局審査官は、労災不支給決定時後（2009年4月）に出された労働基準局の「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の一部改正について」の通達に基づいて判断をし、「出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷」を「相当程度過重」から「特に過重」へ、「業務による心理的負荷の総合評価」を「弱」から「強」へと大きく修正されて、労災認定をしています。

この認定では、改正通達採用のほか、私が審査請求のために提出した53の資料、監督署長が提出した36の資料を、審査を始めてから短期間の間に審査官が収集した28の資料と合わせて詳細に分析されています。

特に、監督署の段階では十分に認識してもらえなかった、リニューアル工事の困難さや、医療生協であるがゆえの「組合員活動」などの特殊性も含めた業務による負荷過重の実態や、上司による支援・協力がまったくなかった状況を把握してもらったことは、大きな成果だと思います。

また、保育園のお迎え時間記録による推定時間外労働時間を証拠として採用し、「育児のため残業が可能な時間が制約されていたことによる焦燥」によって、負荷が生じていたことも決定書に反映されたことは、家事・子育てをしながら働く女性の労災申請にとって貴重な前例となると私は確信しています。審査官の見識の高さに敬意を表したい気持ちです。

しかし、被告となった南医療生協は労災認定の決定後も、「決定書を見ることができないので、コメントできない」として、労災当事者である私自身から話を聞くことすらしようともしない態度を崩していません。

「民医連」相手の裁判の困難

私の期待を裏切り、南医療生協は労災が認定されてからも、南医療生協は労災の事実を認めようとはしませんでした。

右の当時人事育成課だった神山氏の文書には、「10年前のこととはいえこの点（労災認定）を重く受け止めています」として、労災に対する南医療生協の基本的態度を書いています。被害者の立場に立つどころか、裁判が終わったいまに至るまで南医療生協は私と面談し、話を聞くことをただの一度もしていません。

その一方で、私が南生協病院に通院している医療費は、毎月ちゃんと労災保険に請求し、受け取り続けてきたのです。

労災を認めないだけでなく、私の裁判について「お金欲しさの裁判」「職員は誰一人支援していない」など、地域の組合員さんたちにデマを流し続けてきました。

南医療生協を昔のような「民主的医療機関」だと信じている人たちが大半で、表向きには華やかな医療生協を宣伝しまくっている南医療生協の中で職員がどれだけ過重な責務や労働によって心身を病み、泣き寝入り退職をしていったかを知らない人たちに、裁判支援をどう訴えていくか、それはとても大きな課題でした。

大企業相手の裁判なら一も二もなく支援してくれる団体や、私自身が加入している労働組合でさえ、「裁判を組織として支援するのは難しい」というところがほとんどでした。

中には支援の申し入れに、弁護士も同行していった際に、「結局、どんな支援が欲しいんですか？署名？お金？」とまでいう人もいました。

「民医連」という看板があるがゆえに、私のたたかいは苦難の道のりでした。でも、私にできることは1人ひとりに事実を伝え、理解をってもらうことだけ。あちこちに足を運び、訴える中でともにたたかってくれる仲間ができました。支援する会の事務局を引き受けてくれた友人たち、愛知争議団とともにたたかう仲間、国民救援会のみなさん、栄総行動に参加する人たち。

私の訴えに共感してくれる人が徐々に増えて、あちこちの地域で「裁判の話を聞く会」を開けるようになっていきました。

2010年12月9日
人事育成課 神山 充

梅村紅美子氏の労災保険給付支給決定の報道等にかかわって

労災は本人申請なので、不服申立の経過や内容に関しての詳細は不明であり、今回の決定についても、南医療生協の問い合わせに対して、労働局は「当事者ではないので、決定内容は開示できない」としています。これまで、南医療生協は労働局等の資料要求などにも誠実に応じてきました。また個人の療養に関わることであり、裁判で係争中のことでもありますから、コメントは慎重にしてきました。

しかし新聞報道に加え、本人が開示している情報もあることから、その範囲で以下の内容をお知らせします。

今回報道された梅村氏の労災申請の内容（推定を含む）

1. 退職後の2008年4月に申請し、その後も数件申請。
2. 請求内容：2006年5月以降（星崎診療所在籍時）のうつ病に係る治療費
3. 原因：病院リニューアルの過重労働と精神的負荷により2000年10月にうつ病を発症。

コメント

- 今回の決定では、梅村氏が2000年10月にうつ病を発症し、それが業務との因果関係があると判断されたようです。
- 10年前のこととはいえこの点を重く受け止めています。労災事故などが起きた場合の南医療生協の基本的な態度は明確で、①できるだけ被害者の立場に立って考え行動する、②原因を究明して再発防止のための有効な手を打つということです。
- 梅村氏は1995年から2007年の退職までほぼ毎年、通院・入院等による休業を繰り返していますが、2000年10月前後の休業について「うつ病」の診断書は出ていません。2000年10月は23日間、11月は22日間、12月は22日間、病気で休んでいます。いずれも「うつ病」を理由としたものではありません。
- 梅村氏が「抑うつ状態」の診断書を出して休業するのは2003年9月が最初です。
- 南医療生協が傷病名に関わらず、主治医の診断を尊重して休業を認めることは当然です。2000年に限らず、休業の申し出があれば休業を認め、また業務負担軽減のため担当や部署を変更したり、出勤時間の配慮を行ったりしてきました。
- 2007年は基本的には「うつ病」以外の傷病で休業しており、退職の要因となつたのは「線維筋痛症」という原因不明の難病で、労災とは関係がありません。
- 2000年を含む南生協病院リニューアルの過程について2003年12月に記念誌が発行されており、梅村氏は「リニューアルは私の誇り」と題した一文を寄せています。民医連や労働組合に対する法人の対応とリニューアルとはいっさい関係ありません。なお、南医療生協労働組合は、この裁判について原告を支援しないと表明しています。
- 南医療生協では、これまではもちろん今後も職員のメンタルヘルスについて予防を重視し、管理者の学習や明るい職場づくりなどに努めていきます。

以上

地域での小集会から、全国規模の集まりにも

支援者の方が身近な人に声をかけて、「裁判の話を聞く会」を開いてくれることは、ゆっくり時間をかけて裁判の中味を伝え、参加者の疑問にこたえることができ、着実に「納得の支援」へとつながっていきました。

署名に協力してくれる人も、ニュースやチラシを受け取ってくれる人ももちろんありがたい支援者ですが、私のように大きな支持母体を持たない裁判で裁判を勝利に結び付けていくには、こうした「納得の支援」をしてくれる人を1人ずつ増やしていくことが大切だと私は思ってきました。

ご自身が納得して私の裁判を「応援したい」と思ってくれる方が、また周りの人に裁判の話をしてくれる。そうした輪が広がっていったことが、私のたかいを支えてきてくれたと思っています。

一番近くで支えてくれたのは、同じマンションの友人や共産党の支部の方たちでした。いち早く、地元で「裁判の話を聞く会」を開催してくれ、裁判傍聴や署名はもちろん、南生協病院周辺へのチラシ配布などにも忙しいのに時間を割いてくれました。

支援する会の事務局を立ち上げるときも、本当に悩みました。先に書いたように「民主的組織」相手の裁判という難しさがある中、裁判のノウハウを知る人で協力をお願いできる人はごくごく限られていましたから。

悩んだ末に、この難しい裁判をたたかう私に気持ちに寄り添い、心の支えになってくれる人たちに事務局をお願いすることにしました。

幸い大学時代の同級生が地元は何人もいたので、彼らに頼んで、忙しい中ほぼ毎月の事務局会議で悩みをわかちあってもらえたことは大きな支えでした。

全国に散らばっている大学の同級生たちも、署名をたくさん集めてくれました。

労災認定時に開催した「ともにあゆむ集会」も、その後も毎年開き、そもそもどんな裁判なのかから、いまだこまで進んでいるかまでを共有する場となりました。

また、全国規模の集会にも積極的に参加して、訴えてきました。はたらく女性の中央集会、日本母親大会、労働安全衛生学校、裁判勝利めざす全国交流集会、国民救援会全国大会、全日本民医連総会などなど。

地元の人たちはしがらみや「あの南生協がまさか…」と信じてもらえないことも、そういう場で「労災認定されているのに、医療生協の病院がそれを認めないんです！」と訴えると、「それはおかしいでしょ！」と共感してくれる人が大半でした。その中で、「実は私の子どもも医療生協で働いていて、うつ病になって…」とか「民主的と言われる職場だけど、うちもパワハラが横行してるの」とか、声をかけてくれる人もたくさんいました。

あらゆる場をいかして、訴えていくことが支援につながっていきました。



陳述書が書けない・・・

2013年春には裁判も証人尋問にむけて、陳述書を準備しなくてはならなくなりました。それまでも、膨大な資料と格闘して、弁護士と何度も何度も打ち合わせをして、裁判に至る経過についても話してきたのに、いざ自分の陳述書を書こうと思ったら書けないのです。

陳述書を書くにあたって、弁護士からは「これまでの準備書面とは違って、陳述書は梅村さんが抱えてきた苦しみや痛みをそのままに出してもらっていいです」と言われたのですが、手帳や当時の資料を見ながらその時の自分の感情を思い出そうとすると、意識が遠のくような感覚に襲われるのです。

そればかりか、休職期限が迫り追い詰められていた頃からほとんど起きてなかったような、フラッシュバックやパニック発作が起こるようになりました。

とめどなく涙があふれて来たり、吐き気がおさまらなかつたり、ふらつきがひどくて階段の上り下りが怖くなったり、5月はほとんど寝たきりのような状態になって、裁判にも車いすを押してもらって法廷に入りました。

そんな状況が2ヶ月近く続き、このままでは陳述書の提出期限に間に合わないという状況になっても書くことができない私は、私から聞き取ってもらい、弁護士に書いてもらうしかないと悟りました。忙しい弁護士の先生方に時間を毎週毎週とっていただいて、本当に申し訳なかったです。

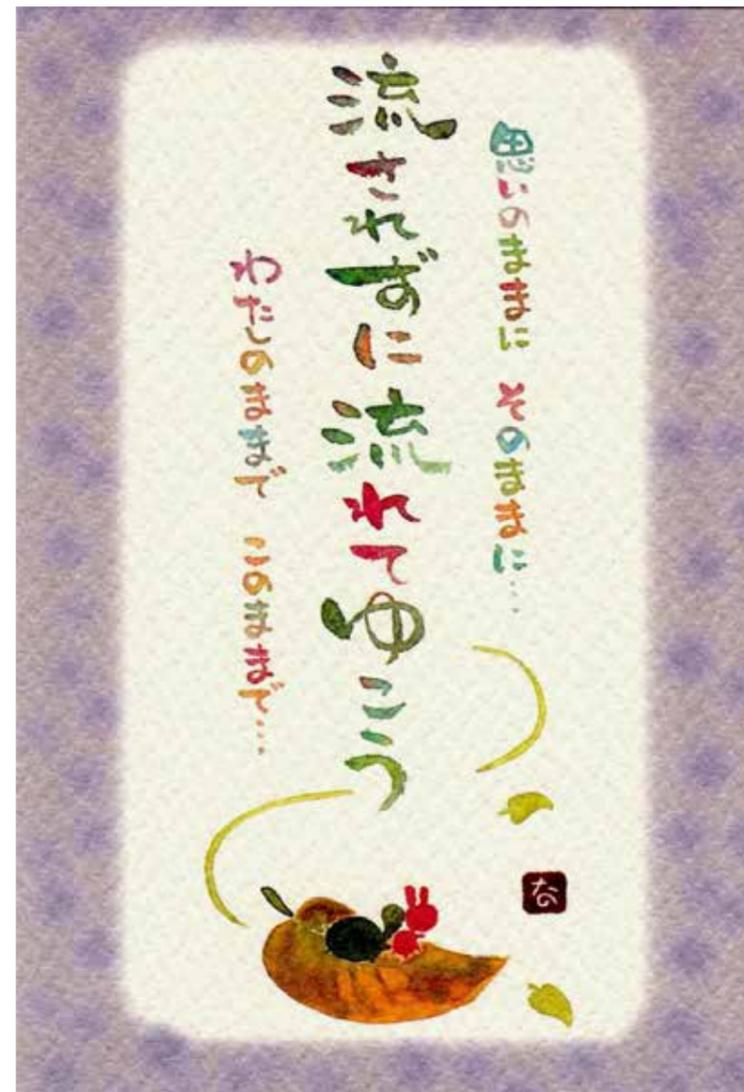
それが、不思議なことに、あれだけ書けなかったのに、提出期限の1週間くらい前から自分の中から言葉が溢れてくるようになったのです。

弁護士に聞き取りでまとめてもらった分と、ギリギリに私が書いた分とを合わせると、私の陳述書は102ページにも及びました。

後日、毎月通っているカウンセリングの先生やメンタルの主治医にそのことを話したら、「弁護士に聞いてもらうことによって、自分の中に押し込めてきた感情を出すことができ、自分自身の言葉でも書けるようになったんでしょ。それは病気の改善にも効果があったと思いますよ」と言われました。

波乱万丈の人生の中で、人はときに感情を殺すことで自分を保とうとするけれど、その感情は消えることはなく、心の奥にずっと残っているのですね。

そして、自分が本当に安心できる場に出会った時に、初めてその感情を解き放つことができるのだと思いました。



15時間超える証人尋問

陳述書を書きあげて、「さあ、いよいよ秋には証人尋問。春には判決か」と勇んでいたのに、裁判長の中でスケジュールがいつの間にか変わっていたようです。「秋には尋問を」と言っていたのに、一向に尋問の日程を組もうとはせず、「退職のところは、うつ病によるものか、線維筋痛症のためなのか？」と医師の見解を聞きたいという流れになりました。

私としては、線維筋痛症を発症したのは、どう考えても休職期間中に初めてのケアマネ業務と同時に管理業務まで引き継がなくてはならず、それまでの介護保険も把握しきれていないのに、介護保険大改定の時に私を導いてくれる先輩がいない状況に置かれたからとしか考えられません。

ただ、現段階の医学では線維筋痛症はまだ原因も治療法も未解明の難病とされている以上、業務と因果関係を立証するのは、たとえ主治医が線維筋痛症に権威ある専門医であっても、かなり難しいという実情も理解していました。

しかし、せつかく証人尋問までに時間が取れたので、その間に線維筋痛症の主治医松本美富士先生にお願いして、発症からのカルテに目を通していただき、弁護士にも線維筋痛症についてのレクチャーもしていただき、その上で意見書を書いてもらうことができました。

2014年4月、裁判官3人のうち裁判長を除く2名が異動で代わりました。判決を起案する役目を担う若手の左陪席がどうい裁判官なのか、私も弁護士もドキドキしながらの新年度でしたが、積み上げると軽く1メートルを超える膨大な書面を早い時期に把握しているようで、誠実な印象の裁判官でホッとしました。



証人尋問は、民事裁判では異例の総時間15時間20分。そのうち、私の尋問は主尋問・反対尋問あわせて6時間半になりました。

私は、証人尋問では大法廷を傍聴者でいっぱいにして、裁判官たちも被告も圧倒したいと大法廷の開廷を要請しましたが、実際には「証人席でパニック発作が起きたらどうしよう」「長時間座りっぱなしに耐えられるか」と不安でいっぱいでした。

証人に立ってくれた菊池さんの尋問を皮切りに、こちらは予行演習どおりに淡々と、被告代理人からの挑発や揺さぶりにもひるむことなく、力を出し切れたと思います。

証人尋問が終わり、裁判長が今後の日程調整に入ろうとしたところで、被告代理人から和解協議の希望が出されました。

尋問結果を見て、「このまま判決をもらってはまずい」と思ったのだと思います。そして、和解協議が始まりました。

7回にわたる和解協議

被告が提示してきた和解案は、「うつ病発症時については、労災認定もされているので、慰謝料として400万円を支払う。退職原因は線維筋痛症なので和解対象外」というものでした。

それについて、裁判官は「線維筋痛症については業務起因性とは考えていないので、被告側の提案はある程度理解できる」と言いましたが、私からは「うつ病発症後の安全配慮義務違反も認めて謝罪をしてほしい。これまで何人もの人が自殺をしたり、メンタルで退職を余儀なくされているので、和解するのであれば、再発防止は外すことはできない」と裁判官に直接訴えました。

こちらからの和解案には、これまで南医療生協が流してきたデマで傷つけられてきたことを考えると、和解してからも「やっぱりお金目当ての裁判だった」と言われ続ける可能性があるので、南医療生協の機関紙である「健康の友」に和解についての記事を掲載することを盛り込みました。

予想通り被告は「記事掲載はありえない」と言い、裁判官も「口外禁止条項を外すので、原告らが自分たちで宣伝すればいいでしょ」との見解でした。

その後も被告は「安全配慮義務に不十分な点があったことを重く受け止める」ではどうかと提案してきましたが、私は「謝罪なき和解はありえない」ということを裁判官に訴え続けました。

法律の世界では「重く受け止める」という言葉と和解金を払うことをあわせれば、「謝罪」と同じ意味だということなのでしょうけれど、一般人である私にとってはそこには大きな隔たりがあり、納得できるものではありませんでした。

「健康の友」への記事掲載を拒み続ける被告に、こちらは「健康の友」に毎月掲載している「理事会だより（理事会報告）」の欄に、「裁判が和解によって終了した」という一文を載せるというところまで譲歩しました。

ただの一文ではあるけれど、これまで公には裁判のことを組合員さんたちには公表してこなかった南医療生協に、自らの機関紙で書かせることは大きな意味を持つのです。

被告は「それも難しい」といい、裁判官も「被告を説得するのは難しい」と言いました。でも、「南医療生協は組合員の出資金で成り立っている組織で、その組織が数百万のお金を和解金として支払うのには当然理事会での了承が必要で、理事会が了承したことを理事会報告として掲載することができないはずはない。裁判所にも本当にねばり強く和解協議につきあっていただいて、私もなんとか年内に和解したかったのですが残念です」と裁判官に迫りました。

そして、12月22日、まだ「謝罪」という言葉を回避して「お詫び」とする被告の態度を裁判官に「お詫びはするけど謝罪はできないという被告の態度では、とても和解できない」と粘り、結局被告は「謝罪」して、こちらが和解金として提案していた500万円も了解し、和解が成立しました。

理事会だより

◇12月27日(土)定数37名中33名の出席で第27期第21回理事会を開催しました。

◇主な内容

①12月に、パル静岡、経済産業省政策局、常滑市民病院、NPO「わっばの会」、コープ長崎、愛知淑徳大学、北海道大学からの見学を受け入れ、交流をしました。

②豊明南支部・豊明北支部よりコンサートなどのチラシを「健康の友」への折り込み依頼があり承認しました。

③12月20日(土)10万人会議と兼って「まちづくり交流会」を行ない、行政職員、公職者44名をはじめ193名が集い有意義な交流ができました。

④梅村元職員との裁判について、12月22日付で和解により終了した事を承認しました。

⑤次期総代会に向けて、「2014年度のまとめ、2015年度方針案」及び「長期計画のまとめと次期長期計画（2015年度～2018年度）指針案」の討議を行ないました。関連して「次期役員選任方針」などの確認を行ないました。

⑥よってって横丁関連で12月は新たに42件の入居、求人で14人の問い合わせがありました。

⑦12月、こまさわ邸の活動がこまさわ庵として、ゆうゆう村へ引き継がれました。

勝利和解はうれしいけれど

「私の身に起きた苦しみや痛みの原因は過酷な仕事と過重な責務だったことを認めてほしい」「献身的な職員が、いきいきと働き続けられる職場になってほしい」という、私の裁判を起こした願いはかないました。

4年5ヶ月という長い長い時間と膨大なエネルギーを投じなければならなかったことはうれしくはないけれど、この裁判を通じて南医療生協の「変質」を多くの人に伝えて、「この裁判は梅村さんだけの問題じゃない」と支援をしてくれるたくさんの方たちと出会い、つながれたことは私の人生のたからものだと思います。

しかし、この和解協議を進めている間に南医療生協では、とんでもないことが起きていました。

2014年10月には常勤の管理栄養士の女性が、12月には小児科の唯一常勤であった女性の小児科部長が、そして、今年になって1月には病棟の看護師が亡くなりました。

3人とも前日まで普通に仕事をしていた人たちの急死です。

普通であれば、その人たちの労働実態はどうだったのか、過重な負担がかかっていなかったかどうか、職場のほかの職員の健康状態はどうかなど、安全衛生にかかわる重要な問題として、即座に対応すべき問題です。

しかし、管理栄養士の死については、理事会で報告さえなかったそうです。医療現場でこんなに人のいのちが軽んじられていいのかと憤りを抑えきれません。

南医療生協は、自らが発した右記の書面に書いてあることにしたがって、職員の労働環境、健康状態をしっかりと把握し、これ以上職員のいのちや健康が脅かされることのないよう対応することを強く願います。

私自身も、患者として、組合員として、「安心安全な医療の基盤」となる職員がいきいきと働き続けられる職場づくりをこれからも要望し続けていきたいと思っています。

梅村訴訟の和解について

2014.12.27

1. 裁判の経過

- ① 2008年 4月 梅村氏、就業規則により自然退職（退職金支払い済み）。梅村氏、「2000年10月のうつ病発症は業務起因」と名古屋南労働基準監督署に労災申請。
- ② 2009年 1月 名古屋南労働基準監督署、却下の判断。梅村氏は不服申し立て。
- ③ 2010年 7月 梅村氏、南医療生協に対して損害賠償請求（1088万円、安全配慮義務違反及び違法不当な退職強要にもとづく慰謝料）の訴訟を提訴。愛知県労働局、うつ病の発症について労災認定。
- ④ 2010年11月 梅村氏、請求金額を1088万円から3317万円に拡張。
- ⑤ 2012年 7月 口頭弁論（証人尋問）を4回実施。
- ⑥ 2014年6～8月 和解期日（和解協議）を6回実施。
- ⑦ 2014年9～12月

2. 訴訟は、「和解条項」と「合意書」の2文書を確認し、和解により終了（2014.12.22）

（1）「和解条項」の主な内容

- ① うつ病発症が労災認定された事実を真摯に受け止める。
- ② うつ病発症について安全配慮義務違反があったことを認め、謝罪するとともに、その後のうつ病の遷延についても配慮が不十分であったことを認め、その責任について重く受け止める。
- ③ 解決金として500万円を支払う（2015年1月30日限り）。原告はその余の請求を放棄する。
- ④ 本和解の趣旨を職員に説明するとともに、労災の再発防止のため、労働安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握及びメンタル疾患の予防に力を尽くす。
- ⑤ 原告及び被告は、今後第三者に対して、本和解の趣旨に反する内容の情報の発信、書面の配布、説明等を一切行わないことを相互に約束する。

（2）「合意書」（※和解条項とは別文書）の主な内容

- ① 健康の友2月号の「理事会だより」に、本訴訟が和解により終了したことを承認した事実を掲載する。<文面> 「梅村元職員との裁判につき、12月22日付にて和解により終了したことを承認しました。」
- ② 原告は、在職時に業務上保有するに至った患者及び施設利用者などの個人情報に関する資料につき、個人情報情報の漏洩がないよう厳重な管理をし、できるだけ速やかに適切な処分をする。

3. 和解を踏まえての南医療生協の今後の対応

（1）職員のメンタルでの労災発生の再発防止の取組みを継続します。

- ① 従来の外部の「相談窓口」の紹介に加えて、更に、法人内部にも2つの「相談窓口」を設けました。
- ② 職員健康診断時に、「メンタルヘルス自己チェック」を経年的に実施しています。
- ③ コンプライアンスに沿った職場運営を進めるために、以下の手立てをとっています。
 1. 総務部職員を外部のメンタルヘルスケアに係る研修に系統的に参加させています。
 2. 弁護士資格を持つ職員を採用してサポートを始めました。
 3. メンタルヘルスケアに係り、就業支援を促進する就業規則改定を2014年度内に行う準備をしています。

（2）和解条項④の「職員への説明」では、和解の趣旨の説明の中で、裁判の中での心証（裁判官の価値判断）を報告し、今回の裁判の性格と南医療生協の対応を理解いただけるようにします。

4. 以上をもって、梅村訴訟の和解による終了のご承認をお願いいたします。

以上

私を支えてくれたみなさんに心からの感謝をこめて

人権と民主主義を守る国民救援会

私が南医療生協に就職した年はちょうど一斉地方選挙の年でした。

3月に病院のすぐ隣のボロボロの寮に引っ越した私に、南医療生協から言われた最初の仕事は「共産党の事務所に行き、選挙応援をする」ことでした。

私は大学時代に日本共産党に入党していたので、選挙の応援はそれまでもしていたのですが、さすがに就職しての初仕事になるとは思いませんでした。

そして、先輩から「警察にえん罪なんかでつかまった時のために入っておいた方がいいよ」と言われて入ったのが、国民救援会でした。

病院内で救援会の会費を集めたりもしていましたが、まさか自分が裁判を起こし、それを救援会に支援してもらう時が来るとは夢にも思いませんでした。

あちこちの支部大会で訴えをさせてもらい、2012年には全国大会にも参加させてもらい、支援決議を採択していただきました。

裁判傍聴にも、いつもたくさんの方がかけつけてくださって、本当に心強かったです。

自分が裁判をするようになって、人権と民主主義を守るために本当に献身的に活動されている救援会のみなさんの姿に心打たれましたし、私もその一員として全国でたたかっている仲間たちを支援したいと思うようになりました。

「国民救援会」とは？

国民救援会は、人権団体としては、国内ではもっとも長い歴史（1928年創立）をもち、多くの会員（約47000人）を擁する組織です。弾圧事件や冤えん罪事件、労働事件など幅広く事件支援をしている団体は他国にありません。

中央本部が東京に置かれ、47都道府県に各地方本部が組織されています。そのもとに、約400の市区町村・郡を単位とした支部が、また地域・職場・学校などに1200の班がそれぞれ組織されています。

国民救援会は、「思想、信条、性別、社会的身分、人種など違いをこえて団結し、社会的道義を守って、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい、人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援する」ことを目的にしています。

↓裁判の進行状況を報じる「救援新聞」

「使用者側は働かせ方についての責任を明らかに」

南医療生協・梅村裁判の証人尋問が始まりました

6月23日に「南医療生協・梅村裁判」の証人尋問が、名古屋地裁の大法廷でおこなわれました。今回は証人尋問の初回で、梅村紅美子さんと同時期にケアマネージャーをしていた菊地さんが証言しました。

菊地さんは「病院の事務長と次長がいつべんに交代するなんてことは前代未聞で、経験などがある人がいなくなった」「ケアマネは病院側は職種の資格を取れば誰でも簡単だから過重労働になるはずがないと主張。実際は他の病院でも複数で担当している」「患者が在宅看護を選択できたり、低所得者の多い地域で、福祉の知識も必要とされ、多くの支援者らが報告集事業者に求められるレベルは高かった」と証言しました。

今回は7月14日（月）10時より終日、名古屋地裁大法廷において、梅村さん本人に対する尋問が原告、被告双方150分ずつおこなわれ、裁判の山場を迎えます。



証人尋問は十分な手ごたえを感じたと亀井弁護士



多くの支援者らが報告集事に参加してくれました



体調を整えながら尋問にそなえます、と梅村さん



たたかう仲間たちと支えあい

愛知争議団には、中電や日立など大企業との裁判をたたかってきた先輩たちがたくさんいて、裁判のたたかい方を教えてもらえる場でした。

裁判とは、法廷の中だけでなく、どう運動を作り上げていくか、裁判官の気持ちをどう動かしていくか、たくさんの先人たちの知恵を学ぶとともに、お互いの裁判を支援しあう大事な仲間たちとのつながりは、時に孤独になる1人原告での裁判をする私をあたたく支えてくれました。

毎年、自由法曹団・国民救援会・愛知争議団主催の新春のつどい、愛労連の定期大会などで仲間たちと一緒に訴えたり、争議支援のためのコーヒー販売もさせてもらいました。

また、争議団の仲間たちと毎年参加してきた「裁判勝利をめざす全国交流会」は、全国各地で裁判をたたかう人たちの経験や状況を聞く中で、とても元気をもらう場でした。職場では常にICレコーダーを持っていないとならないような職場でのパワハラ、警察とぐるになって労働者を暴力事件の加害者に仕立て上げる会社などなど。信じられないような事件がたくさんあることを知り、まだまだ頑張らなくちゃといつも励まされて帰ってきていました。

ある人が「勝利するまでたたかう。だから負けることはない！」と言われていたことを、いましみじみと実感しています。

4年5ヶ月の私の裁判の間に、愛知争議団でもいくつもの裁判が地裁で判決を受け、控訴をしたりされたりして高裁に行く裁判がありました。そしていまも最高裁でのたたかいのために、毎月東京まで要請行動を続けている争議もあります。これからも、ともにあゆむ仲間でありたいと思っています。



「みんなの要求・みんなで実現」

愛知争議団の紹介で、2011年春から栄総行動に参加するようになりました。

栄総行動とは、名古屋市の中地域の労働組合・民主団体・市民が「みんなの要求・みんなで実現」を合言葉に、1978年10月の第1回栄総行動を皮切りに、この春83回目を迎える歴史を持つ総行動です。

実行委員会は、春と秋に継続的な会議を行い、実行委員会に参加する団体・個人相互の「要求」の正当性を確認するとともに、相互協力と共同による力の集中で、はたらく者・市民の要望など「要求実現」の運動を展開しています。

長い歴史がある市民の運動だからこそ、名古屋市・裁判所・検察局・労働局・愛知経営者協会・UFJ銀行など、官民間わす年2回の総行動の日には、要請行動を受け入れてくれています。

私の裁判でも、愛知労働局、愛知経営者協会への要請を行いました。

もちろん、南医療生協にも要請を受けるよう申し入れをしてきましたが、「裁判係争中のため」という理由で、市民からの要請を断ってきました。「地域に開かれた生協」をうたっているのに、おかしい話です。

栄総行動に参加した4年間の間には、記念すべき第80回を迎え、学習合宿やジャズコンサートなどのイベントも企画しましたが、学習合宿では栄総行動の長い歴史をあらためて学ぶことができ、市民運動を作り、守り続けるためには、やはり民主主義を貫く実行委員会の進め方がとても大事だということを感じました。

今年の中地域センターと合同の新春のつどいでは、栄総行動の重鎮の方から、「梅村さんの不屈さとねばり強さには感心したよ」と、和解協議のたたかいのことを褒めていただきました。これも、先輩方のご指導のたまものです。本当にありがとうございました。

経営者協会も「それは違法」と苦笑い

4/16は、第81回の栄総行動でした。

今回は初めて、職員向けに朝8時に南生協病院の職員向けにピラを配布しました。

南医療生協の職員に対して情報統制は、人事異動情報さえも全体に通知しないほど厳しいので、中には今回のピラで初めて南医療生協と裁判をしている元職員がいることを知った人もいたことでしょう。

朝ピラを終えたら、さっそく栄に移動して 午前中は愛知経営者協会への要請行動。参加者は9名。

全労連・名古屋中センターからの統一要請書にもとづいて原発問題、民主的な税制改革、貧困と雇用対策についての要請したあと、労働争議の問題について話しました。

「提訴直後に労災認定が下りて、私の医療費を労災保険に申請して受け取っているのに、南医療生協は裁判でいまだに労災の事実を認めていません」「メンタル疾患の職員もあいかわらず多い」と説明。

「弁護士の基本給は愛知の他の民医連と比べても、20年目で10万円以上低い実態です」と資料を見せると、「こんなに安いんですか」と、驚いた表情を隠せませんでした。

2007年から労使合意なく導入されている「成果主義賞金」についても、「まあ、いまでもとされてるし、労使合意も必要ではありませんから」と言っていた担当者も、「成果主義というのは名ばかりで、S・A・B・C・Dのランクのうち、Sになるのはほぼ無理、Aランクで標準給与、Bだと月に2~3万、Cだと5~6万円給与が低くなるんです。さらに、育休明けのAランク看護師が、短時間勤務を希望したら、『Dランクになるわよ』と上司に言われるんです」というと、さすがに「それは法違反ですよ」と苦笑い。最初に「愛知経営者協会は、『人こそ宝』『コンプライアンス(法令順守)重視』と言っていた担当者に、「南医療生協幹部は、『愛知経営者協会から、適切なサポートを受けている』と公言していますが、こんな実態を放置していると、まるで愛知経営者協会が悪質な労務管理を指導しているかと誤解されるのではないですか?」と伝えてきました。

お昼は、栄ひろばにむけてのデモ行進。昼休み集会で梅村さんは司会をつとめました。集会参加者は250名でした。

午後は、この間集まった署名を渡すために南生協へ。その後、病院周辺地域へピラ配布。みなさんのご協力で、3000枚のチラシを配れました。ありがとうございました。



↑第81回栄総行動で司会をする私

		傍聴者数	署名提出数(裁判所)	署名提出数(南生協)	支援する会員
2010/9/21	第1回口頭弁論	33			114
2010/11/16	第2回口頭弁論	43			140
2011/1/15	ともにあゆむ集会	50			
2011/1/18	第1回弁論準備	26			
2011/3/25	第2回弁論準備	35			
2011/5/27	第3回弁論準備	31			
2011/7/12	第4回弁論準備	26			
2011/9/9	第5回弁論準備	30			
2011/11/8	第6回弁論準備	28			
2011/12/20	第7回弁論準備	28			
2012/1/28	ともにあゆむ集会2012	25			342
2012/2/17	第8回弁論準備	29			
2012/4/25	第9回弁論準備	31			
2012/6/17	第10回弁論準備	35	3917	3839	
2012/8/22	第11回弁論準備	37	2797	2769	
2012/10/22	第12回弁論準備	40	2064	1897	
2012/12/12	第13回弁論準備	24	1088	1029	
2013/2/2	ともにあゆむ集会2013	42			
2013/2/13	第14回弁論準備	31	516	516	
2013/3/19	第15回弁論準備	23	686	676	
2013/5/15	第16回弁論準備	25	717		
2013/7/24	第17回弁論準備	35	474		621
2013/9/19	第18回弁論準備	32	258	1215	
2013/12/2	第19回弁論準備	33	447	714	
2014/2/5	第20回弁論準備	34	2184	1867	
2014/2/15	ともにあゆむ集会2014	33			
2014/4/15	第21回弁論準備	30	523	523	699
2014/5/14	第22回弁論準備	18			708
2014/6/23	証人尋問	74	531	523	757
2014/7/14	証人尋問	93			
2014/7/28	証人尋問	76	628	440	
2014/8/6	証人尋問、第1回和解協議	53			810
2014/9/8	第2回和解協議	15			
2014/10/9	第3回和解協議	18	342	545	
2014/10/28	第4回和解協議	11	622	637	
2014/12/2	第5回和解協議	10	370		841
2014/12/12	第6回和解協議	5			
2014/12/22	第7回和解協議	14	153	506	841
	合計	1256	18317	17696	841

都道府県名		裁判所宛て	南生協宛て
北海道		211	213
青森県		22	20
秋田県		2	3
岩手県		26	25
山形県		19	21
宮城県		120	123
福島県		20	17
新潟県		270	261
群馬県		58	54
栃木県		40	30
茨城県		60	70
千葉県		130	117
埼玉県		286	280
東京都		613	583
神奈川県		245	245
静岡県		222	225
山梨県		2	2
長野県		110	121
富山県		18	10
石川県		34	35
福井県		115	112
滋賀県		62	60
岐阜県		651	615
愛知県	名古屋市	6102	5807
	上記以外	5335	5218
三重県		1042	999
奈良県		134	142
和歌山県		228	232
大阪府		522	496
京都府		268	287
兵庫県		285	290
岡山県		138	146
鳥取県		74	89
島根県		34	29
広島県		224	214
山口県		112	92
香川県		22	22
徳島県		38	46
愛媛県		53	3
高知県		19	19
福岡県		155	148
佐賀県		2	2
長崎県		12	12
大分県		47	51
宮崎県		71	45
熊本県		28	29
鹿児島県		30	30
沖縄県		6	6
	合計	18317	17696

和解の意義について

ともにあゆむ裁判は、2014年12月22日、訴訟上の和解によって終了しました。

和解協議を重ねる過程において、「職員みんなが、健康で生き生きと働き続けられる職場になって欲しい」という提訴以来一貫した原告の強い願いを実現していくための、具体的な拠り所となり得る条項を求めてきました。

本和解は、上記観点から、非常に意義のある内容を勝ち取ったものであるといえます。以下、弁護団から、本和解の内容と意義について簡単に述べておきたいと思います。

1 被告が、労災認定の事実を真摯に受け止める旨が明記されたこと

提訴の4か月余後に、既に原告のうつ病発症は愛知県労働者災害補償保険審査官により業務に起因するものと認められ、労基署での不支給決定は取り消され、労災認定がなされていました。

職員に、業務に起因してうつ病が発症したという事態、労災認定がされたという事実は、著しく重大なものです。本和解までは、被告が公に「労災認定された事実を真摯に受け止める」と表明したことはありませんでした。

本和解において、この点が明記されたことは、「労災認定がされた事実」自体が持つ重みに鑑み、非常に重要です。

2 うつ病の発症について被告に安全配慮義務違反があったことを被告が認めたこと

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することが出来るよう、必要な配慮をするものとする（労働契約法5条）とされており、使用者は、業務の遂行に伴う疲労や心理的負担が過度に蓄積して労働者の健康を損なうことがないように注意する義務を負っています。これが、安全配慮義務です。

被告は、原告のうつ病の発症について、このような安全配慮義務の違反があったことを認めたものです。

原告は、本件裁判において、うつ病発症に至るまでの過程を具体的に、詳細に明らかにし、業務の過重性と業務による心理的負荷の大きさを明らかにしてきました。

安全配慮義務違反を認めた被告としては、原告のうつ病発症の過程において、法人自体やその幹部、原告の上司らが、いかなる具体的な注意義務違反したのかということについて、真摯に検討をすることが必要であり、さらに、その検討を踏まえて、再び同じような注意義務違反を犯さないよう、必要な配慮や措置の徹底をしなければならないのは当然であるといえます。

3 被告が、原告に対し、原告のうつ病の発症について安全配慮義務違反があったことを認めて謝罪したこと

労働者は、最も大切である生命や健康を犠牲にしてまで働かなければならない存在ではありません。当然、使用者は、労働者の生命、健康を損なうことのないように、上記に述べたような安全配慮義務をはたさなければなりません。被告は、このような重大な義務に違反し、原告にとって最も大切な「健康」を損ねるといった結果を生じさせたのですから、原告に対して謝罪をすることは、当然といえます。

被告が真摯に本和解において謝罪したこと、また、公に謝罪をするということの持つ重みに鑑み、被告が、今後、再び同様の安全配慮義務違反を繰り返すことがないように襟を正し、必要な配慮を行うっていく旨の表明でもありと期待されるところです。

4 原告のその後（うつ病発症後）の遷延についても配慮に不十分な面があったことを認め、その責任を重く受け止めるとしたこと

原告は、本件訴訟において、うつ病発症後も過酷な仕事が続いたこと、被告から必要な配慮がなされなかったこと、それにより症状が増悪していったこと等を主張してきました。

被告が、うつ病発症後の遷延についても配慮に不十分な面があったことを認めたことは、大変重要です。長年にわたって配慮が不十分な環境に置かれ、結果、うつ病の遷延という事態となったということですから、被告としては、うつ病発症後の法人自体、その幹部、原告の上司らの対応について、改めて検証し、採るべき必要な配慮とはいかなる措置であったのか等を明らかにしていくことが望まれます。再発を防止するにもそれは不可欠です。

5 解決金の支払い

上記で述べてきた安全配慮義務違反及び「配慮に不十分な面」という点について、解決金の支払い及びその水準という側面からも、その重大性が明らかとなっています。

6 被告が、本和解の趣旨を職員に説明するとともに、労災の再発を防止するため、労働安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握及びメンタル疾患の予防に力を尽くすことを約束するとしたこと

本件訴訟を提起するにあたって原告は、単に自らの被害についての損害を賠償して欲しいというに止まらず、本件訴訟において、労災が発生した（原告がうつ病を発症した）過程及びその後も続いた過酷な仕事による健康状態の増悪の事実を明らかにされることによって、被告が本来の理念に立ち返り、職員みんなが健康で生き生きと働き続けられる職場になって欲しいとの強い願いを抱いていたものであり、それは一貫して変わることはありませんでした。

そのような大切な原告の願いを込めた本和解を、真に意味のあるものとして生かしていくためには、広く和解の成立及びその趣旨を知ってもらうことは不可欠であり、被告が、本和解の趣旨を職員に説明することを約束したことは、非常に重要です。

さらに、労災の再発を防止するため、労働安全衛生法の順守、職員の労働環境、健康状態の把握及びメンタル疾患の予防に力を尽くす旨を、被告は約束したものですから、上記各具体的方策について、今後常に意識して実現していかなければなりません。この点に関して、原告のみならず、職員や組合員、地域住民等は、本和解の趣旨にのっとり被告が本当に力を尽くしているかどうか、目を光らせていくことが必要だと思われれます。また、そのことが、まさに本和解を生かすことであると思えます。

7 今後第三者に対して、本和解の趣旨に反する内容の情報の発信、書面の配布、説明等を一切行わないことを相互に約束する。

本和解は、これまで述べてきたような重大な意義を持つ和解であり、原告と被告とが、正式に合意をしたものです。

本和解の条項にはありませんが、和解成立直後に原告・被告間で交わした合意書では、被告の機関紙である「健康の友」（2015年2月号）の「理事会だより」欄に、本日（2014年12月22日）付で本件訴訟が和解により終了したことを承認した事実を掲載する旨の合意がなされています。

和解の趣旨に反する内容を発信等しないことは当然のことですが、それは、原告の名誉や権利が保障されるために必要なことでもあり、重要な条項であると考えています。

… みなさんからのメッセージ …
(順不同で失礼します)

勝利的和解おめでとうございます。

今回の勝利の要因は、常に運動の先頭に立って頑張った梅村さんの努力と、梅村さんを支えた家族、そして仲間の支援の力だと思います。

当初は組織的な支援が受けられず、「民主的な医療組織が安全配慮義務違反をするはずがない」等、感情的な意見が飛び交う中、事実に基づいた反論を続けることは精神的に大変だったと思います。

感情的な意見は運動の広がりとともに少なくなり、南医療生協の異常な体質が浮き彫りになっていきました。

今回の勝利は、この過程で必然的に出てきたと思っています。また、梅村さんが行ったホームページを利用した宣伝、メールを中心とした支援する会で全国的に広がった運動は、争議団としては非常に参考になった新たな取り組みであり、今後の運動に活用できる内容でした。

裁判に提訴して4年5ヶ月、本当にご苦労様でした。

今後は、まず体を大切にしてください。そして、無理をせずに進んでください。梅村さんならどのような場所でも確実に次の一歩を歩んでいけると信じています。

愛知争議団 植木日出男

勝利和解おめでとうございます。

南生協病院がブラック企業「まがい」のことをしているのに驚きと怒りを覚え、これは何としても解決させねばという思いで応援しました。

住民運動も裁判闘争も、仲間を広げ、運動を広げ、支援の輪を広げ切ることが勝利への道で、その通り実践されましたね。

今日までの肉体的にも精神的にも困難な中で、よく頑張ってくださいました。 本当に、ご苦労様でした。

一色田 耕一

梅村さん。勝利和解おめでとうございます。

1審でやるべきこと、訴えるべきことを訴えぬいての勝利、大きな財産です。

民主的医療機関といわれている南医療生協との闘いで、さぞご苦労されたと思います。

救援会の県本部大会や全国大会、裁判交流集会など積極的に出かけ、1人ひとりに訴え、納得してもらっていた姿が目につかびます。

この事件が勝利できたもう一つの要因には、南医療生協の体質そのものを問題にするのではなく、受けた被害を償ってほしいという思いが、ストレートに出されたものではなかったからではないかと思っています。

自分が受けた被害を世間に訴え、これは「救わなくちゃ」という思いが、数百人という支援者につながっていったのでしょう。そういう意味では救援会も役割を果たせたと思います。

病院をどうするかは、病院の理事、労働者、組合員、そして地域の人たちが決めることです。

そういう意味では闘いは始まったばかりですね。



救援会としては今後さらに多くの事件を支援してまいります。ぜひ力を合わせ頑張りましょう。

日本国民救援会
愛知県本部事務局長
竹崎義久

梅村さんが、栄総行動にエントリーをされたのが、2011年の第76回栄総行動でした。

栄総行動実行委員会では、梅村さんから職場の労働問題として安全配慮義務違反で提訴してたたかっていることが訴えられました。実行委員会は梅村さんの訴えを受け、総行動への参加を確認してきました。

梅村さんは、総行動の運動を自分だけの救済運動にしないよう、実行員会で提起を受けたことについては、積極的にその責務も果たされてこられました。また、争議支援の伝達手段として支援ニュースを積極的に発行してこられ、裁判参加も募ってこられました。

そして、地域においても医療生協のあり方について、話し合いの場を設けていくなど、地道な運動も広げてこられました。

しかも、梅村さんが難病ともたたかいながらであり、本人しかわからない辛さもたくさんあったと思います。

そんな状況の中で、2014年11月の第82回栄総行動まで、7回(4年間)の総行動に参加されてきました。

栄総行動での要請先は南生協を中心に、愛知労働局や愛知県経営者協会などに、その反社会的な労働者への扱いを是正するよう訴えてこられました。

裁判の和解では、梅村さんの救済だけでなく、今後は労災の再発防止に努力することが約束され、南生協に働くすべての人がその対象となったことはとてつもなく大きな成果ではないでしょうか。

梅村さんの争議勝利解決を実行委員会としても心から喜びたいと思います。

ほんとうお疲れさまでした。

栄総行動実行委員会

梅村さん 争議解決、おめでとうございます。

難病をおしてのチャレンジに、心から敬意を表します。

たいていの人は泣き寝入りしたであろうに、病気を抱えての挑戦は、誰でもができることではありません。あなたのその気概が運動を盛り上げ、相手を押し込み、勝利和解へとつながったのだと思います。

そして終わり方がまたすばらしいと思いました。「和解文の全面公開」これもあなたならではの発表のしかたで、キッパリして拍手を送りたいと思います。

解決金の部分は公開しないケースもある中で、全面公開は潔く、気持ちがいい終わり方で、さすがという印象を受けました。

今度の解決が、あなたが一番願った「働く者が大切にされる医療生協、職場」の実現に一石を投じることになることを、応援した者の1人として願わずにはられません。

あなたの果たした社会的貢献は大きく、次の人たちがきっと受け継いでくれることでしょう。

北区在住の応援団 原田敏之



南医療生協を愛し、体をボロボロになるまで働いてきたのに、退職に追い込まれるとは、非常に理不尽に思っていました。そんな中でこの裁判を知り、この2年間ほど裁判を傍聴し支援の活動を強めてきました。まずは和解勝利できたことに祝福の言葉を送ります。

私は中部電力の人権侵害不当差別裁判を、24年間闘ってきた経験から思うことがあります。資本主義という仕組みの中では、様々な不合理が生じ、弱いものが虐げられ強いものがますますのさばるのだと確信しました。この不合理を治すには、私たち働く者、国民が力を合わせ、この社会を国民本位の国、社会をつくらなければ根本的には解決できないことを知りました。

梅村さんのホームページに載っていた「梅村紅美子の歩み」を読み、あなたは、素的な温かい家族や様々な仲間達に囲まれて、力いっぱい働き、民医連綱領が掲げているように「無差別・平等の医療と福祉をめざす」本来の医療労働者がめざす方向で一生懸命働いてきました。

私は南医療生協の組合員として、この10年間ほど運営委員として活動してきました。この間、労働組合と理事者側の間で、不当労働行為事件が2件発生し、いずれも和解によって解決してきました。しかし、実態は労働者の賃金や働く条件がだんだん厳しくなっているように思います。

また、これに対して労働組合も有効に闘かえていないように思います。私たち南医療生協の組合員としては、民医連綱領を掲げている生協病院ならば、理事者側と労働組合は良い意味での緊張と共同が進められて行かなければならないのではないのでしょうか。

昨年10月からわずか4ヶ月の間に、南生協病院の職員の突然死が3件発生しました。にもかかわらず、理事会や職員にも詳細な報告など一切知らされず、時間だけが経過しております。職場で働く人たちのいらだちと不安が広がっております。

梅村さんの和解調書の中でも、南医療生協は「本和解の趣旨を職員に説明するとともに、労災の再発を防止するため、労働安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握及びメンタル疾患の予防に力を尽くすことを約束する」と述べているように、南医療生協は、ただちに原因究明と、労働者の労働実態調査など、再発防止に動くべきと考えます。

また、一昨年には前総務部長が、業者から賄賂を受け取るという不祥事が発覚したにもかかわらず、1年も隠されたまま、理事会でもうやむやにされてきました。これらの事態は許されることではありません。

今日の勝利報告集会在、これからの74000人の組合員に真に依拠した、南医療生協に改革して行こうと、決意を固め合う出発点になる事を願うものです。

刈谷 隆
(南医療生協
・神の倉支部・運営委員)



梅村紅美子さん、本当におめでとうございます。

思い起こせば、「お金欲しさに裁判している」など、南医療生協の卑劣な中傷のため、職員や組合員さんから白い目で見られて、挨拶しても無視して顔を背けられたり、ヒウを受け取ってもらえなかったり、いろいろつらい思いもしましたね。

2013年の栄総行動では、南医療生協本部に署名を届けに行っただけなのに、元常務理事が出てきて、突然「南医療生協がブラック企業とは何事だ！」と大声で20分も叫び続け、病院中に響き渡るのを見かねて、「患者さんが驚いて血圧が上がってしまいます、どうか静かにしてください」と、何度お願いしても聞き入れてくれませんでした。争いを避けようと病院を出た私たちを追いかけてきて、さらに「お前ら2度と来るな！」と罵声を浴びせられました。このヤクザのような対応に、行動に参加した人たちからは「トップ幹部がこんな状態で、人のいのちが守れるのか」と心配する声が上がりました。

人前では、決して弱さを見せない梅村さんが、自宅を訪問した折に病気で苦しんでいる姿を見て、「本当はゆっくり休ませてあげたい」と心が痛みました。と同時に、病気に苦しみながら、それでも対策を立て、確実に計画を実行していく梅村さんの、不正を許さず、毅然と立ち向かう不屈の精神力と知性と行動力に、私は脱帽の思いでした。

毎月きちんと開かれた支援する会の事務局会議には、多忙な弁護士の方先生方も必ず出席され、みんなの意見に耳を傾けられて、誠意ある、率直で的確な指導に励まされました。また、梅村さんを、ご両親はじめ家族全員で支えてみえる姿に接して、私まで心が温かくなりました。

南医療生協の周辺地域では、2013～2014年には、新規事業「よってって横丁」建設に伴い、病院移転による100億円の負債に加え、さらに23億円の借入計画、組合員さんからの10億円の出資金集め計画、有松診療所の内科・デイケア・訪問看護ステーション・ヘルパーステーション閉鎖など、問題が次々に噴出し、現在の南医療生協の方針に疑問を持つ組合員さんが増えています。

その中で、梅村裁判についても、生協側が流してきた「梅村さんは南医療生協の破壊者」というレッテルが少しずつ剥がれ、逆に私たち

の訴えが理解されて、犠牲者の1人である梅村さんが勇気を持って起こした裁判への支援の輪が広がっていきました。

私たちの訴えというのは、愛知経営者協会に加入し、自民党の応援団に入った現在の幹部たちによって、2000年以降南医療生協は民医連の方針に則った民主的医療から、営利主義的な医療経営に変質させられた。

その過程で、現在の幹部たちは南医療生協の変質に反対し、対抗できる力量を持つ職員や役員・理事さんたちを、1人部署に異動させたり、過重労働を与えたり、中傷によって孤立させるなどさまざまな方法で辞めざるを得ない状況に追い込んできた、ということです。

多くの方から「頑張ってるね」と声をかけていただいたうれしさは、ずっと忘れたいと思います。

私は、梅村裁判のたたかいを通して、3つのことをしたいと考えました。

- ・幹部によって南医療生協が変質していく中で、退職や退任に追い込まれ、失意のうちに辞めていかれた元職員・役員・理事さんの名誉の回復を図る。また、現在働いている職員の労働環境を守るために支援する。
- ・営利主義的な南医療生協の活動によって、組合員さんが不利益をこうむらないように努める
- ・同様の変質が及ばないように、他の民医連法人や医療生協に、南医療生協の実情を伝える。

梅村裁判は勝利しましたが、証人尋問に立った際に訴えた在職自殺されたSさんやYさんはもう戻ってこられません。申し訳ない気持ちでいまもいっぱいです。

南医療生協の変質した営利主義的な医療も、厳しい労働環境で職員が働いていることも、いままでと同じ、何も変わっていません。

いま、「昔の南医療生協に戻ってほしい！」という組合員さんの声があちこちから聞こえてきます。

組合員さんの願いを実現するために、働く職員が健康でいきいきと働き続けられるように、私も自分ができることを行い、応援しようと思っています。

菊池啓子

裁判勝利おめでとうございます。
闘病と裁判闘争お疲れ様でした。

私と梅村さんの関わりは、新日鉄住金名古屋人権裁判(障がい者差別・思想差別裁判)と「ともにあゆむ裁判」が、同じ頃にはじまったことと、私が南医療生協患者会の役員をして、南医療生協の変質に苦慮していたことです。

「ともにあゆむ裁判」は、初期の頃、組合員や周囲の人たちの理解を得ることが難しく、くじけそうになりましたが、梅村さんは粘り強く組合員や周囲の人々に働きかけ、全国的な集会をはじめ地域の小集会に参加して支援の輪を広げていきました。本当に驚くパワーでした。

役員会では毎回、資料の準備、差し入れをするなど細かな気配もあり、有意義に進められました。

どんなところに参加しても自分の支援の訴え以外に、争議を闘う仲間の支援の訴えをされていました。

名古屋人権裁判には特別ニュース、ピラの作成をして戴きました。

梅村さんのハイセンスなピラは今も私の闘いに役立つています。ありがとうございました。

今後も南医療生協が以前のように「貧しい人に、よりそって運営する」組織に復元するように共に頑張りましょう。

手塚治男

裁判勝利、おめでとうございます。

私の病院就労中、梅村さんには大変お世話になりました。

4課題のとりくみでの「組合員増やし」では、一緒に地域を回ったり、「松ぼっくりのクリスマスツリー作り」は思い出深いものです。

病院リニューアルでも、栄養科は細部に至るまで相談でき、「ともにあゆむ医療」は私にとってもすばらしい目標でした。

コンピューターでとまどっているときも、時間をとって、丹羽さんと2人教えていただきました。

トイレにいけてくださっていた一輪の花に、何度励まされたことか。

私も元南生協病院職員として、「職員の健康」を願っています。

川越道代



梅村様

勝利和解おめでとうございます。

この問題を知った時(2年前ぐらいかな)、南医療生協知立支部の支部長とともに南医療生協に抗議に行き、梅村さんの上司だったという女性と話し、年内に和解しなければ、出資金100万円を引き上げると通告しました。その後なかなか解決しなかったのが、昨年出資金100万を引き上げました。

私は、知立での南医療生協立ち上げの発起人の一人ですが、この事件以後、南医療生協の活動に意欲を失いました。(まだ、ニュースは配っていますが)

今後、南医療生協が民医連の一員としてまともな医療生協になることを願います。

中島孝之、牧子

梅村紅美子さんの心身ともに賭けた闘いに敬意を表します。
なかなか出来ることではありません。

梅村紅美子さんが始めた闘いは、大きな輪と成って、こんにちの大成果をもたらしました。

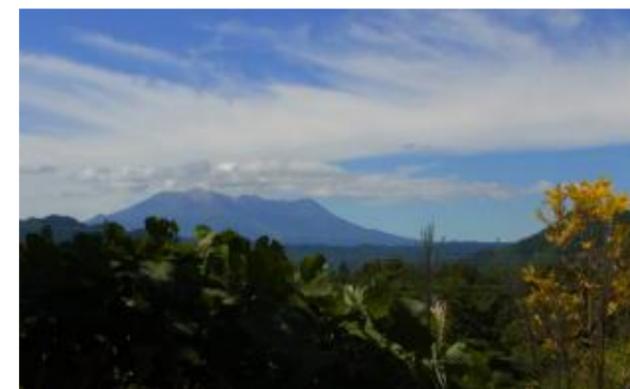
これは、民主的な社会が後退している時、どんなに多くの市民を励ましていることでしょうか。もっともっと強調されるべき闘いです。

民主的運営であるはずの『南医療生協』の許しがたい人権無視にプレーキを掛けたことは、

- ① 他のまともな『医療生協』の名誉を少しは回復させ、
- ② 『南医療生協』の姿勢を或る程度は正し(未だまだ闘わなくてはなりません)、
- ③ 『民主的』の形をとる組織の『独断的』運営に警鐘を鳴らしました。

おめでとうございます。

松谷 務



「御嶽」遠望、噴火前 松谷さんより

梅村紅美子さま

勝利和解、おめでとうございます。

よく4年5ヶ月もの間、がんばってこられました。

私は、赤旗まつり会場でもらったチラシで、軽い気持ちで会員になりましたが、集会や傍聴には1度も参加できず、ただFAXをもらい、ときどき署名を集めるだけの会員でしたが、いただいたFAXは全て目を通して、梅村さんの不屈のたたかいに大きな勇気をもらっていました。

実を言うとこんな良い内容で和解できるとは思っていませんでした。

これもすべて、梅村さんを先頭に支援者のみなさんの、勝利を信じたねばり強いたたかいのたまものです。

これを機に、南医療生協が本来の民医連精神にたちかえり、職員が働き甲斐のある明るい職場になることを願ってやみません。

本当に、おめでとうございます。 坂 泰行

和解の成立、おめでとうございます。

和解の最終段階では、どうなるのだろうと心配していましたが、きちんとした方向の見える和解となり、とてもうれしく思いました。

いま、南生協病院について、あちこちで不信の声を聞くようになっています。私の夫も入院の際、いろいろな不手際を体験しました。

こういった事も、もとはといえば南医療生協の経営のおかしさから発生していることのように思われます。

この裁判がきっかけとなり、南生協の運営が、本来の医療生協のあるべき方向へと進んでくれればいいと期待しています。

私は具体的なお手伝いはできませんでしたが、いつもFAXを送信してくださり、ありがとうございました。

長い間、お疲れさまでした。そして、たたかっていたいただき、ありがとうございました。 尾崎久美子

つらい体調にムチ打ちながら、紅美子さんあなたはほんとによく頑張りましたね。ついに勝利の和解を勝ち取ったと同時に、支えてくれた仲間たちを励ましました。お子さんたちに“いかに生きるべきか”の範をしめし、ご両親に最高の親孝行をしたのです。おめでとう！

浜島 健

よかったですね。いつ倒れてもおかしくない体調で、見ている方がつらかった時もありました。いつも支え抜いたご家族、ご両親がどんなにホッとしていらっしゃるか、うれしいです。

体調の良いときは、あなたの経験を生かして、後に続く人たちの支援を！

末広百代



梅村さん、勝利和解おめでとうございます。約5年間にわたる長いたたかい、本当にお疲れ様でした。裁判の支援を通じて、私の梅村さんに対するイメージは大きく変わりました。20年前の同じ職場で働いていた彼女はいつも笑顔の優しい女性でしたが、再会してみて、梅村さんがたくましいスーパーウーマンだと気づきました。

もし同じ状況に置かれていたら、私は身体を壊す前に辞めるか、泣き寝入りしていたと思います。病をおして、南医療生協と敢然とたたかった梅村さんに拍手を送りたいと思います。

最近の南医療生協の経営状態に関する情報に接し、大変心配しております。

南医療生協OB支援する会 副代表 横井俊治

南生協病院で働いていた方に、梅村さんがなぜ裁判をしているのか聞いたところ、「夫さんが共産党の専従者で、貧乏だからお金を取ろうとしているんだよ」と言われ、なんてことを言うのかと大変驚きました。

紅美子さんの夫は、党の県委員長に請われ、教員を辞めて青年運動の指導者になられた方です。

私も、名古屋市議会議員になる前に一時期専従をしており、専従者のくらしが大変だったことはよく知っていますが、みなさん「心は錦」の方たちばかりです。

専従者たちの名誉のためにも、この裁判は勝たねばならないと、梅村さんの「ともにあゆむ」に入れていただきました。今回の和解調書の内容を見れば、お金のためにたたかっていたのではないことは明らかです。

根拠のないデマを飛ばし、資本の側に立つ労働者と、たまたかう側に立つ労働者とに分断し、はたらく者の団結を阻むやり方は資本の常套手段です。

そんな中、毅然と頭を上げ、自らの誇りにかけてたたかい抜いた梅村さんは、光輝いて見えました。

心からお喜び申し上げます。 鈴木晴子

医療生協に働く職員は、生協の組合員と同じ大事なパートナーであるにもかかわらず、南医療生協幹部は労働組合を敵視し、梅村さんの労災についても頑固に、業務による起因を認めず、さまざまな攻撃さえ行っていた。

梅村さんが、その不当な攻撃にもひるまずたたかい抜き、勝利和解を勝ち取ったというニュースは、「遂に正義が勝利した」と心からの拍手を送ります。おめでとう！！

原田 弘一

和解勝利、おめでとうございます。

すぐ近くで梅村さんの痛みや悩みをずっと見ていただけに、感慨もひとしおです。よく「みんなの前に出てくるときは、体調がなんとかいい時」と言っておられたのですが、体調が悪くても裁判の打ち合わせ等どうしても出ざるを得ない時の、手すりにつかまってやっと歩いている姿は、痛々しいとしか言えないものでした。

実は、原告である梅村さんと、被告側の代表として裁判に来ていた人、そして私は同じマンションの住人です。かつては“志を同じにしている”と思っていた時期もありましたので、表立っての支援に迷いがなかったかというウソになります。判断の拠りは「正義はどちらにあるか」でした。

夫から、特に新病院建設が始まってからのさまざまな“納得のいかないこと”を聞いていました。また、その後、夫の闘病にあたっての最後の対応についての納得のいかなさもありました。

職員に“過重労働”があると、それは患者に最後は跳ね返っていくということです。安心してかかれる病院であってほしいです。

子供が幼い頃お世話になった先生が、まだ60代半ばで亡くなったのは残念です。「これから第3の人生」と思っていた夫を、先生と同じような年齢で先に送ってしまっただけに・・・。

溝口江理子



梅村様

あらためまして、あなたの勝利和解をお喜び申し上げます。そして、あなたを支え続けてくださったご家族はじめ、お仲間、お友だちのみなさま、長い間ご苦労様でした。

昨年暮れ、快拳の報に歓喜を上げ、これであなたが望んだ、そして一番懸念していた職員の安全や健康が約束されたと胸をなでおろしました。

しかし、次々に耳にする南医療生協の職員さんたちの訃報。しかも3人の方とも突然死ということに呆然といたしました。

正月早々私も体調を崩し、熱発で氣力を失いながらも、悲しみと怒りをどこにぶつければいいのか、天井をにらみながら考えました。

地域の組合員さんを欺かず、我々が健康を保つパートナーとしての機関で働く人々としっかり手をつないで、悪くなる医療制度とたたかい、

信頼できる機関づくりに生命ある限り、偽りのない生協作りに若い方たちと力を合せてがんばる決意です。ありがとう。

東海市在住
竹内テル子



梅村さん！ペけちゃん！（学生時代のニックネーム）お疲れ様でした。勝利的和解を勝ち取りおめでとうございます。

ペけちゃんとは学生時代の友人でした。真面目で意志の強い方でしたので、職場でも頑張っているのかと思っていましたが、体調を崩し休職、退職と聞き、そして上司、法人幹部のひどい対応を聞き驚きと怒りを感じました。

その後、「裁判をおこすので手伝ってほしい」と言われ参加しました。初めの会合で「何か文章を出すときに代表者がいるのでなってほしい」ということで、私の名前を出しましたが便宜上だけで、あまり代表らしいことはしておらずお恥すかし限りです。

私にできることで支援しようと思い、私の趣味である歌を生かし、梅村さんや支援する会のみなさんと愛知で開かれた全国の「医療のうたごえ祭典」に参加して歌って、みなさんに訴えたことを思い出します。

ペけちゃんの体調はまだまだ万全ではないでしょうが、今後は自分の思いが生かせる仕事なり、活動なりで頑張りたいと思っています。ただ無理はしないでください。

佐藤俊隆



この裁判が始まる前からペケの苦しみや思いを聴いていた私。

事務局に関わって少しでも力になりたいと思っていましたが、思うように力が出せず申し訳なく思っています。

当初は裁判に対してのデマ攻撃などもあり、その趣旨を理解してもらうことが難しく、辛い思いを背負いながらの闘いでした。でもペケは屈することなく、病む身体を奮い起こしながら裁判を知ってもらうためにいろんな場所に出かけ、訴え続けました。

ペケの努力は草の根のように少しずつ地を固め、この裁判は文字通りペケだけのものではなくなっていきました。

4年5か月。苦しみながらも「ともにあゆむ」という信念を曲げることなく闘い続けたペケ。私はこの裁判に関わる中で、人とつながりあうことの素晴らしさ、喜びを教えてもらいました。

自分に降りかかった苦しい現実を受け入れながらも、決してあきらめることなく仲間と手を携えながら一歩一歩進む。裁判が終わってもこの歩みは止まることなく続きます。私もその仲間でありたいと思います。ありがとう。

木下直子（くねり）

2008年、庭の桜を見上げながら、私はペケちゃんからの電話を握りしめていました。退職を余儀なくされた、と告げる聞いたこともないような弱々しい声、漏れる嗚咽。こんな誠実に献身的に働いてきた人を傷つけたあげく切り捨てるのか、南医療生協の経営者への怒りに体が震えました。あれから、間もなく7年目の春が巡ってきます。

私は、ペケちゃんが闘ってきたのとほぼ同じ歳月を、病院で患者家族として過ごしてきました。病気の息子に付き添い病院に寝泊まりをする毎日、患者の命も、家族の生活も、病院のあり方次第だと実感してきました。お金を持たないからとないがしろにされるのは、ごめんです。

ペケちゃんの闘いは、私たちのような患者家族に寄り添う医療を守る闘いでもありました。私たちのために、闘ってくれたのだと思っています。きっと、多くの方が、同じ気持ちではないでしょうか。

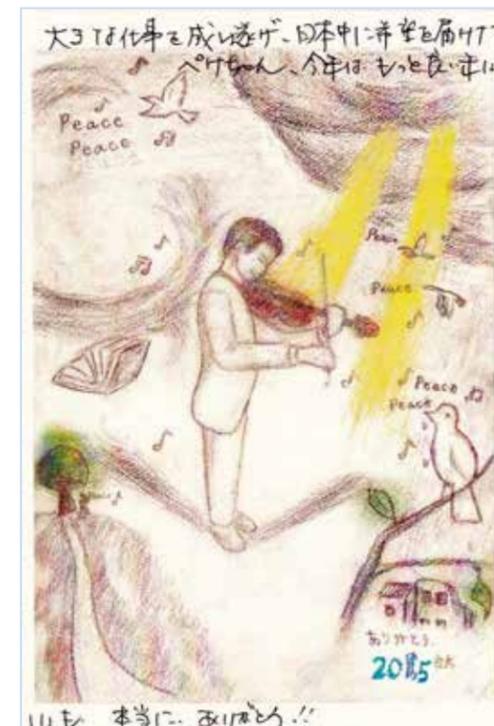
ペケちゃんの勝利は、私たちの希望そのものです。痛む体で全国を飛び回り、声をからして訴え、夜を徹して発信し、人々を繋ぎ、願いを分かち合っ

て、闘いのうねりを作り出してきたペケちゃん。ペケちゃんらしい、まっすぐな粘り強い闘い方、その勝利でもあったと思います。

そして、それはまた、今の時代を切り開くために闘う全ての人に勇気をもたらしてくれるものだと思います。

今年の桜は、どんなに美しいでしょう。ペケちゃんが本当の春を呼んでくれました。ペケちゃん、闘ってくれて、ありがとう！みんなの春を、ありがとう！

坪井玲子（びすこ）



ペケちゃん、おめでとう！

「南医療生協がおかしい」。そんな話を耳にするようになったのはいつ頃からか。労組とまともに交渉しない、交渉を院内では行わない、拳句の果てには新病院では職員ゾーンに入るためのICカードを労組の専従に渡さない、などなど。労組の専従職員である僕にとっては、耳を疑うような「ブラック企業」ぶりです。

南医療生協には、学生時代、様々な活動を共に進めてきた先輩や友人たちが数多く働いています。そんな人たちがたくさんいる職場で、いった何が起きているのか…。数年前にやはりその経営体質が問題になったある社会福祉法人での出来事を彷彿とさせる事態でした。

そんな中で、学生時代からの友人であるペケちゃんが、南医療生協を相手に裁判を起こす、とのこと。正直言って、戸惑いもありました。生協ですから労働組合も総代会もあるはず。裁判に訴えるというのはどうなのか。しかし、学生時代、あれほど原則的に奮闘してきたペケちゃんです。できることは協力しようと思い、関わることにしました。

南医療生協の実態を聞くにつけ、「ともにたたかう」という思いを強くしました。実際のところは、僕自身の仕事の都合もあって、時々会議に顔を出す程度に終わってしまい、申し訳ない限りです。難病を抱えながらのたたかいを、挫けることなく続けてきたペケちゃんは、本当にすごい。裁判も、和解という形で決着がついたのは、ペケちゃんのがんばりと、運動の広がりのおかげだと思えます。

しかし、南医療生協ではまだまだ病休者や退職者が続いているようですし、現職死亡もこの間何人かあると聞いています。南医療生協を取り戻すたたかいは、まだまだこれからだと思えます。ペケちゃん、お疲れ様、おめでとう！そして、健康に気をつけながら、ひきつづきがんばりましょう！

山岡弘和（名古屋市職労・書記）

勝利和解、本当によかったですね。おめでとうございます。

梅村さんのしなやかで、ねばり強いたたかいの勝利ですね。すばらしいです。

梅村さんが大変な時にも、奥西勝さんへのご支援をいただき、とても感謝しています。これからも「たたかえば必ず勝つ」を信じていきますので、よろしくお願いします。

田中哲夫



「ともにあゆむ裁判」を振り返って

1 はじめに

思い起こせば、2010年7月15日の提訴に先立つこと1年以上前のこと、私は、事務所の相談室で梅村紅美子さんと初めてお会いしました。名古屋南労基署による労災の不支給決定を受け、審査請求をするに当たって、代理人弁護士を探しておられるとのことでした。

いわゆる名の通った労働弁護士というわけでもない、当時、保育園児3人を抱えてあたふたしている女性弁護士である私でしたが、梅村さんは、そんな私でも信頼をしてくれ、長いお付き合いが始まりました。

2 審査請求

その後、審査請求のために膨大な資料と格闘し、意見書等の書面を準備していく過程において、私は、梅村さんに課せられていた業務の過酷さに驚愕するとともに、梅村さんの的確な判断力、事務作業・情報処理能力、幅広く愛される人柄その他のあらゆる能力の高さに圧倒されたことを記憶しています。

審査請求をした後、ただその結果を待つのではなく、南医療生活協同組合を被告とする損害賠償請求訴訟を提起することにし、そのための準備も始めました。上述のとおり2010年7月15日に提訴に至ったのですが、提訴後の同年11月、愛知労働局が、不支給決定を取り消しました。膨大な資料を真摯に検討した上で、業務に関する正確な判断等がなされた内容であり、本当に感激しました。そのときは、訴訟が、その後、これほど長期にわたることになるとは想像もしませんでした。

3 損害賠償請求訴訟について

労組の後ろ盾があるわけでもなく、最初から大きな支援組織があるわけでもないところからの出発でした。しかし、梅村さんは、その人柄から、驚くほどの人的ネットワークや良き友人、知人を持っており、

さらに、なんといっても、梅村さんが裁判を決意する原動力となった

「職員を使いつぶすようなことは許されない、現に働いている職員達のためにも、労災が起きるようなことのない職場にしてほしい」、「弱い者の立場に立つ医療の原点に立ち戻り、職員が生き生きと働き続けられ、患者さんたちに安全、安心な医療を提供し、地域の人たちとともにあゆむ病院であってほしい」という思いは、多くの人々にとって切実なものであり、多くの共感と支援の輪が広がっていきました。弁護士主導の運動も、既存支援母体も無い中において、様々な困難に直面することも多々ありましたが、梅村さんは、地道にあちこち足を運んで訴え続けるなど、うつ病と線維筋痛症の辛い症状をおしてあらゆる努力をし、その訴えの内容に心から共鳴し、支えてくれる人達の輪を広げていきました。支援の輪の大きな広がり、梅村さんが訴えかける内容の重要性、切実さを如実に示すものであったと思います。

さらに、弁護団体制としては、当初私一人だったところから、亀井弁護士、水谷弁護士という若い力に溢れた2名の弁護士に順次加わってもらうことが出来、力を合わせて長期にわたる事実経過を踏まえての主張、多岐にわたる論点に関する研究、整理や尋問等について、必死に取り組んできました。

原告である梅村さんや支援の方々大きな運動の盛り上がりの中で、多くの支援の方々に見守られて一連の証人尋問、原告本人尋問を終えることが出来ました。そして、その後に重ねられた和解期日において、弁護団としても、梅村さんが訴訟提起を決意した初心が生かされなければ意味がないとの思いで、必死の和解協議を重ねてきました。今回の和解を勝ち取った喜びをみなさんと共有するとともに、みなさんとともにあゆむことを続けたいと思います。

兼松洋子

「ともにあゆむ裁判」とともにあゆんで

ともにあゆむ裁判は、私が弁護士になった2010年8月に先立つこと1か月前に、私が入所した事務所の兼松洋子弁護士によって、名古屋地方裁判所に提訴されました。入所後1、2か月して、兼松弁護士から、南医療生協を相手とする労災の裁判を起こしているのだが一緒にやりませんかというお話がありました。私は同じ事務所の同性の先輩である兼松弁護士と、意義ある労働事件に共同で携われることが嬉しくて、二つ返事で引き受けました。

その後、初めて原告の梅村紅美子さんとお会いし、打ち合わせを重ねていく中で、南医療生協がいかに梅村さんを使い潰してきたかを知ります。また、医療機関であるのにその職場で働く労働者の安全が守られていないこと、民医連の病院であるにも拘らず、全国で唯一、差額ベッド代を徴収する方針をとるようになったこと等、憤ることばかりでした。それとともに、裁判の準備における梅村さんの事務処理能力の高さには驚嘆しました。梅村さんは、10年も昔のことなのに非常に多くの資料を保管していらして、保育園のお迎えノートや手帳等の資料から労働時間数をグラフにするなど、弁護士としてはとてもありがたい原告でした。

私が弁護団に加わってすぐに、愛知労働局に梅村さんのうつ病が労災と認定されました。これは朗報でしたが、被告はあくまで裁判の方で労災自体を争う姿勢で全く和解する態度を示さなかったため、裁判は続きました。私達は、梅村さんのうつ病発症の原因となったりニュースに関わる人事のことから、地域医療連携室、星崎診療所でのケアマネ業務、梅村さんが退職させられるまでの経緯を、裁判所に理解してもらえるように具体的に説明しなければなりませんでした。

裁判で取扱いが難しかったのは、梅村さんがケアマネになって発症した繊維筋痛症という難病についてでした。梅村さんや医師の話を知ると、これは労災だという印象を持ちました。しかし、今の医学では労災の立証ができるほどにはこの難病について解明が進んでいないので、残念ながら正面から労災だとの主張はできませんでした。

証拠調べでは、私は原告証人の菊池さんの主尋問と被告証人1人の反対尋問を担当しました。主尋問はうまくいきましたが、反対尋問は初めて裁判を傍聴に来た私の母から「下手っぴだ」と酷評され、今後の自分の課題を悟りました。

私は裁判所の判断を判決という形で受けるつもりでいましたが、急転直下、被告から和解の申し入れがあり、和解期日が続きました。最終的にはこちらの納得できる形の和解が成立したので、裁判から判決を受ける以上の結果を残すことができました。

裁判は予想以上に長期戦となり、その間、私は2人の子どもを出産しました。この裁判に携わりながら、新人弁護士だった私が少しずつ経験を積むことができました。おこがましいですが、まさに、「ともにあゆむ裁判」とともにあゆんだ、というのが私の偽らざる実感です。

亀井千恵子



みんなで勝ち取った和解！

水谷 実

梅村さん、長い間本当にお疲れ様でした。梅村さんとは、弁護団に入る前に一度お会いしていて裁判の署名をさせていただいたことがありました。そのときは、まさか自分が代理人になるとは思ってもみませんでした。

まだ短い弁護士人生ですが、「ともにあゆむ裁判」ほど支援の輪が全国に広がりたくさんの方に支えられた裁判はありません。署名が最終的に1万8000筆を超えたと聞いて驚いています。

私は、梅村さんから話しを聞く中で、当時梅村さんが置かれた労働環境や病院側の対応は梅村さんの健康を全く無視したものだと感じ、病院側の責任を追及するこの裁判にはとても意義があると思い弁護団に入りました。

しかし、それだけではありません。梅村さんが「ともにあゆむ裁判」に込めた思いは、医療の質の土台である職員の健康を守りたいというポジティブなものでした。南生協病院で働く職員に自分と同じ思いをさせたくないという梅村さんの優しさにとっても共感しました。きっと、この報告集をご覧いただいている皆様も、梅村さんの思いに共感され、ご支援いただいたのではないかと思います。

決して楽な裁判ではなかったですが、多くの方の支援があったおかげで今回の和解に結びついたと思います。

尋問は、多くの支援者の方に見守られながら1号法廷で行いました。元職員の方から貴重な証言をいただくことができたことは、弁護団としてとてもうれしく心の支えにもなりました。

本人尋問での確かな供述をされる梅村さんはとても格好良かったです。体調の良くない梅村さんの姿も見ているだけに、尋問での凛とした姿は、この裁判にかける思いの強さを感じさせました。

和解条項も妥協せず、思いの丈を何度も裁判所にぶつけました。和解条項を検討するにあたっては、支援者の方からたくさんの貴重な意見をいただくことができました。また、和解期日は傍聴できないにもかかわらず毎回顔を出してくださる方もいらっしゃり、勇気づけられるとともに身が引き締まりました。

今回の和解で、南生協病院自身が、梅村さんのうつ病発症について病院の安全配慮義務違反があったことを認め、謝罪したこと、その後の遷延についても配慮が十分でなかったことを認めたことの意義は大きいです。

また、南生協病院が、和解の趣旨を職員に説明するとともに、労災の再発を防止するため、労働安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握及びメンタル疾患の予防に力を尽くすことを約束するとの条項は、今も南生協病院で働く職員の方への梅村さんからのエールだと言えます。

梅村さんをはじめ、兼松弁護士や亀井弁護士には多々ご迷惑をおかけしましたが、「ともにあゆむ裁判」に関わることができたことは、私にとってとても貴重な経験でした。ありがとうございました。



「ともにあゆむ裁判」をご支援くださったみなさんのお蔭で、勝利和解をすることができました。心から感謝申し上げます。裁判は一区切りがつき、親として正直少しホッとしたところです。

ふり返ってみると、紅美子は、子どもの時からあまり病気もせず、健康でスポーツもできる活発な子でした。大学で「人権としての社会保障」を学び、これを生かすために、「無差別平等の医療」の理念で活動している南医療生協に就職が決まり、喜びました。

1990年結婚し、翌年長女が生まれ、産休明けから保育園に預けて仕事に復帰しました。紅美子が残業のときなど保育園へ孫を迎えに行き、世話をしてきました。その5年後に長男が生まれ、職場も増々忙しくなりました。

私たちの家から片道25キロある保育園や学童保育へのお迎えや食事の世話などをして、紅美子の負担が少なくなるよう努めてきました。

2000年7月以降、紅美子が事務長室課長になり、リニューアル工事が始まった頃から孫たちの面倒を見る回数がぐっと増え、孫を私たちの家まで連れてきて泊ませ、面倒を見ることも頻繁にありました。

幼い子どもがいるのに、どうして長時間働かねばならないのか、疑問を抱きながらも、必死で面倒をみました。リニューアル工事の進行と共に、紅美子は元気がなくなり、家ではただ横になりぐったりしていました。過酷な労働で病気になり、退職に追い込まれました。紅美子の無念の思いは、はかりしれません。

私たちは、長時間の労働で子どもの面倒がみれない娘を少しでも助けようと応援してきましたが、果たしてよかったのか…。働く者の立場から、南医療生協や労働組合、民医連に労働条件の改善をもっと早く訴えるべきではなかったのか、反省しています。

これからは、職員が元気で働き続けられるように、「裁判」で勝ちとった和解条項を実行させる運動が進められるよう願っています。

安井宏一・光子

共産党の専従職員をしている私は「みんなが幸福に暮らしていける社会をつくらなければ」などと、よく口にします。8時間働いて帰宅し、家族団らんの夕食があり、翌日からの家計の心配をすることなく、あたたかい布団で眠ることができる…。みんながそうやって暮らしていける社会をつくりたいと、みんなの願いだと思います。それは特別な願いではないけれど、でもそういう家はそんなには多くありません。わが家はどうかといえば、やっぱりそういう「幸福」にはあまり恵まれない家族かもしれません。妻が長い闘病の末に退職に追い込まれたこと、そして裁判をたたかうことを決意し、病をおして山のような資料をつみあげて、全国を駆け回って訴えて歩いているときも、私は早く帰宅するでもなく、子どもたちも文句を言うでもなく、わが家の日々は流れていきました。妻が車椅子で法廷に入った日は、ここまで苦勞して、満足な結果が得られなかったら… 不安が大きくなったこともありました。

だけれど嬉しいできごとは訪れるものです。オリンピックでメダルを取った選手が最高に幸福な笑顔や涙を見せるのは、それまでの努力や苦悩があるからでしょう。本当の幸福はたたかってかちとるものだよ。その真実を真近でみせてくれた妻のたたかいに感謝したいと思います。

私たち夫婦は子どもたちに残す財産を持っていませんが、語り残す大きな財産を得たと思います。

支えてくださった多くのみなさんに心からの感謝を申し上げます。ありがとうございました。

梅村政年



ともにあゆむ

梅村紅美子さんの裁判を支援する会ニュース
発行：支援する会事務局 ☎052-624-5997
2010年 8月 12日 発行

毎日、毎日、異常な暑さがつづいています。ゲリラ豪雨や地震もあって、自然界も、人間の社会も、大丈夫かしらと心配になってきます。みなさん、お元気にお過ごしでしょうか。熱中症対策をおこたりにく、あまり無理をせずにご活躍ください。さて裁判が動き出しました。ここまでのみなさんの御協力に心からの感謝を申し上げます。今後のいっそうの御支援を心からお願いします。



名古屋地裁に提訴

7月15日午前11時、梅村紅美子さんは、兼松洋子弁護士や夫、両親、駆けつけた支援の人たちとともになわて、名古屋地方裁判所に訴状を提出しました。

提出前、裁判所前で梅村さんは、駆けつけた人たちにお礼をのべるとともに「どんなに過酷な仕事でも、健康を犠牲にしても、歯を食いしばって働き続けてきたのは、南医療生協が好きだからこそ。がんばって働いてきた職員がからだをこわしたからといって、治療や復帰を支援するのではなく、逆に冷酷に切り捨てるやり方は許せません。長いたたかいはなると思いますが、頑張ります」と決意を語りました。集まった人たちは一人ひとり、激励の言葉を送り、暖かい拍手で励ましました。

提訴の後、梅村さんは裁判所地下の記者クラブで、会見を行いました。兼松弁護士が裁判の意義を説明し、梅村さんは裁判を起す思いを語りました。各社の記者からは次々と質問が出され、梅村さんは一つ一つの質問に、心を込めて、ていねいに答えました。記者たちも真剣にうなづきながらメモを取っていました。

翌日付の中日新聞は「復讐希望も解雇」南医療病院を提訴元事務職員」と題する記事を掲載しました。

口頭弁論 日程決まる

梅村さんの裁判の第1回口頭弁論の期日が決まりました。法廷には40人くらい入れるそうです。時間は30分程度。梅村さん自身の意見陳述も数分間時間がとられます。条件の許す方は、ぜひ、傍聴にお出かけください。



裁判所前で話す梅村さん（左）



裁判提訴を報じる中日新聞（7/16付け）

9月21日（火）午前10時
名古屋地方裁判所
法廷棟11階
1103号法廷
名古屋市中区三の丸1-4-1
地下鉄「市役所」より徒歩10分

「支援する会」の会員募集中！ 裁判の状況などをニュースメールで配信しています。メールアドレスのある方は、tomoniayumu_umemura@yahoo.co.jp までメールでご連絡ください。

おかしくない？南医療生協

梅村さんの提訴は、南医療生協の法人側にとっては、よほど都合が悪いようです。患者のため、働く人のために頑張っている医療機関という看板をかかげながら、その裏で真面目な労働者を切り捨てる・・・なんとか隠しておきたかったことが明らかになるのを恐れるためか、「いやがらせ」としかとれない動きをしています。

病院内では、手紙をわたすのも禁止？

提訴の準備をすすめながら、支援する会への参加をよびかけていた6月のある日、梅村さん宅に突然、南生協病院院長の名前で、手紙が送られてきました。「あなたが6月8日の当院受診の際に、事業所管理者の許可なく、『梅村紅美子さんの裁判を応援してください』という文言を、職員などに配布したことが確認されています。事業所敷地・施設内でのチラシなどの配布については、事前に、事業所管理者の許可が必要です。これは当法人に限らず、社会的な常識となっている市民社会のルール…」など書いてありました。

梅村さんは「支援する会入会会のお願い」のチラシを、封筒に入れて友だちや知り合いに渡しただけなのです。それが市民社会のルールに反するなんて！それよりも、受診に来た患者が、自分たちにとって都合が悪いからといって、親善の中身まで確認したり、患者情報から住所を調べて手紙を送りつけてくる病院が、「患者のプライバシー」を守っているといえるのでしょうか？

病いに疲れた心を癒す「はなボラ」もおことわり？

梅村さんは7年前前から、ボランティアで病院のトイレに花を飾っています（「はなボラ」）。患者さんが自由に意見を投書できる「虹の意見箱」にも「トイレの花に心を癒されました」という投書があり、当時の事務室も投書をわざわざコピーして梅村さんに渡してくれました。管理職の方もきめて「みんなが喜んでいるよ」という意思表示だったのではないのでしょうか。

梅村さん宅に、提訴の日の日付で病院長からまた手紙が届きました。「『はなボラ』を自称されていますが、当院のボランティアについては、南医療生協の理念と総代会決定を尊重する皆様でご活躍いただいております。登録制となっています。…個人的な形でのボランティアは、ご遠慮いただいておりますので…」と。

法人は、梅村さんの道理ある訴えが、多くの人の共感を集めることを恐れています。梅村さんはいやがらせに臆することなく、かえって元気に、正々堂々と頑張っています。みなさんのご支援をよろしくお願いします。



「ともにあゆむ」って？

1999年に南生協病院が全日本民医連の呼びかけにこたえて作った「医療宣言」のテーマです。患者・組合員・職員で作った起草委員会の事務局として梅村さんも関わりました。南生協は差額ベッド代を徴収するため、作成からわずか7年で「時代は変わった」と宣言を投げ捨てました。梅村さんは宣言起草時の思いを忘れず、裁判のスローガンにし、南生協の変質を問います。

南生協病院「医療宣言」

とつぜんの病氣・けがにも安心の救急医療
もらいませぬ差額ベッド代やつけとどけ
にこやかでおもいやりある接遇を
あすのよい医療を実践します
ゆめをもち、やりがいもてる職場と
人を育てます
むすびます保健・医療と福祉のネットワーク
医療保険制度の復讐を許さず、社会保障
平和を守る運動にとりくみます
職業は患者が主人公生協は組合員が主人公
1999.12.5 (2000.2.29 一部修正)
総合病院 南生協病院



ともにあゆむ

梅村さんの裁判を支援する会ニュース No.5
発行・支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2010年11月24日発行

裁判勝利への朗報! 労災で逆転勝利! 速報 審査官、労基署判断覆し、『業務上』認定!!

愛知労働局から23日、梅村さんが提出していた審査請求についての決定書が届きました。審査請求とは09年の1月に名古屋南労働基準監督署が下した処分(梅村さんの発症したうつ病には労働者災害補償保険法にもとづく療養補償給付を支給しないという処分)が正しいものだったかどうかの審査をもとめるものです。審査の結果、「処分を取り消す」という決定がされたのです。

厳密な審査 発病は「業務上の事由による」と結論

審査に当たり梅村さんが提出した資料が53、名古屋南労基署の資料が36、審査官の方が集めたものが28という膨大な資料をもとに厳格な審査が行われています。そのうえで審査官は「請求人(梅村さん)の仕事の質や責任は、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、恒常的な長時間労働とまではいえないものの長時間にわたる高密度労働が7月から9月の3か月間続いて仕事に追い詰められた状態となっていたと判断される。とりわけ、支援・協力の欠如は顕著であり、特に困難な状況にあったと認められる」とのべ、「発病したうつ病と業務の間に相当因果関係を認め、業務上の事由によるものと認めるのが相当である」としています。

そして結論として「監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は失当であって、取り消されなければならない」とのべています。

南医療生協の資料に「信憑性は乏しい」と

決定書の中には次のような指摘もあります。「南医療生協によると、請求人の発病前おおむね6か月間ごろの出退勤管理に係る資料(就業週報・月報)及びタイムカードが保管倉庫等を探しても発見されなかったことから、監督署長は、南医療生協が計算推計した『請求人の残業時間(概算)計算書』を基に労働時間等の評価を行っていた。しかしながら、同計算書による時間数は、そもそも『推定の時間外手当』からさらに推算したにすぎず、請求人は大体20時ころまで残業していた旨の病院関係者の申述内容とも齟齬があるもので、請求人が気胸の入院治療のため欠勤した間も欠勤日数が0日とされていることから、この信憑性は乏しいと判断せざるを得ない」とされています。

「真実は一つ」裁判勝利へいっそうのご支援をお願いします
つくづく苦しかったあの頃のこと、私の「健康の自己管理が悪い」せいじゃなかったと認められて、本当にうれしいです。これからひとつひとつ「真実」を明らかにしていきます。裁判の勝利にむけて、新たな決意で頑張ります。

梅村紅美子

ともにあゆむ

梅村さんの裁判を支援する会ニュース No.6
発行・支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2011年1月21日発行

「労災逆転認定祝いと裁判勝利めざすともにあゆむ集会」ひらく 裁判勝利へ 新しい出発点に



1月15日、「梅村さんの労災逆転認定祝いと裁判勝利めざすともにあゆむ集会」を熱田区の労働会館で開催しました。大阪や京都から駆けつけた人も含めて、50人の参加者がお茶やお菓子、果物もかこんで交流し、裁判勝利への決意をかためました。

裁判を担当する兼松洋子弁護士は、裁判の経過と労災認定の画期的な意義について説明。南労基署がくださった労災不支給の決定について、愛知労働者災害補償審査官が客観的な資料を精査した上で逆転して認定の決定を行ったことは、南医療生協での業務がいかに梅村さんの健康を蝕むものであったかをしめしたのもの。この決定は裁判勝利の大きな力になると語りました。

梅村さんは、自らの生い立ちや、希望と誇りを胸に南医療生協に就職した頃も振り返りながら、



「いのちの花を咲かせよう」と 鈴木君代さん ミニコンサート

梅村さんの友人で京都の東本願寺のお坊さん、鈴木君代さんが「ともにあゆむ集会」にかけつけ、歌ってくれました。鈴木さんは京都宗教者九条の会の呼びかけ人でもあり、平和や命の大切さを歌にして、全国各地で歌い広げています。梅村さんのために、「ともにあゆむ集会」バージョンに歌詞をかえてくれて、会場の人たちも感動の涙でした。

働く者を病気になるまで苦しみ平気で退職に追い込むような病院の変質を体験に基づいて告発し、これから先、犠牲者を出さないためにもこの変質を見通すことができないと裁判を起こすにいたった思いを訴えました。

参加者から、愛知争議団の方、トヨタの労働組合の方、南医療生協の労組の方、難病連の方などたくさんの発言がありました。

この中で支援する会の事務局体制の確立など、当面する課題も明らかになりました。

ともにあゆむ

梅村さんの裁判を支援する会ニュース No.7
発行・支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2011年1月26日発行

画期的な逆転労災認定を受け 第3回目の裁判が開かれた

大雪の翌日の1月18日、第3回目の裁判。今回も小さな201法廷にはぎゅうぎゅう詰めで26名の支援者がかけつけてくれました。南医療生協側の傍聴者は1人、労務管理担当の神山氏だけでした。

例によって裁判は、裁判官らの声も聞き取れないうちに、あっという間もなく終わり、桜華会館に場所を移し、報告・交流会が持たれました。

報告労災認定の大勝利を力に

集会では兼松洋子弁護士が次のように報告しました。

「前回の裁判以降の大きな出来事がありました。愛知労働局が南労基署の決定を覆して、労災の認定を決定したことです。これは大勝利です。この決定を裁判勝利の力にしていきたい。まず決定書を証拠として提出しました。そして決定の根拠になった労基署と労働局が持っている資料の写しを請求しています。これも証拠となります。さらに被告の南医療生協には労災認定について釈明させるよう(求釈明)申し立てを行いました」

みんなの支援が力に

裁判官は梅村さんのうつ病発症や増悪につながる安全配慮義務違反はどんなものだったのか、わかりやすい文書がほしいといっています。これはまとめて出します。その関連で裁判官は、被告に対して「手持ちの資料を出しなさい」と言いました。裁判官がこういうことを言ったのも、法廷に梅村さんを支援する人がつめかけていたからです。今後も、ひきつづき支援をおねがいしたいと思います。

何の連絡もない南医療生協

原告の梅村さんは次のようにあいさつを行いました。

「画期的な労災の認定があつてすごうれしかったのですが、南医療生協からはいまだに何の連絡もありません。理事会では傍聴に来ている神山氏から文書が出され、『重く受け止めています』『基本的態度は明確で、①できるだけ被害者の立場に立って行動する、②原因を究明して再発防止のための有効な手を打つ』などと書かれています。被害者の立場に立つなら、せめて一言挨拶があるべきだし、原因を究明する気があるなら、私の話を聞きにくるのが当然ではないでしょうか。これでは再発防止のまじめな努力が行われるとは考えられません。

職員が健康で働くことができ、患者さんが安心して利用できる病院を取り戻すために、裁判の勝利めざして頑張ります」



次回裁判 3月25日(火) 午前10時 地方裁判所 法廷棟2階201号法廷
ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。

成瀬専務が「愛知県経営者協会」に入会

昨年12月、愛知県経営者協会(愛知経営協)が発行する機関誌『愛知経協』12月号の「新入会員紹介」欄で、南医療生協の代表理事成瀬専務が、愛知経営協に入会したことが報じられました。

愛知経営協は、そのHPで「愛知経営者協会は 社団法人日本経済団体連合会(日本経団連)を構成する団体会員の1つであり業種別全国団体と地方別経営者団体などからなる団体会員のうち、地方別経営者団体として日本経団連の活動の一翼を担っています」と紹介されており、その会長は、トヨタ自動車・日本ガイシ・大同特殊鋼・デンソーなど、代々大企業の役員が勤めています。

なぜ医療生協の代表理事が、「愛知県経営者協会」に入会?

HPでは、「労働問題、労働経済対策に関する調査研究・情報提供・経営側の意見集約・行政等への提言など、人事労務問題を専門とする経済団体」とも書かれ、会員構成の業種別内訳も紹介されていますが、その62%が製造業であり、内訳項目に「医療・介護」という業種は見当たりません。

非営利団体である医療生協の代表理事が、なぜこのような団体に加入したのでしょうか?また、総代会や理事会などでの検討や協議もなく、「経営者」として入会するのは、おかしいのではないのでしょうか?

「働くものの立場」とは相容れない

成瀬専務は、愛知経営協入会に何を求めているのでしょうか?経営効率を上げるための労務管理のノウハウ?それとも、安全配慮義務違反などで賠償を求めて訴訟を起こすような元職員への対応方法?

いずれにしても、「働くものの立場」を掲げる民医連の方向とは全く違うものではないのでしょうか?

この間の裁判の南医療生協側の対応について見ても、自分たちにとって都合の悪い証拠は、「見つからない」と言い、さらに追及すると「見つかった」と出すなど、不誠実極まりない態度が続いています。

本当にやましいことがないならば、事実をすべて明らかにして、裁定を受けるべきです。

『愛知経協』2010年12月号より

新入会員紹介

<p>佐川急便株式会社 中部支社</p> <p>取締役執行役員支社長 大原 雅樹</p>	<p>【創 業】昭和32年 【資本金】112億7500万円 【事業内容】宅配便など各種輸送にかかわる事業 【従業員数】48500名 【所在地】〒485-0075 小牧市三ツ瀧惣作1350</p>
<p>株式会社久津運送店</p> <p>代表取締役 久津 吉治</p>	<p>【創 業】昭和47年 【資本金】2200万円 【事業内容】一般貨物運送業・物流業務全般 【従業員数】233名 【所在地】〒480-1101 愛知郡長久手町藤張栄+藤岡1533-633</p>
<p>南医療生活協同組合</p> <p>代表理事 成瀬 幸雄</p>	<p>【創 業】昭和36年 【資本金】8億円 【事業内容】医療、介護事業サービス 【従業員数】650名 【所在地】〒459-8001 名古屋市緑区大高町平子36</p>

■本欄は、入会順の50音順にて紹介させていただいております。

ともにあゆむ

梅村さんの裁判を支援する会ニュース No.8
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2011年3月24日発行

「支援する会」事務局体制決定

昨日(23日)、「支援する会」の第1回事務局会議を開きました。亀井弁護士からこの間の裁判の経過について報告を受け、裁判の意義や課題についても意見交換したあと、役割分担を決めました。

- 【代表】 佐藤俊隆 さん (梅村さんと大学の同級生、中川区で自営業)
- 【渉外担当】 手塚治男 さん (元南医療生協昭和区総代)
- 【会計担当】 木下直子 さん (梅村さんと大学の同級生、保育士)

今後、他団体の協力・支援も仰ぎながら、「支援する会」の輪を広げて、梅村さんの裁判勝利にできるかざりのことをしていく決意をかためました。

また、2月15日付で「支援する会」事務局と弁護士の連名で、南医療生協理事会に送った「梅村さんの労災認定についての見解要求書」への回答書についても、話し合いました。

南医療生協からの回答は、「中日新聞記者からの連絡で労災認定を知ったが、情報が無い」「労災認定に対して見解を公表するつもりはない」「2000年のうつ病発症を確認する資料がない」「裁判で梅村さんが労災資料を請求されたことで、資料が手に入ったので現在それを検討している」という内容でした。

理事会には「労災認定を重く受け止め、原因究明、再発防止に努める」という文書を出しておきながら、当事者である梅村さんから話を聞くつもりも、今後のメンタル疾患労災の再発防止の手立てをとる姿勢も全く感じられない不誠実な対応です。

「支援する会」の財政報告

事務局会議では、みなさんから寄せられたカンパと会計報告もありました。事務局体制が整ったので、今後裁判資料のコピー代など実費が増えることを踏まえて、カンパの中から10万円を裁判実費としてあてることを決めました。「支援する会」会員のみなさまには、事後報告となってしまったことをお詫びし、ご理解を願いたいと思います。

3/24現在《収入》	・カンパ収入	352,780円
	・1.15「ともにあゆむ」資料代	24,000円
《支出》	・印刷・コピー代	13,578円
	・郵送料	21,130円
	・消耗品代	6,344円
	・会議室代	28,750円
	・裁判実費	100,000円
《残高》		206,978円



次回裁判 傍聴にぜひご参加ください。
5月27日(金)午前10時 名古屋地方裁判所

※裁判後、弁護士会館、4階会議室で報告交流集会を開きます。

あるものも「ない」とシラをきる被告

前回1月18日の裁判では、うつ病発症後も病気についての配慮がまったくなされず、休業中にフルタイム勤務が可能な状態まで、自主的に身体慣らし(南医療生協でいう「リハビリ勤務」)をさせられてきた梅村さんの過重な労働実態を明らかにするために、被告側に資料の提示を求めました。

しかし、この間被告から返ってきた回答は、存在しないことがあり得ない文書まで「ない」「見つからない」という対応です。ISO9001 認証を受けている医療機関で「労災発生時対応マニュアル」などが、被告がいうようにもし本当にないのだとしたら、大きな問題ではないでしょうか?

提出を求めた資料	南医療生協からの回答
① 「勤務表」(2003年頃までのもの)	2001年4月から2003年10月まで提示。(それ以前のは「廃棄されたものと思われる」)
② 「就業週報・月報」(2005年4月以降分)	2003年10月から2008年4月分まで提示。
③ 「傷病・休職カード」(2004年3月以降分)	旧システムで使っていた様式で、不存在。
④ 「MBO(目標による管理)」の目標書・評価書	2007年度以前分は廃棄済み。原告が作成したデータ(2003年から2005年分)のみ残っていたので提示。上司評価や承認記録は残っていない。
⑤ 「人事制度大綱」(人事評価制度)	提示。
⑥ 地域医療連携室「開業医訪問・対応記録」	倉庫にも見当たらず。廃棄されたものと思われる。
⑦ 「地域医療連携室月報」	2003年4月~2005年12月までのものはすでに廃棄。一部残っているデータは内部機密のため開示できない。
⑧ 星崎診療所居宅介護支援事業所「ケアマネ月報」	データとしても見当たらない。ケアマネ会議レジュメのみ提示。
⑨ 「安全衛生委員会報告書」	2005年5月~2008年4月分議題レジュメのみ開示。
⑩ 「リハビリ勤務」の規定もしくは慣例	「就業規則上の規定は存在しない」「もっとも、『リハビリ勤務』の成功した実績は複数存在している」
⑪ 産業医の役割と任意規定	「法令に従っており、特有の任意規定は存在しない」
⑫ 労災発生時の対応マニュアル	「法令に従っており、特定の任意規定は存在しない」

そもそも、「人事評価制度」で賃金とのリンクまでされている「MBO」の評価書の保管期間が、たった3年というのも不自然ですし、目標書が保管されていたのに、肝心の評価書は見つからないというのも、納得がいくものではありません。

「ケアマネ月報」についても、介護保険法の報酬基準を満たしているかどうかを記録した重要な文書であるのに、「データとしても見当たらない」というのでは、事業所としての管理体制を問われる問題です。

「安全衛生委員会報告」も、安全衛生法で作成・開示することが義務づけられているものです。

また、「規定はない」といいながら、「成功した実績は複数ある」と被告が主張する「リハビリ勤務」とはいったいなにであるのか、今後裁判でも争点のひとつとなっていくと思われます。



ともにあゆむ

梅村さんの裁判を支援する会ニュース No.9
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2011年4月12日発行

やっと咲いたと思ったら、もう桜吹雪です。震災の犠牲者を悼む涙のように切ない桜です。震災発生から1ヶ月たっても大きな余震があり、被災地の方たちの不安を思うと苦しくなります。

全日本民医連では、震災直後から被災地に支援が入り、11日現在、1840人、延べ85000人を超えたそうです。南医療生協誕生のきっかけ伊勢湾台風はもちろん、阪神大震災、中越沖地震など、大災害の支援活動の経験を生かした住民の要望に沿ったきめ細かな支援内容をニュース速報で読むたび勇気をもらいます。

そんな中で、南医療生協は4月号の機関誌「健康の友」で、「旧南生協病院施設を、名古屋市、愛知県、国に貸し出し、そのための要請を行う」と書かれていました。南医療生協が、リニューアル工事完成から3年で「新築移転」を決定したのは、「旧病院が耐震基準を満たせない」ことも大きな理由だったはずなのに、それを被災者に貸し出すなどどうして言えるのでしょうか? (「健康の友」発行後に却下されたと聞きました)



3/25裁判にも傍聴者35名参加

4回目の裁判にも、小さな201法廷に支援の方がいっぱい。入りきれない人もありました。裁判は、例によって裁判官と双方の弁護士とのやりとりもほとんど聞き取れず、あっという間に終わってしまいました。裁判後、弁護士会館会議室に場所を移して、報告を兼ねた交流会を行いました。

いよいよ争点論争に入るか

まず、兼松弁護士から法廷でのやり取り報告。「申請していた労働局と労基署から労災認定の決定にかかわる資料がすべて裁判所に届き、こちらの手元にもそろいました。厚さ10cmくらいの膨大な文書です。労働局への審査請求時に求めた開示資料ではほとんど黒塗りになっていた南生協側の証言もほとんど見えるものです。裁判官に求められた安全配慮義務違反の内容をコンパクトにまとめた文書も提出しました。

前回裁判で被告に求めた資料について、被告が出してきたものは、当然残っているものを『廃棄した』といい、求めたものとは違うものを出すなど、誠実な態度ではなく、細かいことをいろいろ言い訳しています。

被告は、初回答弁書で『追って反論する』といいながら、安全配慮義務違反について認めるのか、認めないのか、認めないならどういう理由か、そこがはっきりしていないことをこちらから追求しました。裁判官からも、次回きちんとするように被告に要求されました。裁判長も代わるので進展を期待したいです



幅広い支援者から

交流会は、新しく確立した支援する会の事務局が進行を務めました。参加者から「労働安全委員会がまともに開かれていなかったことが問題ではないか」「他の裁判にかかわっているが、『人を人として扱わない』という点で共通していると思う。一緒にがんばりましょう」「『支援する会』の輪をいっそう広げていきたい」など、活発に意見が出されました。

南医療生協は梅村さんの労災認定を どう受け止めているのか

「支援する会」事務局は、弁護士との連名で、2月17日に南医療生協理事会宛てに以下の内容の質問書を送りました。

12月の理事会に、12月9日付で出された文書「梅村紅美子氏の労災保険給付支給決定の報道にかかわって」(人事育成課神山氏作成)が配布されたが、その後も梅村さん本人にも何の連絡もない。以下の点について、南医療生協の見解を求める。

1. 梅村さんの労災認定についての見解を表明・公表する用意があるか否か。
2. 梅村さんの労災発生状況を掌握し、原因究明・再発防止についての手段を検討しているか否か。
3. 2008年4月に梅村さんが求めた労災申請書類に事業所としての記載を拒否したことについて、謝罪する意思があるか否か。

これに対して、南生協からは2月24日付で成瀬専務名での回答がありましたが、その内容は見解を求めた3点のいずれにもこたえた内容にはなっておらず、理事会で配布された神山氏の文書とも矛盾する内容です。以下、南生協からの回答の概要です。

《質問1について》
労災認定は中日新聞記者からの問い合わせで知ったが、「当事者でないため」労働局から情報提供を受けられず、今回裁判で梅村さんから労働局の決定書が出されて、初めて決定書を見ることができた。それらの資料を検討し、当時の関係者からの聞き取り・資料収集を行い、事実関係の把握に努めているところ。

《質問2について》
メンタル疾患一般の予防は安全衛生委員会等で議論を進めてきた。メンタル疾患は業務だけでなく、複雑な要素が絡むことが一般的。それらの状況の把握を含めて対策を取ることが必要。梅村さんについては、裁判係属中のため、事実関係や当法人の対応は裁判で明らかにしていく。

《質問3について》
南労基署で「事業所の記載がなくても、本人に不利益にはならない」と確認したので記載しなかった。

この回答からは、神山氏の文書にあったような労災認定について「重く受け止めている」という姿勢が全く感じられないばかりか、「原因究明・再発防止のために有効な手を打つ」との神山氏の記載からも大きく外れて、「メンタル疾患一般の予防」という一般論で済まされています。

南医療生協は、日生協健保組合が2006年11月に調査に入るほど、メンタル疾患での医療・休業給付が高い状態が続いており、裁判で南生協が公表した資料でも、2009年3月時点で長期休職者の7割がメンタル疾患というのが実態です。実効力のある対応策を講じるために、梅村さんの労災認定の事実をしっかりと認めることが必要ではないでしょうか。



次回裁判予定 ぜひ傍聴にご参加ください。
5月27日(金)午前10時 地方裁判所 法廷棟2階201号法廷

※裁判後、弁護士会館4階会議室で報告交流集会を開きます。

ともにあゆむ

南医療生協労災損害賠償請求訴訟
「ともにあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.14
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2011年10月10日発行

9月9日、第7回目の裁判には30名の方に傍聴していただきました。ありがとうございます。
被告側は、いままです唯一参加していた人事教育担当者も参加せず、弁護士のみでした。

うつ病発症後も配慮どころか任務追加

原告弁護士からの準備書面では、うつ病発症から2年後に庶務課へ異動になるまでの、梅村さんの仕事と
身体状況、梅村さんの手帳やカルテなど膨大な証拠から明らかにしています。

南医療生協は、うつ病への配慮をしないばかりか、メンタル主治医からの「無理だから断るよに！」と
いう指示を伝えても、2002年1月には医局事務局長兼務の任務を追加しました。梅村さんは、3月には
胃に15ヶ所のポリープと潰瘍ができ、便秘と下痢の繰り返し、背部痛、下腹部痛にも悩まされ、気持ちも
落ち込んで、仕事でも涙が出てくるような状態になっていました。

リニューアル工事は、新築棟が完成し、そこを仮移転先として利用し、その間に元の場所を改修するとい
う大掛かりな引越、工事をしながら、次の仮設計、最終設計を詰めていく大事な時期でした。

2002年4月末、梅村さんは「健康の自己管理が悪い」ことを理由に、5月から庶務課スタッフに「降
格」と事務長に言われます。必死に任務をこなしてきた梅村さんにとっては、衝撃的な宣告でした。

しかし、その後も健康への配慮をされることはなく、右表のように休日出勤も、
残業もしなくてはならない状況はますますひどくなっていきました。

安全衛生委員会の開催さえ毎月できず、長期休職者に対して産業医の面接も全
く行われていない南医療生協が、安全衛生法も守らず、安全配慮義務も果たして
来なかったことは明らかです。

2002年	残業時間
4月	85時間 5分
5月	89時間10分
6月	98時間40分

南医療生協では

「入院中でも子どもの運動会参観より仕事が優先」 が当たり前?

被告は、南生協病院のカルテを隅々まで見て、とにかく「痛い」「つらい」「眠れない」
という言葉が書いてある部分にマーカーを引いて証拠として出し、梅村さんは就職以来、
頸肩腕障害、子宮炎などで病休を繰り返し、その慢性化によって精神症状(抑うつ感、
不眠)などを引き起こしたもので、「業務との因果関係はない」と言い切っています。

しかし、証拠の中には外科に帯状疱疹がかかった時の痛みや、子どもの看病で眠れない
などの部分まで含まれており、とにかく「あら探し」をしていることは明白です。

しかも、梅村さんがリニューアル実施設計の期限に追われて、全身疲労で入院を余儀なくされた時のこと
についても、『入院中も業務に出ざるを得なかった』と主張するが、他方で子どもの運動会のために外出・
外泊している」と反論をしています。入院中にも、子ども運動会よりも仕事優先するのが南医療生協では常
識なのでしょうか? とても「いのちと健康を守る医療生協」とは思えない反論です。

次回裁判 11月8日(火)午前11時 名古屋地裁 2階201号法廷

※裁判終了後、弁護士会館にて、報告・交流会を開催します。

リーフレット配布4500枚

1万枚印刷したリーフレットですが、「かわいい」「わかりやすい」と好評で、「医療のうたごえ祭典」「愛
知母親大会」などの行事のほか、国民救援会など団体、個人のご協力で配布が進んでいます。

受け取ってくれた方たちには「あの南医療生協がー?」「これはひどすぎる!」と反響が広がっています。
支援する会の会員も、295名まで増えました。

知人への数枚の配布でも構いません。支援の輪を広げるのに、ご協力をお願いします。

時代に逆行する南医療生協

梅村さんの労災認定の事実を認めないだけでなく、組合員さん・職員の献身で事
業を拡大してきたのに、南医療生協はそれに報いることなく、労働条件悪化を進め
ています。

労働条件の違う直接雇用と子会社雇用の職員を、労働組合の要求に反して、悪い
方に揃え、年間100時間も労働時間の延長をさせようとしています。

創立50周年記念の映画製作・上映など華やかな仮面の裏で、職員を遣いつぶし
ている現状は、厚労省さえも「ワークライフバランス」を強調している時代の流れ
に逆行しているのではないのでしょうか?



「医療のうたごえ祭典」でアピール!

9月10日(土)大山国際観光センターで開催された「医療のうたごえ祭
典」に、支援する会員14名で参加してきました。

歌ったのは、2000年南生協病院リニューアル推進委員会が、「医療宣言」
の理念をもとに作ったオリジナル曲「ともにあゆむ」。
練習不足が心配でしたが、「主張やメッセージがよく伝わる、頑張っ
て下さい」と審査員の講評も高評価。
参加者にリーフレットも250枚配布でき、演奏前に訴えもできまし
た。一緒に参加してくださいましたみなさん、ありがとうございました。



秋は宣伝行動満載
参加できる方は、
ご連絡ください。
楽しくアピールし
ましょう!

- 愛知赤旗まつり 11月6日(日)9時半から署名コーナーでリーフレットを配布します
- 米総行動 11月16日(水)愛知経営者協会に「南医療生協に労安法遵守の指導を」と
要請行動のあと、矢場町から米までデモ行進をします。

ともにあゆむ

「ともにあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.23
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2012年6月24日発行

6月18日の裁判(第10回弁論準備)には、35名の傍聴者に参加していただきました。
報告会の部屋が狭くて、立ったまま聞いていただいた方も多く、ありがとうございました。

裁判所へ3917筆、南生協へ4176筆提出

5月1日から始めた署名活動は、この1ヶ月半で4000筆を超える大きな力となっています。
裁判所へは、6月18日の裁判の前に届けることができ、今回から変わった新しい田辺裁判長にも、
インパクトを与えられたのではないかと思います。

南医療生協へは、6月21日朝、「支援する会」代表の佐藤さんと梅村さん、そして地域の2名の支援
者とともに、総務課へ提出し、理事会事務局まで「受領書」も記載してもらってきました。

南医療生協は、24日に年に一度の総代会を開催していますが、4000筆を超える署名をどう受け止
めているのでしょうか?

全国33都道府県へ広がる支援

署名は、北は北海道、南は鹿児島までの33都道府県から寄せら
れています。名古屋市内が約40%、名古屋市以外の愛知が約30%
と多くを占めていますが、三重県で364筆、新潟・東京・岐阜・
和歌山でも100筆を超える署名を集めていただいています。

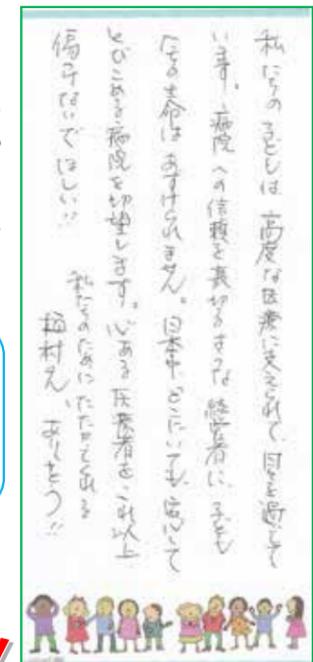
署名と一緒に、「支援する会」の入会申し込みやメッセージ、カン
パもたくさんいただいておりますが、お礼状の手配の実務が間に合っ
ておらず、申し訳ありません。もうしばらく、お待ちください。

労働者にとって、健康も動くことも権利。
誰かに自動的に保障してもらうものではなく、自分たちの
ために自分たちで守りあう努力がないと、どんどん奪われて
しまいます。梅村さんの確かなたたかいに、いつも励まされ
ています。 ※大阪の大学時代の後輩からのメッセージです。

目標1万筆を 次回裁判(8/22) までにやりあげよう!

次回裁判 8月22日(水)午後3時 地方裁判所 法廷棟2階201号法廷

※裁判終了後、報告・交流会を開催します。



↑福岡の障害児のママさんたちのNPO
団体から寄せられたメッセージです。

被告の欺瞞に満ちた「準備書面」

今回の裁判で、被告南医療生協は、「被告における一般的な安全配慮義務体制について」として、原告の主
張とは全くかみ合わない「健康診断、健保組合の電話相談、傷病手当、育休・育児時間制度」などを並べ立
て、「さまざまな健康障害の発症・増悪を防止するための措置を講じてきた」と反論しています。

しかし、「産業医のかかわり」の点については、以前被告が提出した資料に基づいて、2007年度に産業
医が安全衛生委員会に一度も参加していないという原告の主張に対して、「6月には出席している。委員会報
告には記載がなくても、事務長の記憶では参加していた」と、まるで国会答弁のような言い訳です。

被告の「リハビリ勤務」制度そのものが違法!?

また、「リハビリ勤務」についても、「特に被告における
『リハビリ勤務』では、治療の一環であることから、実労働
時間に照応する給料よりも高額な傷病手当金及び共済
給付金の支給を受けることができる。また、就業ではない
ため、突然の体調不良でも気兼ねなく休むことができる。
事実原告も『リハビリ勤務』中に突然の体調不良で休むこ
とがあったら、それによる不利益を蒙ったことは一切ない。」
という主張をしています。

そもそも、休職中に「休む」のは当たり前なのに、それ
によって「不利益を蒙ったことは一切ない」と自慢げに主
張することがもはや異常な感覚としか言いようがないし、
休職中の試し出勤中に、ケアマネの「管理者業務」を引き
継がせることを強制することは、右の被告提出の証拠資料
にも「労働基準法等」に触れることもあると書かれている
ように、傷病手当の不正受給に当たります。

職責者にも言論統制の圧力

南生協病院で、週1回開かれている朝会資料に、
署名のお願い文に「他団体のチラシ」とも組合員にも
送られている。情報あれば柴田まで」と事務長の書き込
みがされたものが配布されています。「梅村さんは十分
に対応してもらったのに、逆恨みで裁判をしている」と
いうデマも職場では流されているようです。

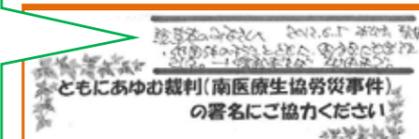
南生協労組の審問に参加を!

南医療労組が、「不当労働行為救済申し立て」をしている労働委員会での、審問が7月からはじまります。
成瀬専務も証人として審問に参加します。どんな言い訳をするのか、みなさんで見守っていきましょう。

	期日	証人名
第1回	7月17日(火)13:30~	南医療生協労組 中央執行委員長 小椋巖
第2回	8月2日(木)13:30~	南医療生協労組 書記長 田島保利
第3回	8月23日(木)13:30~	南医療生協 人事育成課次長 神山亮
第4回	9月19日(水)13:30~	南医療生協 専務理事 成瀬幸雄など3名

●以下4回のいずれの会場も、愛知県庁西庁舎8階の愛知県労働委員会審問室です。

被告証拠資料より「メンタルヘルス対策における
職場復帰支援」「試出勤制度等」 (厚労省発行)
この制度の導入に当たっては、この間の処遇や
災害が発生した場合の対応、人事労務管理上の位
置づけなどについて、あらかじめ労使間で十分に
検討しておくとともに、一定のルールを定めてお
く必要がある。
なお、作業について、使用者が指示を与えたり、
作業内容が業務(職務)にあたる場合などには、
労働基準法等が適用される場合があることや賃金
等について合理的な処遇を行うべきことに留意す
る必要がある。
また、この制度の運用にあたっては、産業医等
も含めてその必要性を検討するとともに、主治医
からも試し出勤等を行うことが本人の療養を進め
るうえでの障害とならないとの判断を受ける必要
がある。



↑福岡の障害児のママさんたちのNPO
団体から寄せられたメッセージです。



ともにあゆむ

南医療生協労災損害賠償請求訴訟
「ともにあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.17
発行:支援する会事務局Tel&Fax052-624-5997
2012年1月12日発行

支援広げ、勝利かちとる年に！

昨年中は大変お世話になりました。
みなさんのおかげで、1月10日現在、「支援する会」会員は342名になりました。
今年も、梅村さんの置かれていた過酷な労働実態を明らかにし、その理解を広げることで、支援の輪をいっそう大きくして、勝利めざして力をあわせていきましょう！

休業診断書も無視され、 後任ケアマネ配置なく3ヶ月放置

12月20日の28名の方に傍聴に参加していただきました。ありがとうございました。
被告側は、リニューアル工事着工直前に事務次長を配置したことをもって、安全配慮をしていたと主張していますが、この体制は、当時の施工業者などから「20億を超え3年続く工事には、専任の事務局を複数体制置くのが一般的」と異常視されていたことを考えれば、梅村さんに配慮した人事と大見得きって言えるようなものではありません。実際に、現場との調整のほとんどは梅村さんが担当し続けていました。原告側からは、ケアマネージャーとして、星崎診療所に異動になってからの時期の書面を提出しました。

「休職中にケアマネ管理業務を引き継げ！」

梅村さんは、2006年1月ケアマネとして、星崎診療所に異動になり、1日2時間からの「リハビリ勤務」（傷病手当受給中のボランティア出勤）を始めますが、診療所事務長から「3月に退職する前任者からケアマネ管理者業務を引き継ぐように」と命じられます。
梅村さんはケアマネとして働くのも初めてで、「体調的にもとても無理」と断りますが、聞き入れてはもらえませんでした。折り返す悪く、この年4月には介護保険法が大改定になり、その詳細が明らかになったのは改定直前の3月中旬。前任管理者は3月10日には有休消化に入り、引越して行ってしまうました。
不慣れな上に頼る人もいない状態で、過緊張の状態が続き、3月には腰から足にかけての痛みが始まり、痛みは全身に広がっていききました。全身状態がどんどん悪化していく中で、10月にはメンタル科の主治医から「3ヶ月の休業が必要」と言われ、上司に代わりのケアマネの体制を早急に取ってもらうよう依頼しますが、何度催促しても体制補充はないままで、2007年1月「このままでは職場で死ぬ」と思い、梅村さん



は同僚たちに仕事の分担をお願いして、休みに入らざるを得ませんでした。
診断書が出てからも続いた、過酷な労働実態は、時間外拘束時間からだけでも推察できます。（裏面参照）

次回裁判
2月17日(金) 13:10～
名古屋地裁 2階201号法廷
※裁判後、弁護士会館地下会議室で
報告・交流会をします。

これが休業必要と言われている人の 働かされ方！？

年	月	通常勤務以外の拘束時間	一日平均時間外拘束時間
2006	4	34:18	1:42
	5	40:34	2:01
	6	32:18	1:36
	7	14:04	0:46
	8	65:17	3:26
	9	60:51	2:38
2007	10	62:28	2:36
	11	63:01	3:19
	12	39:51	2:12
	1	12:57	1:37

右の表は、南医療生協が裁判に提出した梅村さんがケアマネとして働いていた時期の勤務時間です。
10月に「3ヶ月の休業が必要」と言われた頃の梅村さんは、朝起き上がれず、定時出勤ができない状態でした。
しかし、そのことを事務長に訴えると、業務軽減をすることで、「じゃあ、フレックスタイムで働いていいよ」といい、梅村さんはフラフラな状態でも60時間を超える時間外労働を強いられ続けました。これでも、南医療生協は、「安全配慮義務違反はなかった」と言い続けるのでしょうか！

「ともにあゆむ集会2012」

昨年1月に労災認定祝いもかねて集会を開きましたが、今年も年の初めに、「今年も勝利めざしてがんばっていきましょう！」というついでをすることにしました。
この1年間の裁判の経過や、支援する会の活動報告、みなさんとの意見交換や交流もできる元気になれる集會にしたいと思っています。
あいにく、労働会館がいっぱいでしたので、鶴舞駅から徒歩3分の「鶴舞集会所」が会場です。
お忙しいとは思いますが、ぜひご参加ください。
と き：2012年1月28日(土) 13:00～16:00
と ころ：鶴舞集会所(名古屋市中区千代田2丁目14・市営鶴舞荘1階)
JR(中央線)/地下鉄(鶴舞線) 鶴舞駅、北西へ約150m。地下鉄は1番出口が最寄。
JR鶴舞駅を出て、大きな歩道橋(エレベーターあり)を渡り、名古屋高速空港線の下・西側に下ります。バス停「鶴舞公園前」すぐ前の「市営鶴舞荘」の1階です。
専用駐車場がないので、近隣コインパーキングをご利用ください。
(会場の西方向にいくつかあります)
★資料準備のため、出席連絡をいただくと大変助かります。



ともにあゆむ

南医療生協労災損害賠償請求訴訟
「ともにあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.19
発行:支援する会事務局Tel&Fax052-624-5997
2012年3月6日発行

全日本民医連総会会場で リーフ600枚配布

2月23日～25日、岡山で2年に1回の全日本民医連の定期総会が開かれました。
梅村さんは、事務局の手塚さんと、呼びかけにこたえて鳥取から駆けつけてくれた支援する会会員の3人で、23日会場入りする代議員たちに1時間足らずで600枚のリーフレットを配布しました。
今回の総会では、いままですできなかった「加盟事業所が民医連綱領、規約、運動方針から逸脱し、指導に従わない場合」の統制・処分を、全日本民医連が当該県連とともに行うことができるという内容を含んだ「規約改定」が提案されました。
4年前の総会で、「差額ベッド代」徴収反対の方針に、全国で唯一「反対票」を投じた南医療生協は、2年前の総会でも「保留」をあげて、県連から幾度となく申し入れられてきた話し合いの場でもその態度を変えることはないまま、民医連加盟事業所中、全国で唯一方針に反して、差額ベッド代を徴収しています。



(岡山駅地下街で見たチューリップ)

民医連が差額ベッド代を取らないのはなぜか？
1953年に結成された全日本民医連は、一貫して「いのちは平等である」との考えに基づき、差額ベッド代は徴収していません。
医療制度の改善運動の先頭に立ち、「命と健康格差」を広げる構造改革とたたかうとともに、医療受療権を守るために、全国270を超える事業所で「無料低額診療」事業を行い、「無差別・平等」をかかげる民医連綱領を実践しています。

総会分散会でもリーフレットが話題に

総会会場入り口で、裁判のリーフレットを受け取った人たちの中には、すでに裁判のことを知っている方もおられて、「がんばってよ！」と声をかけてくださる人もいました。
また、後日、支援する会への入会申し込みを、メールでくださっている方たちもいます。
総会分散会の中でも、「南生協の差額ベッド代徴収も問題だが、職員の労働安全軽視も大きな問題」という発言もあったそうです。リーフレット配布が、全国に支援の輪をより大きく広げています。
民医連方針に反して差額ベッド代を徴収しているのと同様に、南医療生協は「自助・共助」という言葉を使って、職員の労働安全や労働条件まで、事業所としての責任を逃れ、「経営効率」を最優先にしようとしています。
これ以上、南医療生協に使い捨てられる職員を生まないためにも、医療の安全を守るためにも、この裁判への支援の輪を広げ、南医療生協を包囲していかなくてはなりません。

次回裁判
4月25日(水) 16:30～
名古屋地裁 2階201号法廷
※裁判後、桜華会館1階八重桜の部屋で報告・交流会をします。

救援会での支援広がる！



2月24日には、午前中に知多北部支部の国民救援会の役員会に、夕方には、港区支部の役員会に梅村さんが参加して、裁判支援の訴えをさせてもらいました。
役員の方たちからは、「『医療生協がおかしくなっている』というのはあちこちで聞いていたが、労働組合や地域の組合員さんたちもいるのに、どうしてそんな風になったのか?」という疑問が出されました。
●経営重視・人員費削減のために、事務や看護助手、栄養士などの業務を外注、委託・派遣に切り替えてきた頃から、すでに「人権軽視」の路線は始まっていたこと、●3年間20数億かけたリニューアルからわずか3年足らずで100億の新築移転計画を決定し、民医連方針に反対して「差額ベッド代徴収」を決定したこと、●旧南生協病院近くにエイデン・ヤマナカが建設される時には「大規模店舗反対! 地域の店を守ろう!」と反対していたのに、新築移転の際には「イオンの隣」を売りにするようになったこと、●労働組合を敵視し、労組に新病院内施設借用をさせない(団体交渉すら新病院内ではさせていません)、新入職員への専務あいさつで「労働組合は南生協方針に反対しているのだから、関わらないように」というなど、あからさまな不当労働行為を行いつづけていること、●法人方針に異を唱えること、職員の労働組合の場での発言についても翌日には中間職員から注意させたり、反対意見をいう組合員理事を解雇したりなど、ありえない方法で口封じを行なっていることなど、梅村さんはさまざまな事実を伝えました。
「信じられない」という驚きとともに、「民主的組織として、あるまじき行為」と怒りも、「梅村さんの裁判支援とともに、南医療生協の変質も伝えていかないと」との声も上がりました。

次回裁判から「合議体」に 「うつ病の著しい悪化はない」という 被告の反論の矛盾

先回(2月17日)に出された被告準備書面(10)で、
① うつ病で休みを繰り返してはいるけれど、それは「自然な変化」で、著しい悪化ではない。
これは主に地域医療連携室時代のことを言っていますが、この時期梅村さんは「長期休休は厳禁」と事務長に戒められ、短期の休みを繰り返しながらも働き続けるしかありませんでした。そして、メンタルクリニックの医師に勧められていた電気ショック療法は、入院して手術室で全身麻酔、呼吸管理をしながらする治療で、慢性化・難治化したうつ病患者が対象になる治療法です。それでも、著しい悪化はなかったというのでしょうか？
② 頸肩腕障害や線維筋痛症などの症状が強くていて書いている時期は、うつ病の著しい悪化はない。
これは、星崎診療所のケアマネ時代のことを言っていますが、うつ病の悪化は全身状態にも大きく影響することは周知の事実であり、うつ病だけでなく頸肩腕障害や線維筋痛症の症状も業務の過酷さと密接な関係があるのも事実です。



ともにあゆむ

ともにあゆむ裁判を支援する会ニュースNo.33
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2013年4月19日発行

「栄総行動」要請行動で前進!



4月17日、「栄総行動」が行われました。早朝駅頭宣伝に始まり、午前10団体、午後8団体に要請行動をしました。お昼には、市役所・伏見・矢場町・東新町の4ヶ所から栄にむけてデモ行進をして、沿道の人たちにもアピールをし、昼休み集会には200名が参加しました。「ともにあゆむ裁判」は、午前には愛知労働局への要請団に加わり、梅村さんも発言をしました。労働局への要請には21名が参加し、労働局側も担当者13名が対応しました。

労働局からは事前に渡してあった要請書についての回答がありましたが、その内容は「個別の事案なのでこの場での回答は控えたい」「適切な管理を各事業所へは指導する」という形式的な回答にとどまったので、梅村さんは以下の2点について質問しました。

① 精神障害等の労災認定率が愛知県は8.9%と、全国平均の3分の1以下となっているがどうしてか?	愛知の労災認定率の低さは課題であり、努力をして平成24年度は2倍以上に増えた。迅速さについても、本省から指導を受け、内規では「請求から8ヶ月」だったのを「6ヶ月」にした。ただ、職員削減で対応する人員が少ないのが悩み。
② 一般的に労働安全衛生法に基づく産業医や衛生管理者などの届け出事項については、どのように管理・監督しているか?	届け出については、1度出されたら変更届が出るまで「変化なし」という認識だが、情報があれば個別指導に動く。南生協のように引越した場合も労働局としては「移転」という対応はなく、「新規」届け出が出なければ把握できない状況。ご提案のあった毎年提出の書類の書式変更など、実態把握の検討をしていきたい。

他団体の要請にも、「本省に伝えます」「個別案件なので…」とお決まりの回答しかしてこなかった労働局が、労災認定率向上、審査期間短縮など前向きな回答をしたことは、この間続けてきた要請が実ったもので、大きな前進だと思います。

午後は、要請を断ってきた南医療生協に抗議の意味も込めて、まずは参加者11名で本部総務課へこの間集まった署名を提出しがてら、病院見学。「患者には広すぎて、受診できた人も移動が大変ね」の声も。

それから、南生協病院周辺地域に裁判支援と「職員が健康で働き続けられる生協に」の市民要求をかけたピラを2900枚配布しました。遠くからかけつけてくださったみなさん、ありがとうございました。



次回裁判 5月15日(水)午後4時 名古屋地裁2階201号法廷

※裁判後、桜華会館1階「八重桜の間」で、報告交流集会を行います。

ホームページ、ブログで支援の輪が広がっています

今年1月に開設した「ともにあゆむ裁判」のホームページやブログが好評です。梅村さんがフェイスブックで全国各地の人たちに知らせていることもあって、ホームページの「支援する会」入会フォームからの入会も増えています。4月18日現在、「支援する会」会員は580名になりました。あなたに入会した人たちがから寄せられたメッセージをご紹介します。

「無差別・平等」を掲げる民医連で、全国の方針に反して差額料金を徴収していることや、労働者を大事にしない経営者の姿勢に憤りを覚えます。このような動きが全国に広がることを懸念します。このたたかいは、まさに全国の民医連と労働者にかかわるたたかいかもであると思います。応援します!

HPを見てはじめて知りました。南医療生協は労使関係もよくなく、差額ベッド料を取るなど問題ありと感じていましたが、一人ひとりが大切にされないなんて、悲しい気持ちになりました。現在、自分も常務理事会に参加している立場ですが、パワハラやセクハラ、メンタルにならないように、職責者から学習をすすめています。HPで梅村さんの冊子「あゆみ」を読みました。本当に頑張ってこられたんですね。頭が下がります。なんでもっと配慮できなかったのが管理者の姿勢を疑います。身の回りの人に知らせたいと思います。

ひと言で言って、ひどい話です。生協運動も、関わっている人たちが、その原点を忘れると、新自由主義が横行するこの資本主義体制の中で、狂ってしまう危険があるということでしょう。それにしても、どうしてこのようなワンマンの暴力的な「経営」と労務管理がまかり通るのか不思議でなりません。最終的に被害を受けるのは患者です。私は元高校教員でしたから、教職員が理不尽な管理統制下に置かれると被害を受けるのは子どもたちです。いま教職員の置かれている状況もすさまじいものがあります。問題は、世間にその実態が知られていないことです。医療労働者の場合も同じではないかと思えます。一般の生協組合員、地域住民、患者に訴えることも重要だと思います。そこが相手の弱点でもあります。

大学合唱団の先輩から、知事選応援の時に南医療生協が困ったことになっていると聞いていました。働く者弱い者の立場に立って、医療活動を進めてきた病院であるだけに残念です。今の日本の中でそういう立場に立って病院経営を成り立たせることはたいへんだと思いますが、だからこそ設立された病院であったはずですので、頑張ってほしいと思います。応援します。

HP <http://www.ab.uoone-net.jp/~tomoni/>
ブログ <http://blogs.dion.ne.jp/tomonaiyumu/>



裁判の支援運動を広げるためのカンパにご協力ください!
★振込先「梅村紅美子さんの裁判を支援する会」
ゆうちょ銀行 記号 12160
番号 30605691

ともにあゆむ

ともにあゆむ裁判を支援する会ニュースNo.28
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2012年11月16日発行

三菱東京UFJ銀行でも、愛知経営者協会でも断らないのに!?

南医療生協、栄総行動の要請拒否

「みんなの要求、みんなで実現」を合言葉に、1978年から労働団体や市民団体などが共同して行動続けている歴史と伝統ある栄総行動(11/7)の要請を、南医療生協は紙切れ一枚の郵送で拒否してきました。

栄総行動には、UFJやみずほ銀行などの大手銀行や企業、名古屋市をはじめとした諸官庁も要請を受け、面談での回答をしてきています。南医療生協は、右記文書のように「組合員の保健医療福祉の増進」を定款に掲げていると言いつつ、労働局が認めている梅村さんの労災について、いまだに認めていません。

↓南医療生協からの文書

人権を擁護する貴会の活動に敬意を表します。先日、貴実行委員会から2012年10月付けで実行委員長名の申入書及び「ともにあゆむ裁判を支援する会」代表を併記した要請書を受け取りました。ご承知のとおり、南医療生活協同組合は、「協同互助の精神に基づき、民主主義的運営により、組合員の保健医療並びに福祉の増進及び、その他生活の文化的経済的改善向上を図ること」(定款)を目的とする組合員の自治的な組織です。外部の団体等からの要請についても定款の趣旨の範囲内で、可能な対応をするようにして、おります。梅村紅美子氏を原告とする損害賠償請求事件は、現在、係属中のものです。常組合の主張は裁判を通じて明らかにしていくことになります。貴会によるご訪問は遠慮させていただきます。

定款どおりにやましいところがないのであれば、市民要求としての「医療労働者が健康ではたらく続けられるように、労災を認め、原因究明・再発防止をしてほしい」という栄総行動の要請に誠実に対応すべきです。栄総行動実行委員会は、訪問さえ拒否した南医療生協への抗議の意味も込めて、11/7当日は南生協病院周辺地域に、支援者ら13名で2800枚のピラ配布をしました。



行動参加者からは、「民主的な医療機関だと思っていたのに、いつのまにそんなにひどい状況になってしまったのか!」「あんなに豪華な建物は必要ない。それよりも職員が元気で働き続けられる職場でないと、医療の中身も心配」「50億もUFJに借金をして、経営は大丈夫なの?」との声も出されました。

← 南生協病院をバックに記念撮影

次回裁判 12月12日(水)午後4時 名古屋地方裁判所2階201号法廷

※裁判後、桜華会館1階「八重桜の間」にて、報告交流集会を行います。

署名8700筆超え 年内に1万筆を!

全国のみなさんのおかげで、署名はついに全国47都道府県すべてに広がりました。

10/22時点で、裁判所宛ては8778筆、南医療生協宛ては8505筆の署名が集まりました。全国の支援者の方をはじめ、救援会、労働組合などでの署名活動の輪も広がっています。

年内には、なんとか1万筆を超えるよう、もうひとまわり「愛知労働局が認めた職員の労災を認めないなんてありえない」と身近な方たちに声をかけてもらって、署名へのご協力をお願いします。

第4次集約 12月20日(月)



＝南医療生協労組書記局ニュースより抜粋＝
「病院の会議室の遮音性がよくないというならば、労使の協議会なら、使用可能でないか?」と、労働者側委員からもっとも指摘あり。10/30(火)愛知県労働委員会で、神山充総務部次長(理事会の人事労務担当者)の証人審問が開かれる。

10/30(火)午前、愛知県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てを行った件では、最後の証人審問が行われ、私たち南医療生協労働組合への支援者など24名が傍聴参加に駆けつけました。

今回の証人審問は、理事会の人事労務担当で労働組合の窓口である神山充総務次長が証言し、この間の具体的な労使間のやり取りなどについて、質疑応答が為されました。まず、労働組合専従者の田島中央書記長に「ICカード」を渡さない問題については、「労働組合から具体的に、どこの場所に入りたいかについての提案が出されないのでは、理事会として、歩み寄る提案がない」という、今まで聞いたことのない見解が示されました。また、労働組合が新南生協病院の会議室を使えない問題については、「労働組合にいったん貸すと、既得権を主張するから避けたい」とか、「新南生協病院の会議室は、パーティションで仕切られているだけで、遮音性(しゃおんせい)が悪く、労働組合が会議をしている隣の部屋で、理事会の会議が開かれると音が漏れるので問題だ」と答弁しました。この答弁に対して、後ほど、労働者側委員からは、「会議室の遮音性(しゃおんせい)がよくないので、労使が別々の部屋で行う会議の音が漏れ聞こえてしまうから問題だというならば、使用可能でないか?」というもっともな指摘が為されました。さらに、労働時間延長の前に、労働組合が変則二交替病棟での公休が取れない問題を指摘した件については、「これは、ずっと昔からある問題だ」と答弁し、参加者から怒りの声が出されました。今回ですべての証人審問は、終了し、あらためて、12/27(木)に調査を行うことを確認しました。

はたらく女性の中央集会在京都

11月10・11日、京都で開かれた「はたらく女性の中央集会」に梅村さんが参加しました。1日目は「メンタルヘルスケア」の分科会で発言もしました。

2日目は、安斎部郎先生の放射能についての記念講演のあと、全国で女性の権利を守るためにたたかっている人たちが次々と舞台上がって発言しました。当日配布資料にも、「ともにあゆむ裁判」の資料と署名を入れ、参加者に配布しました。



【写真上】10/30(火)証人審問後、傍聴参加者に説明する代理人弁護士伊藤勤也弁護士(後姿)

ともにあゆむ

ともにあゆむ裁判を支援する会ニュースNo30
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2013年2月21日発行

「ともにあゆむ集会2013」で 勝利への決意かため



2月2日(土)労働会館で開いた「ともにあゆむ集会2013」には、愛知県下あちこちから42名の方たちに参加していただきました。

最初に参加者に「今日ぜひ聞いて帰りたいこと」についての発言を受け、それをふまえながら梅村さんが裁判に至るまでの経過について、具体的な資料も使いながら話しました。

兼松弁護士・水谷弁護士からの、裁判の争点と今後の流れについて報告を聞いたあと、参加者から発言をしてもらいました。

1月20日に結成された「支援する南生協職員OBの会」代表の菊池さんからは、次々とうつ病で休職し、消えるように退職する事務職員があとを絶たず、心配しても職員全体が情報を制限されてバラバラに分断されている職場ではどうしようもないという南医療生協の実態が語られました。

「裁判について聞いてはいたが、南生協がどうなっているのかわかりたくて参加した」という組合員さんも、「今日の話聞いて、やっと納得がいった。裁判にはなんとしても勝利しましょう!」と力強い発言がありました。

「この裁判は、梅村さん個人の問題ではなく、民主的医療機関だけでなく民主的職場全体にも関わる大事なたたかい。がんばりましょう」との発言もあり、勝利への決意をかためる団結がはばらうで締めくくりました。



国民救援会の大会でも訴え

2月9日には名古屋南支部で、10日には天白支部で、国民救援会の大会が行われました。梅村さんも参加してきました。

貴重な時間をいただき、どちらでも裁判支援の訴えをさせてもらい、「南医療生協は労働組合への『不当労働行為』を続けていて、心や身体を病んで、使いつぶされている職員がたくさんいる事実を知ってほしい。みなさんが安心してかかれる南生協であるためにも、労災を認めさせて、職場の改善に繋がってほしい」と労働組合の労働委員会に対する救済命令請願署名への協力も合わせて訴えました。



次回裁判 ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。
3月19日(火)午後1時30分 名古屋地方裁判所2階201号法廷
※裁判後、桜華会館1階「八重桜の間」にて、報告交流集会を行います。

弁論準備もあと2回、いよいよ証人尋問へ

2月13日には、第14回目の弁論準備が行われ、31名の傍聴者に参加していただきました。今回は、原告から準備書面(20)と、証人申請の申立書を提出しました。

書面(20)では、前回に引き続き、退職直前の梅村さんの体調と「リハビリ勤務」の妥当性について被告の主張への反論を述べています。

その内容は「線維筋痛症という病気にはいくつかの分類があり、梅村さんの場合は発症の経過や、主治医が梅村さんは『うつ型の線維筋痛症である』とカルテに記載してあることから、うつ病と無関係であるとは言い難い。そうした梅村さんの病気に対する理解や本来あるべき復帰支援を受けての『リハビリ勤務』であれば復職可能であった。また、たとえ復職可能な状態でなかったとしてもそのことでもって『自然退職』とすることは他の判例に照らしても妥当ではない」というものです。

原告からの証人は、菊池啓子さん(元南医療生協看護師・ケアマネ)、足立くみ枝さん(元南医療生協組合員・患者会役員)、梅村さんの父、安井宏一さんと原告梅村さんの4名で申請をしました。

裁判長からは、「次回被告からの書面での反論が出されたら、次々回くらいには書面でのやり取りは終了という予定で」と話があり、初夏には法廷での証人尋問が始まりそうな見通しです。

署名へのご協力ありがとうございます。
1月22日現在で
裁判所あて 10382筆
南生協あて 10050筆
と、目標を突破しました。
引き続き、裁判勝利まで集めますので、よろしくお願いいたします。



弥富市「裁判の話聞く会」に26名

2月18日(月)、梅村さんの実家弥富市で開かれた「裁判の話聞く会」には、冷たい雨が降る中26名の方たちが参加してくださいました。

梅村さんを小さな頃から知る人たちは、「大変な身体なのによくがんばってるねえ」「子どもが未熟児だったので、昔からお世話になっただけ、リニューアルの頃からなんだかおかしくなったね」「絶対に勝たないかんね」と、温かい激励の発言がたくさん出ました。

ホームページとブログができました

やっとですが、「支援する会」のホームページと、梅村さんのブログができあがりました。ホームページでは、梅村さんが退職した時に「このまま消えるようになくならない。いままでの出会いとつながりに感謝の気持ちを残したい」と就職してから21年間を振り返って作った冊子「ともにあゆむ」や、提訴からいままでのニュースなども見られるようになっていきます。ぜひ、ご覧ください。
HP <http://www.ab.auone-net.jp/~tomoni/> ブログ <http://blogs.dion.ne.jp/tomonaiyumu/>



ともにあゆむ

南医療生協労災損害賠償請求訴訟ニュース

ともにあゆむ裁判を支援する会ニュースNo45
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
アドレス: tomonaiyumu_umemura@yahoo.co.jp
HP: <http://www.ab.auone-net.jp/~tomoni/>
2014年 6月 24日 発行

昨日は、74名もの方に傍聴にかけつけていただき、ありがとうございました。大勢の傍聴者に支えてもらい、証人尋問トップバッターの菊池さんは、堂々と冷静に証言されました。被告からの反対尋問では、菊池さんが梅村さんと実際には一緒に働いたことがないこと、リニューアル工事の時に菊池さんは南生協病院勤務ではなかったこと、事務のメンタル疾患が多かった事実も直接本人たちから聞いたことではないこと、南医療生協のケアマネが抱える特殊性について数字的な根拠を持っていないことなど質問がありました。どの質問も事前に想定されていた範囲だったので、菊池さんは動じることもなく、しっかりと返答をされました。

報告集会でも、参加者から「国が労災と認めているのに、医療生協が認めないなんてありえない。南医療生協のおかしさをもっとたくさんの人に伝えて、この裁判必ず勝利させましょう!」と宝強い発言がありました。次回(7/14)は原告本人尋問です。たくさんの方をよろしくお祈りします。



↑笑顔で報告する菊池さん

菊池さんの707ファイル
菊池さんは、南医療生活協同組合の元職員で「ともにあゆむ裁判を支援する南医療生協OBの会」のメンバー。1977年に南医療生協で看護師として働き始め主任、婦長を歴任。2000年からはケアマネとして居宅介護支援事業所を立ち上げ、05年に退職後も12年までかなめ病院でケアマネパートとして勤務。現場にいた職員として真実を証言できる人です。

菊池証人によって裏付けられた 5つのポイント

2000年7月の異動が
非常に異例なものであったこと
(梅村さんは、4月に庶務課主任になったばかりで、
リニューアル工事着工直前に事務長室に異動になった)



「南生協病院の事務長は、法人幹部の中でも重要なポスト。それまで事務長室の経験が全くない泉氏と梅村さんが事務長室を担うということを知ったとき、証人はとても驚きました。従来は事務次長や医局事務局長などを経験した人が事務長に就任していたし、事務長と事務次長が同時に異動することは前代未聞だと思いました。特に、リニューアルを控えている時期で、事務長室業務は大変なはずなのに、と疑問に感じました」

5つのポイント (つづき)

②職員にうつ病が多発していたこと

「看護部の横断的な主任会議、学習会、労組の集まり等で、親しい主任や婦長からうつ病になった職員の情報を伝え聞きました。しかし南生協病院で働いていたとき、安全衛生委員会の報告書や回覧を見たことは1度もありません」

③地域医療連携室業務の過酷さについて

「他の病院の連携室担当者は、医師、保健師、看護師などで、それもベテランの人や権限のある人。南生協病院と同じ規模の病院なら連携室の担当者は3~4人。ゼロから作り上げなければいけない大変な仕事を、全くの事務畑の原告に1人で担わせることに違和感をもちました。メンタルで事務長室を降りたのに大丈夫なのかと率直に思いました」

④ケアマネージャー業務の過酷さについて

「ケアマネージャーは利用者1人を1人のケアマネが担当するので、その利用者のことを把握しているのは担当者だけ。他のケアマネとの一時的な交代が難しいです」

「被告の事業所の特殊性もあります。在宅医療や往診に積極的に取り組んできた南医療生協に対する利用者の期待が大きく、困難なケースも多くなること。総合病院をもっていることで医療依存度の高い利用者が多いこと。南区の地域的特徴として経済的困窮者が多く、法人が困窮者を積極的に受け入れる方針であったため、福祉との繋がりが必要となることなどです」
「梅村さんは、皇崎診療所でケアマネ管理者だ

った柴山さんの業務を引き継ぎました。柴山さんはベテランの看護師で訪問看護の経験もありました。初心者で『リハビリ勤務』中の原告に管理業務まで引き継がせることは無謀な人事だと思いました。さらに、原告が休職に入るときも、ケアマネ管理者の業務を『リハビリ勤務』中である人に引き継がせるなど、考えられないことです」

「かなめ病院で私の同僚のケアマネが2009年7月に自殺しました。ケアマネ初心者として就職2年目で35件の利用者を抱え、困難な事例も担当していました。仕事が多過ぎ、だんだん記録書き等の仕事が多まり、服装も乱れ、『眠れない』など訴えていました。彼の自殺は過重業務で追い詰められたことが、大きな要因の一つだと思います」

⑤原告の退職について

「梅村さんが2008年2月に『リハビリ勤務』を始めたとき、上司の福岡事務長は、梅村さんの詳しい病状やこれまでの経過や、休職期間があと数ヶ月で終了するということ等を法人から知らされていなかったと思います。

梅村さんの退職を聞いて、これ以上メンタル疾患の職員を出さないで欲しいと痛切に思いました。しかしその後法人は有効な対策をとっていません。これではいけないと思います」



**次回証人尋問は
7月14日(月)
10~17時
原告の本人尋問です
ぜひ傍聴をお願いします**

南医療生協労災損害賠償請求訴訟ニュース
ともにあゆむ

ともにあゆむ裁判を支援する会ニュースNo38
 発行・支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
 アドレス: tomoniyumu_umemura@yahoo.co.jp
 HP: http://www.ab.auone-net.jp/~tomoni/
 2013年 12月 18日 発行

「上申書」に思いをこめて裁判所に届けましょう

12月2日の裁判には、33名の方に傍聴に来ていただきました。ありがとうございます。
 原告側は、線維筋痛症の主治医の意見書に基づいて、「梅村さんはうつ病が先に発症して、そこにさらに過重労働が加わったために線維筋痛症を発症した」「休職期限が迫るストレスはうつ病にも線維筋痛症にも悪影響であり、そのために症状が悪化して『リハビリ勤務』が続けられなかった」という書面を出しました。
 それに対して被告は、「梅村さんは高校生の頃から『全身の慢性的な痛み』を持っており、その時から線維筋痛症を発症していたもので、うつ病も線維筋痛症のひとつの症状」「業務が、線維筋痛症を発症・悪化させたとは到底認められない」「仮にうつ病が労災であったとしても、最後の休職時にうつ病での休業診断書はでていないので、『自然退職』は有効である」という反論の書面を出してきました。
 原告側からは、「再度主治医の意見を聞いて、反論をした上で証人尋問に入りたい」と裁判所に伝え、裁判所もそれを了承し、証人尋問は4月以降にするとされました。
 報告集会では、「多額の借金があるし、人手不足の状況なのに」と、2割以上の反対・保留をおして27億もかけての新事業を臨時総代会で決定した南生協への不信や、栄総行動に参加した支援者からは「スローガンとは全く違う対応にあきれた。もっと事実をたくさんの人に伝えていきたい」と決意も語られました。
 裁判長あての「上申書」のとりくみを開始することと、2月15日には労働会館で「ともにあゆむ集会」を開くことを提起しました。
 署名・「上申書」へのご協力よろしくお願ひします。

次回裁判
2月5日(水)
午後2時
名古屋地裁201法廷
 ※裁判後、弁護士会館で報告集会を行います。



↑裁判後に裁判所前で支援者のみなさんと

「はたらく女性の中央集会」で署名600筆

11月16・17日は、「はたらく女性の中央集会 in 愛知」が開かれ、全国から1280名が参加しました。
 17日の全体会では、梅村さんも舞台上上がり、「労働局が認めているのに、うつ病が労災だと認めず、『責任感が強すぎる性格が悪い』と人格攻撃もされています」と訴えると、会場からどよめきが起きました。
 参加者からは「同じ民医連職員として連帯して」とメッセージ付きカンパも含めて、600筆の署名が寄せられました。



「栄総行動」で前代未聞の騒動

11/14の栄総行動では、午前中は愛知労働局へ要請に行き、「労災保険で医療費を請求しながら、裁判で労災を認めない南医療生協の指導を！」と要請してきました。デモ行進をした後、栄小公園で昼休み集会。
 午後は、10名で南医療生協へ要請に行きましたが、要請参加者もびっくりするような騒動になり、参加して下さったみなさんもあきれ返る対応で、「南医療生協は、こんなにまでひどいとは」「もっと周りに広めないといかんから、ピラをもらっていきます」と。地域にも3000枚のチラシを配布しました。

「栄総行動で南医療生協への要請に参加して」
 かわらまち夜間保育園 保育士

11/14の栄総行動で南医療生協に要請行動に参加してきました。
 事前の申し入れには書面で断りがあったようですが、南生協宛ての署名を届けに行き、「せっかく休みを取ってみんなきているので、市民の声を聞いてほしい」とお願ひしました。
 そのやりとりの最中に、事務所の奥から白髪の男性が現れ、「俺は一組合員としていうけどな、名水劣ニュースの『ブラック企業』ってどういう意味だ！」といきなり怒鳴りはじめました。
 こちらは「静かにしてください」と整然と対応しているのに、相手は掴み掛るような勢いで騒ぎ立てました。おまけに、騒ぎで集まってきた職員たちは騒いでいる本人を止めようとせず「来客中だから、外へ出てくれ」と私たちを患者さんたちがいるロビーに追いやるという対応。
 あとで、その男性が元常務理事の組合員と聞きましたが、1人で怒鳴りまくっている元常務理事を止めるのが普通だと思うのに、「あなたたちやめなさい」と私たちを同様に排除した南生協の対応にはびっくりしました。
 患者さんたちのいるロビーでも元常務理事は怒鳴り続け、病院の敷地外まで私たちについてきて、最後には「お前ら、もう二度と来るなよー！」と捨て台詞を放って去って行きました。
 私は、昔から南医療生協の組合員で、建物は古かったけれど、いついってもあたたかい対応をしてくれる南生協病院が大好きでした。
 でも、建物や施設が立派になっても、市民運動である栄総行動にあんな対応をするなんて、「南医療生協はここまで変わってしまったのか」と、本当ががっかりしました。
 「みんなちがってみんないい」というスローガンにしたがって、立場の違いを超えて、穏やかに話し合いの席についてほしいと思います。

「ブラック」でないというのなら...

名古屋水道労働組合の「名水劣」ニュースは、梅村さんへのインタビューをもとに書かれたものです。不当労働行為を繰り返し、「休業が必要」と診断され入院しているのに働かせたり、交代要員を確保せず3ヶ月も働かせ続けたりする南医療生協の実態は、残念ながら「ブラック」と言わざるを得ない状態です。それを記事にされたからと、栄総行動要請団に元常務理事が怒鳴りつけるのは筋違いもいいところです。愛労連の樽松議長も「愛労連傘下の医労連労組員の裁判を、愛労連や名水劣が支援するのは当然」と意思表明してくれています。
 南医療生協が「ブラック」でないというのなら、「賠償金欲しさに裁判している」「円満退職したくせに」と地域にデマを流さず、労働局が認めた労災の事実に基づいて、謝罪し、原因究明・再発防止に努めるべきでしょう。



南医療生協労災損害賠償請求訴訟ニュース
ともにあゆむ

ともにあゆむ裁判を支援する会ニュースNo43
 発行・支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
 アドレス: tomoniyumu_umemura@yahoo.co.jp
 HP: http://www.ab.auone-net.jp/~tomoni/
 2014年 5月 23日 発行

**大法廷開廷決まる！
 90席の傍聴席を
 支援者で埋めつくそう**

5/14の裁判の弁論準備にも18名の方に傍聴に来ていただきました。ありがとうございます。
 原告からの「大法廷開廷を」の上申書が受け入れられ、第1法廷が開廷されることになりました。
 証人尋問は最終的に総時間が15時間を超える長丁場になります。みなさんも、いろいろご都合や体調不安もあることでしょう。でも、証人尋問中は出入りは自由ですし、傍聴は1時間2時間でも構いません。どうぞ、短時間でも参加できる方は、ぜひ傍聴にお越しください。

日時	証人と尋問時間(主＝主尋問、反＝反対尋問)	合計時間
6/23(月) 10:00～	① 菊池さん・原告側証人(主40分、反40分)	80分
7/14(月) 10:00～ ～16:00頃	② 梅村・原告(主150分、反150分)	300分
7/28(月) 10:00～ ～17:00頃	③ 仲田・被告元事業所部長(主60分、反90分) ④ 柴田・被告本部本部長(主60分、反90分) ⑤ 水野・被告介護支援事業部(主15分、反15分)	330分
8/6(水) 13:30～ ～17:00	⑥ 神山・被告人事育成課(主50分、反50分) ⑦ 梅村・原告(主50分程度、反30分程度)	190～ 210分
証人尋問の総時間 約920分(15時間20分)		

★先回お知らせした日程と若干変更がありますので、ご注意ください。

名古屋地方裁判所のご案内



**6/23は9:30に
 裁判所西側集合**

大法廷へは、裁判所の正面玄関からは、入れません。
 裁判所西側の大法廷専用の入り口前に9時半に集合し、短時間の当日の証人尋問の争点のお知らせと意思統一をします。
 遅れて参加される方も、西側入り口からお入りください。
 ●地下鉄「市役所」駅5番出口から西へ徒歩10分
 ●駐車場も地方裁判所の南側家庭裁判所にあります。

あらためて「ともにあゆむ裁判」の争点は何？

証人尋問では、下記の争点について事実を明らかにしていきます。
《原告の主張》
 ・梅村さんが2000年10月に発症したうつ病は労災である(2010年11月に愛知労働局が認定)
 ・うつ病発症前だけでなく、その後も「長期病欠は厳禁」と必要十分な休養を取らせないなどの被告の安全配慮義務違反によりうつ病は悪化し、慢性化し難治化していった。
 ・2005年の地域連携室でも、2006年星崎診療所でケアマネとして勤務していた時も、うつ病を抱えている原告に過重な責務を負わせ、休業診断書を出しても休業に専念できる体制を作らなかった。
 ・上記のような安全配慮義務違反の結果、原告はうつ病も悪化し、線維筋痛症を発症するに至った。
 しかし、そうした経過を踏まえることなく、原告が働き続けたいという強い意志を持ち、主治医と労働基準監督署の指導のもと、適切な復職支援を求めていたにもかかわらず、それに応えることなく、2008年4月の休職期限終了をもって「自然退職」としたのは不当である。
《被告の主張》
 ・原告は、就職した頃から子宮炎や頸肩腕障害等持病があり、うつ病発症ももともと「責任感が強すぎる性格」が原因であり、労災ではない。
 ・リニューアル工事のときは、みんなが大変で、梅村さんだけに業務過重がかかっていたわけではない。
 ・地域医療連携室の時も、原告は意欲的で積極的に業務をこなしており、大きな業務負担はなかった。
 ・診療所のケアマネへの異動も通常1ヶ月のところ3ヶ月も「リハビリ勤務」をさせて、配慮していた。
 ・通院や休業が必要な時は、それを妨げたことなど全くなかった。
 ・退職の原因は、あくまでも「線維筋痛症」であり、たとえうつ病が労災であったとしても関係ない。

不当判決続く名古屋地裁
 この間、愛知争議団としてともに裁判をたたかってきた仲間たちに、相次いで不当判決が出ています。
 金城大学非常勤講師雇止め裁判では、継続雇用の「期待権」は認めるが、大学の解雇理由は認める。
 新日鉄住金障がい者差別裁判では、労災で右手全指と左前腕を失いながら、努力して製図の仕事をして定年まで働いたのに、「鉄鋼職場は、高熱・重筋・高所作業で鳴海さんは評価に値しないから昇格できないのはしかたない」という判決。
 新日鉄住金思想差別裁判では、業務能力は優れているが、「リーダーシップや協調性に欠けるから昇進させなかった」という会社の言い分を認める判決。
 どの判決も、労働者の権利を踏みしめるものです。法廷内での証人尋問をしっかりとやることと同時に、裁判官や被告にこちらの主張を聞き入れざるを得ないだけの世論を作ることが必要です。
 いっそうのご支援をお願いします。

裁判支援のおねがい
 裁判勝利にむけ、以下のことにご協力ください。
★カンパ
 振込先「梅村紅美子さんの裁判を支援する会」
 ゆうちょ銀行 記号 12160
 番号 30605691
 ※ゆうちょ銀行以外からの振込の場合は、店名「二一八(読み:ニイチハチ) 店番「218」 普通預金「口座番号」3060569
★署名
 15,000筆を超えましたが2万筆をめざします。
★上申書
 裁判長へみなさんの生のご支援の声を届けるものです。書式は、「ともにあゆむ裁判」HPをご参照ください。
 http://www.ab.auone-net.jp/~tomoni/jyousinnsyo/jyousinnsyo20131018.pdf



ともにあゆむ

昨日は、74名の方に傍聴にかけつけていただき、ありがとうございました。

大勢の傍聴者に支えてもらい、証人専門トップバッターの菊池さんは、堂々と冷静に証言されました。被告からの反対尋問では、菊池さんが梅村さんと実際には一緒に働いたことがないこと、リニューアル工事の時に菊池さんは南生協病院勤務ではなかったこと、事務のメンタル疾患が多かった事実も直接本人たちから聞いたことではないこと、南医療生協のケアマネが抱える特殊性について数字的な根拠を持っていないことなど質問がありましたが、どの質問も事前に想定されていた範囲だったので、菊池さんは動じることもなく、しっかりと返答をされました。

報告集会でも、参加者から「国が労災と認めているのに、医療生協が認めないなんてありえない。南医療生協のおかしさをもっとたくさんの人に伝えて、この裁判必ず勝利させましょう!」と宝強い発言がありました。次回(7/14)は原告本人尋問です。たくさんの方の傍聴をよろしくお願いします。



↑笑顔で報告する菊池さん

菊池証人によって裏付けられた5つのポイント

2000年7月の異動が非常に異例なものであったこと

(梅村さんは、4月に庶務課主任になったばかりで、リニューアル工事着工直前に事務長室に異動になった)

「南生協病院の事務長は、法人幹部の中でも重要なポスト。それまで事務長室の経験が全くない泉氏と梅村さんが事務長室を担うということを知ったとき、証人はとても驚きました。従来は事務次長や医局事務局長などを経験した人が事務長に就任していたし、事務長と事務次長が同時に異動することは前代未聞だと思いました。

特に、リニューアルを控えている時期で、事務長室業務は大変なはずなのに、と疑問に感じました」

菊池さんのプロフィール

菊池さんは、南医療生活協同組合の元職員で「ともにあゆむ裁判を支援する南医療生協OBの会」のメンバー。1977年に南医療生協で看護師として働き始め主任、婦長を歴任。2000年からはケアマネとして居宅介護支援事業所を立ち上げ、05年に退職後も12年までかなめ病院でケアマネパートとして勤務。現場にいた職員として真実を証言できる人です。

5つのポイント

(つづき)

②職員にうつ病が多発していたこと

「看護部の横断的な主任会議、学習会、労組の集まり等で、親しい主任や婦長からうつ病になった職員の情報を伝え聞きました。しかし南生協病院で働いていたとき、安全衛生委員会の報告書や回覧を見たことは1度もありません」

③地域医療連携室業務の過酷さについて

「他の病院の連携室担当者は、医師、保健師、看護師などで、それもベテランの人や権限のある人。南生協病院と同じ規模の病院なら連携室の担当者は3~4人。ゼロから作り上げなければいけない大変な仕事を、全くの事務畑の原告に1人で担わせることに違和感をもちました。メンタルで事務長室を降りたのに大丈夫なのかと率直に思いました」

④ケアマネジャー業務の過酷さについて

「ケアマネジャーは利用者1人を1人のケアマネが担当するので、その利用者のことを把握しているのは担当者だけ。他のケアマネとの一時的な交代が難しいです」

「被告の事業所の特殊性もあります。在宅医療や往診に積極的に取り組んできた南医療生協に対する利用者の期待が大きく、困難なケースも多くなること。総合病院をもっているので医療依存度の高い利用者が多いこと。南区の地域的特徴として経済的困窮者が多く、法人が困窮者を積極的に受け入れる方針であったため、福祉との繋がりが必要となることなどです」

「梅村さんは、星崎診療所でケアマネ管理者だ

った柴山さんの業務を引き継ぎました。柴山さんはベテランの看護師で訪問看護の経験もありました。初心者で『リハビリ勤務』中の原告に管理業務まで引き継がせることは無謀な人事だと思いました。さらに、原告が休職に入るときも、ケアマネ管理者の業務を『リハビリ勤務』中である人に引き継がせるなど、考えられないことです」

「かなめ病院で私の同僚のケアマネが2009年7月に自殺しました。ケアマネ初心者として就職し2年目で35件の利用者を抱え、困難な事例も担当していました。仕事が多過ぎ、だんだん記録書き等の仕事がたまり、服装も乱れ、『眠れない』など訴えていました。彼の自殺は過重業務で追い詰められことが、大きな要因の一つだと思います」

⑤原告の退職について

「梅村さんが2008年2月に『リハビリ勤務』を始めたとき、上司の福岡事務長は、梅村さんの詳しい病状やこれまでの経過や、休職期間があと数ヶ月で終了するということが法人から知られていなかったと思います。

梅村さんの退職を聞いて、これ以上メンタル疾患の職員を出さないで欲しいと痛切に思いました。しかしその後も法人は有効な対策をとっていません。これではいけないと思います」



**次回証人尋問は
7月14日(月)
10~17時
原告の本人尋問です
ぜひ傍聴をお願いします**

ともにあゆむ

被告のあいえない主張にズバリ反論

7月14日は、原告梅村さんの本人尋問でした。

傍聴席に入れない人が出ることを心配していましたが、うまい具合に午前午後と入れ替わりで傍聴に来てもらって、総勢93名の方に傍聴してもらえました。

主尋問(原告代理人からの尋問)については何度も打ち合わせを重ねてきたのですが、反対尋問(被告代理人からの質問)も主尋問同様150分という長丁場で、相手がどんな質問をしてくるかわからないので、神経が張りつめた時間だったと思います。

でも、被告代理人からの質問は、ほぼ弁護士が想定した範囲内のもので、「大学時代から学校を休みがちだった」「就職してからも病気がちで」「子どもの頃から肩こりで、就職してからの頸腕で長期病欠したり、全身痛を訴えることが多かった」「残業を上司から命令されたことはなかったですね」「目標を達成できないために、減給や処罰を受けたことはありませんね」などなど……。

とにかく、梅村さんがずっと病気がちで、指示もされていないのに勝手に残業をして、体調が悪くなって、「休職期限満了」になったのだからしかたないということを主張したかったのでしょうか、梅村さんは、言うべきことははっきり反論し、相手が墓穴を掘るような質問をした時にはさすが、その墓穴に突き落とすような証言で切り返せたと思います。

梅村さんは、エアコンの部屋で長時間いると痛みが出てくるので、腰や足にカイロを4つも貼り、毛布のひざ掛けで防御していましたが、やはり午後の尋問の頃には腕の痛みをこらえている様子でした。

でも、梅村さんは尋問で言うべきことは言い尽くし、弁護士さんも「反対尋問の方が梅村さんの主張をはっきりと伝えられて、完璧の出来でしたよ」と言っていました。

長時間、傍聴してくださったみなさんも本当にお疲れになったと思います。ありがとうございました。今回は、いよいよ被告証人の尋問です。これこそが見ものだと思います。

ぜひ、たくさん傍聴参加していただいて、南医療生協幹部たちの主張を聞いてもらいたいと思います。

今後の証人尋問

・7月28日(月)
10:00~17:00
被告証人仲田・柴田・水野

・8月6日(水)
13:30~17:00
被告証人神山、原告本人
名古屋地方裁判所
第1法廷です。



はたらく人の健康はどのように壊されたか 梅村さんの証言で明らかになった真実



①事務長室課長の頃 2000年7月~2002年4月

初めて主任になって3ヶ月で事務長室課長になりました。前任の事務長・事務次長は本部へ異動し、病院勤務経験のない新事務長との勤務で、事務長室業務にくわえて、リニューアル工事(3年間20数億円)の実質的現場責任者と4課題推進委員会事務局長になることになりました。とりわけリニューアル工事は24時間365日眠らない病院を、1床も減らすことなく工事を進めるもの。「これが無事にできたら、『プロジェクトX』に出られる」と業者が言うほどの難工事でした。

毎日仕事で深夜帰宅の夫を頼れない子育て(9歳の娘と4歳の息子)をしながら、職場でも頼れる人がなく、期限も目標も待たないの課題におわれるなか、不眠・頸肩腕障害・子宮炎の悪化などがあられました。しかし仕事は待ってくれません。過労で倒れても入院中の病室から打ち合わせに出ざるを得ませんでした。身体的・精神的に追い詰められ、2000年10月にはうつ病を発症し、体調はどんどん悪くなっていくのに、上司からは「いまが正念場」「自己コントロールしていこう」と言われるだけで、何の配慮もありませんでした。2002年1月には医局事務局長も無理やり兼務することになりました。そのあけく「業者対応が甘い。健康の自己管理が悪い」を理由に、2002年5月に庶務課スタッフに降格させられました。

「健康の自己管理が悪い」と言われたけれど、庶務課に異動してからも、リニューアルの事務局過密な任務は続きむしろ残業時間は増えたくらいでした。そのため、薬で止めていた生理も止まらなくなり、やむなく2002年11月骨盤腹膜炎で子宮全摘手術をうけました。

②地域医療連携室の頃 2003年6月~2005年12月

2003年に地域医療連携室という新しい部署を1人で立ち上げるよう命じられました。

地域の開業医から患者を紹介してもらえるように南生協病院の看板をひとり背負って営業活動をおこなうのです。紹介患者の受け入れルール作成、病院紹介パンフレットの作成などの仕事とともに、2年間で400件の開業医を訪問しました。医師会と南医療生協の間には長年の確執があり、アポの時点で断られる開業医もあり、精神的にもきつい仕事でした。

その当時、大同病院や中京病院など他病院は、看護師長クラスや医師を筆頭に複数名の連携室の専任配置がされ、どこも紹介率30%を超えていて、南生協病院は大きな後れを取っていました。体制が事務1人でできることには限界があるため、紹介で来られた患者の満足度を上げるためにきめ細やかな対応をしました。それが、次の紹介につながる一番の近道だからです。しかし、紹介患者が増えてくると、突然の救急患者の紹介も増えていきました。開業医からの電話情報で病状を把握し、入院が必要なら空きベッドがあるかどうかの確認も含めて、受け入れ可否を瞬時に判断することが求められ、常に緊張感のとけない毎日となりました。連携室の人員増を立ち上げ当初から依頼していましたが、2004年秋に半日の事務パートが1人配置されただけでした。

このなかでうつ病が悪化し、2005年6月には主治医から「あとは電気ショック療法しかない」と言われるに至りました。異動を希望しましたが、「早くても9月」と言われ、絶望的な気持ちになり、体重が6キロ減少しました。食事がほとんど取れなくなり、7月から胃潰瘍で入院しましたが、入院中も職場でトラブルが起きると呼ばれて、対応しなければなりません。後任が配属されたのは、10月。病休中でしたが引き継ぎのため、一緒に開業医訪問にまわりました。

③星崎診療所の頃 2006年1月～2008年1月

「病院で働いていたら、死ぬまで働かされる」と感じた梅村さんは、連携室時代に苦勞して取得した資格をいかし、診療所で初心者のケアマネとして働くことを希望しました。1月から「リハビリ勤務」だったので、年末に診療所事務長にあいさつに行ったとき、「3月にケアマネ管理者が退職するので、それまでに管理者業務も引き継いでほしい」と事務長に言われ、衝撃を受けました。

4月には介護保険の大改定がおこなわれ、行政からの情報も3月以降にしか入ってきませんでした。しかし、星崎居宅にはケアマネ歴1年程度の人しかいなかったため、梅村さんは休職中なのに、2月にはフルタイムで30名の利用者引き継ぎ、介護保険改定へ対応のために3月には残業もせざるを得ない状況に追い込まれました。

3月頃から、腰から左大腿部に痛みを感じ、徐々に強く、全身に広がっていきました。しかし仕事は食事をとるヒマもなく、痛みに加え、強い冷感・めまい・記憶障害・抑うつなどの症状が現れるようになりました。10月に、メンタルの主治医から「3ヶ月の休養が必要」と言われました。

しかし代わりのケアマネがいなければ休めないため、上司に主治医から指示を伝えて要請しました。でも、2ヶ月経っても代わりのケアマネは配属されず、逆に12月からメンタルでの休業者の「リハビリ勤務」を引き受けるように言われ、ますます追い詰められる気持ちになりました。

2007年1月に「このままでは職場で死ぬ」と思って、同僚に頭を下げて休業に入りました。休業中も、残してきた仕事のことが気になり、痛みの原因もわからず、不安でいっぱいでした。

その後も全身の痛みは広がり、同年10月には手のこわばりや痛みが強くて、ペットボトルのふたや水道の蛇口、ドアノブが回せなくて、歩くのも壁伝いの状態になりました。同年11月、やっと「線維筋痛症」を2006年3月に発症していたことを診断してもらえました。

④「労災申請」を考え始めた頃 2007年秋

梅村さんは、「線維筋痛症」の確定診断がつく少し前に、『仕事で燃えつきないために』という本に出会い、それまでまじめに目標達成のために努力しては、上司たちに「健康の自己管理が悪い」と言われてきたことが、自分自身に問題があったのではなく、職場の働かせ方に問題があったんだとはっきり自覚しました。そして、再び仕事に戻るときには、そのことをはっきりさせることが働き続けるためには必須のことだと思いました。

労働基準監督署に何度も相談に行き、職場復帰支援についてのアドバイスも受け、南医療生協にもそれに基づいた復職支援を要求しました。しかし、100億円の新築移転をしようとしている時期に、「いま、あなたのためにそれをする(就業規則を変える)つもりはない」のひとことで突き放されました。その上仲田事業所部長には「あなたは長く休んでいたから、法人方針について復職前に伝えておきたい」と言われました。

⑤「千人会議」と面談のこと 2007年1月

2007年1月、梅村さんは朝日新聞で南生協病院が緑区への新築移転と同時に、全日本民医連綱領に反して、民医連加盟の病院で唯一「差額ベッド代徴収」を取ることをきめたと知り、驚愕しました。

2000年の成瀬専務就任以降、労働組合への不当労働行為など南医療生協では「民主的団体」とは言えないような「変質」が起こっていました。成果主義賃金制度や人事制度大綱など、 → つづく



法人の方針に従わないものを差別し、排除する傾向がどんどん強くなっていきました。

復職面談の時に仲田事業所部長が言っていた法人方針を伝えるという言葉の意味を察した梅村さんは、新築移転に意見のある人は参加するようにと言われていた「千人会議」(新築移転推進委員会)で、直接「いまの職員や組合員の意見を聞いてみたい」と思い、参加しました。

しかし、そこで配布された資料の南生協病院職責者会議のまとめの書面に「南医療生協らしさ」が「職員も患者様もボランティアも全員がボランティアのようなイメージ」と書かれたものを見て、愕然としました。もはや、自分が誇りを持って働いてきた南医療生協ではなくなったと思いました。

そのショックを「千人会議」感想文用紙に書いて出しましたが、その後の復職面談では、「こんなものを書く人が職場に戻れると思っているの!」と仲田事業所部長に責められました。

⑥介護支援事業部の頃 2008年2月～4月

家計の大黒柱であった梅村さんは退職するわけにいかなかったので、「いまは復帰だけを考えてい」と伝え、2008年2月からかなめ病院内の介護支援事業部で、1日2時間から「リハビリ勤務」を始めました。しかし、治療法も未解明の「線維筋痛症」はまだ薬を試している段階で、初日の「リハビリ勤務」後に1月下旬から飲みだした薬の副作用がでたりして、先の見えない不安やストレスで、体調は思うようにはなりませんでした。

2月には14日間、3月には9日間、それぞれ計30時間以上、4月には2日間5時間半の「リハビリ勤務」をしましたが、休職期限(4/15)が迫ってくるにつれて、精神的に追い詰められ、体調は悪くなっていきました。

そこで、上司であったかなめ病院内の福岡事務長に相談したら、福岡さんは梅村さんが事務長室時代にうつ病になったことも、ケアマネで「3ヶ月休職が必要」と言われてからも働かされ続けたことも、とにかく、これまでの経緯について何も聞かされていなかったことが初めてわかりました。

福岡事務長は、上司として初めて三重県津市の「線維筋痛症」の主治医に会いに行ってくれ、「労災申請も一緒に考えよう」とまで言ってくれましたが、梅村さんが福岡さんを通して法人幹部に伝えた「働き続けたい」という希望は、南医療生協には聞き入れられませんでした。

結局、4月15日付で私は「休職期間満了」を理由に、10日以上残っていた有休さえ消化することも許されず、退職となったのです。

⑦これ以上の犠牲者を出さないために

梅村さんがうつ病を発症してから2年後、ちょうど私が「健康管理が悪い」と事務長室課長から降格になった直後に、私と同年代の女性がうつ病で休職後復職したばかりの頃、自殺を図りました。近しかった人が自殺で亡くなったことは、梅村さんにとって大きな衝撃でした。それと同時に、自分のうつ病発症の時に、きちんと原因究明や再発防止など南医療生協が安全配慮をしてくれているれば、彼女の自殺は防げたと、とても悔しい思いをしました。

しかも、南医療生協の職員の在職自殺は、そのあと何人も出ているのに、そのたびに「プライバシーの保護」を理由に原因究明も再発防止もされないままになっているのです。

まじめに、献身的に働く職員を「ボランティア」のように使いつぶしておいて、結局は「自己責任」にするいまの南医療生協では、患者さんに安心安全な医療を提供することも、痛みを心に委ねることもままならないと思います。

職員がいきいきと安心して働き続けられる職場になってほしいと、心から願います。



南医療生協労災損害賠償請求訴訟ニュース

ともにあゆむ

7月28日、8月6日の両日、ともにあゆむ裁判の証人尋問が行なわれました。

前々回の菊池さん、前回の原告梅村さん、2人の原告側証人に続いて、被告側の4人の証人への尋問が行われ、最後に原告の梅村さんへの尋問が再度行われました。

28日には尋問終了が5時半という長時間の傍聴になったり、6日は落雷の轟音が法廷内にまで響くような大変な天候だったりしましたが、28日に76人、6日には53人の方が傍聴に駆けつけてくれました。本当に、ありがとうございました。



嘘や矛盾ばかり… 被告側の証言の特徴

28日の証人	仲田法子氏	96年3月～00年6月 00年7月～11年6月	南生協病院事務長 南医療生協事業所部長
	柴田純一氏	98年4月～01年4月 01年5月～13年1月 13年2月～	南生協病院医務事務局長 南生協病院事務長 南医療生協本部本部長
	水野元和氏	03年3月～	南医療生協介護支援事業部
6日の証人	神山 充氏	05年頃～ 07年4月～	人材育成コンサルタント南医療生協の職員研修を担当 南医療生協教育室長 総務部人事育成課次長など

●事務長室課長の頃にかかわって

仲田氏、柴田氏は、事務長室での梅村さんの任務について「リニューアル専任課長」「特命課長」などと表現。他の仕事はまるで免除されていたかのように語りました。

しかし、梅村さんは医療事故委員会や事務長補佐の仕事を担当していました。特にリニューアルと「車の両輪」とされていた4課題(加入・増資・班増やし、活動家増やし)推進運動の牽引者となる4課題推進委員会事務局長は、大変な重責でした。しかし、仲田氏はそれにも根拠なく「大変ではない」と主張しました。

●地域医療連携室の頃にかかわって

柴田氏は連携室立ち上げを梅村さん1人に押し付けながら「自分も調査していた」と証言。

しかし「事前調査情報」は梅村さんに伝えられてませんし、裁判証拠としても出されていません。

柴田氏は、梅村さんと連携室を持つ他病院を訪問した際に、初めて具体的な連携室業務内容を知ったという様子で説明を受けていました。

ともにあゆむ裁判を支援する会ニュースNo47
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
アドレス: tomoniayumu_umemura@yahoo.co.jp
HP : http://www.ab.auone-net.jp/~tomoni/
2014年 8月 19日 発行

梅村さんの最後の証言

「南医療生協が好きだから頑張った

これ以上の犠牲者をださないために」

最後の原告再尋問で、仲田氏、柴田氏ら被告側の証人の語った嘘の証言に、限られた時間の中でしたが、堂々と事実に基づいた反論でした。

最後に梅村さんは、あらためてこの裁判にこめた思いを語りました。「弱い者の立場に立った医療を理念とする南医療生協で21年間、一生懸命に働いてきました」

その中で生協を愛し、支えているたくさんの人に出会い、つながりました。退職した今も私にとってそれらのつながりは大切なものです。南医療生協が働く人をまるでモノのように、次々と使いつぶしていくことが耐えられません。弱い者を大切にす医療生協本来の姿を取り戻してほしいと心から願います。これ以上の犠牲者を出さないために、裁判所の公正な判断を求めます」



上申書に記された裁判の感想

◆「本日(28日)、傍聴させていただき驚きました。それは直属の上司がすぐ身近で働く部下の状態について『知らなかった』ということです。普通の職場ならまだしも“医療の現場”です。事務職であったとしても、長年の経験で目にしたり知識として当然あったのではないのでしょうか。本日証人に立たれた柴田さんの陳述書には“うつ状態”として、その当時のことについて記述があったとのこと。うつ状態であっても診断書に書かれないと“うつ病”とは判断しないというのは詭弁としか思えません。(中略)

仕事の軽減が当然なされるべきときに、行われていたことはそれとは全く逆のこと。“うつ病”という診断書が出る前に打つ手がなされず、とても有能な人材を使い捨てにしまったのだと思います。病院は職場からうつ病患者を出してしまったことをきちんと認め、その後も出続けている事実も直視すべきではないでしょうか。そのために公正な判断をお願いします(緑区 Mさん)

◆「(前略)梅村さんは病院側の証言者も言われたように有能で、これまでも病院経営に多大な貢献をされてきました。その梅村さんが止むに止まれぬ思いで、病院に損害賠償を求めたことを厳粛に受け止めていただきたいと思うのです。生涯の職場として病院に就職しながら、途中でやめざるを得なかった方がどんな無念の思いでいるか、体や心を壊した方たちも多岐みえるとか。この梅村さんの裁判は単なる個人の問題と矮小化せず、南医療生協が再びこのような問題を起こさず、組合員と職員にとって、安心安全な職場となるよう心から願っているものです(緑区 Sさん)

次回 9月8日(月) 10時半より 和解協議

★「和解協議?」・・・証人尋問のあと、裁判の進行協議の場で、被告側から「和解協議の場を」と要望したため、今回は被告からの和解提案を聞く場になります。原告側は協議の場を持つことには合意しましたが、こちらが譲歩して和解することは考えていません。和解協議のため傍聴はできませんが、終了後、報告集会を行います。

①署名②上申書③裁判の話を書く小集会をひろげ

大きな支援の輪で勝利を勝ち取りましょう。



ともにあゆむ

ともにあゆむ裁判を支援する会ニュースNo.49
発行・支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
アドレス: tomoniyumu_umemura@yahoo.co.jp
HP: http://www.ab.auone-net.jp/~tomoni/
2015年 1月 9日 発行

12月22日勝利和解！ これまでのご支援、ありがとうございます

8月6日最後の証人尋問が終了直後に被告からの要請で始まった和解協議は、7回にもなりました。当初は、お金だけで「安全配慮義務違反を認める」ことも、「謝罪」も「難しい」と言っていた被告と、その被告を「説得することはかなり難しい」「『重く受け止める』という言葉と和解金支払いがあれば、それは謝罪と同じことです」と原告側に妥協を迫っていた裁判官たち。

でも、梅村さんは「私は、お金のために裁判をしたわけではありません。法律家の常識としては、『重く受け止め』て、お金を支払えば謝罪と同じとみなされるのかもしれませんが、私たち一般人には全然違う意味としか思えません」「真摯に重く受け止めるなら、謝罪すべきでしょう」とねばり強く裁判官に訴え続けました。

12月22日の和解協議も、被告からの提案には「お詫びする」とあり、あくまでも「謝罪」を拒む姿勢でしたが、梅村さんが「被告が本気でお詫びする気があるのであれば、『謝罪』という言葉でも構わないはず」と追及して、「安全配慮義務違反を認め、謝罪する」という言葉を勝ち取りました。

そして、被告が一番避けたがっていた南医療生協機関紙への裁判報告も、結果的には『健康の友』2月号の「理事会だより」欄に、12月22日付で「本件訴訟が和解により終了したことを承認した事実を掲載する」という合意書を、裁判所で取り交わしました。

和解調書については、金額も含めて、HP上で全面公開しています。

梅村さんが「ともにあゆむ裁判」で勝ち取ったものを使って、南医療生協の職員が元気で働き続けられる職場になるよう、変えていくことがこれからの地域のみなさんとの活動になっていきます。

「職員の健康が、安心安全の医療の基盤になる」そのことを、これからもみなさんと一緒に追求していきます。



↑ 12月22日勝利和解直後に裁判所前で

「ともにあゆむ裁判」勝利報告集会 2月11日(祝・水)

第1部 14時～16時半 報告と松平晃さんのトランペット演奏

第2部 17時半～ 交流会と鈴木君代さんの歌 参加費2000円

どちらも会場は、労働会館東館2階ホール

たたかいを振り返り、勝利を喜び合える集会にしたいと考えています。

資料や第2部の食事およびその数を把握したいので、参加していただける方は、メールもしくはFAX・電話で、ご連絡ください。右上に記載してあります。申込用紙は、裏面に添付しておきます。ご協力、よろしく申し上げます。

2/11「ともにあゆむ裁判勝利報告集会」参加申し込み

どちらかに○をつけてください。⇒ ●参加します ●参加しません

お名前 _____

ご住所 _____

メッセージ _____

事件の表示 平成22年(ワ)第4866号 **和解調書 (概要)**

期日 平成26年12月22日午後4時30分 出頭した当事者等

場所 名古屋地方裁判所民事第1部和解室 原告 梅村紅美子

受命裁判官 田邊浩典 原告代理人 兼松洋子

受命裁判官 三木裕之 同 水谷実

裁判所書記官 江村浩司 被告代理人 山田幸彦

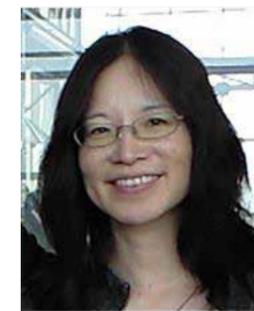
同 山田陽介

- 当事者間に次の通り和解成立
- 第1 当事者の表示 ※省略
- 第2 請求の表示
- 請求の趣旨及び原因は、訴状、準備書面(1)(H22.7.30受付)、請求の趣旨の拡張申立書(H24.7.11)及び準備書面(18)(同年11.5受付)記載のとおり
- 第3 和解条項

- 被告は、原告の鬱病発症が愛知県労働者災害補償保険審査官により業務に起因するものと認められ、労災認定された事実を真摯に受け止める。
- 被告は、原告に対し、原告の鬱病の発症について被告に安全配慮義務違反があったことを認め、謝罪するとともに、その後の鬱病の遷延についても配慮に不十分な面があったことを認め、その責任について重く受け止める。
- 被告は、原告に対し、本件和解金として500万円(労災保険法及び厚生年金法に基づく過去分及び将来分の給付を除く金額として)の支払い義務があることを認める。
- 被告は、原告に対し、前項の金員を平成27年1月30日限り、兼松洋子名義の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 原告は、その余の請求を放棄する。
- 被告は、原告に対し、本和解の趣旨を職員に説明するとともに、労災の再発を防止するため、労働安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握及びメンタル疾患の予防に力を尽くすことを約束する。
- 原告及び被告は、今後第三者に対して、本和解の趣旨に反する内容の情報の発信、書面の配布、説明等を一切行わないことを相互に約束する。
- 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 訴訟費用は各自の負担とする。

南医療生協が好きだから、働いて、働いて、働いて、倒れてしまった

梅村紅美子さんの裁判の署名にご協力ください



梅村紅美子さんは、大学卒業と同時に南医療生協に就職し21年間、「弱いものの立場」に立つ職場に誇りを持って働きました。次々と与えられる過酷な労働に耐えて働き続ける中で、何度も病に倒れました。梅村さんはそれでも歯をくいしばって働き続けました。しかし南医療生協は、仕事が原因で病気になった職員を支えるのではなく、最後には切り捨てる仕打ちをとりました。梅村さんは、2008年4月に、退職に追い込まれてしまいます。

愛知労働局が認めた労災を否定し続ける南医療生協

梅村さんは、退職後すぐに南労基署に労災の申請を行いました。労基署は翌年1月、労災を却下の決定を下します。梅村さんは、愛知労働局に審査請求をするとともに、医療生協に対し損害賠償を求める訴訟(ともにあゆむ裁判)を起こしました。

2010年11月、愛知労働局は画期的な逆転労災認定の決定をくださいました。南医療生協は、裁判では一貫して労災を否定する主張を続ける一方で、梅村さんの医療費は労災保険への給付請求を続け、受け取っています。働く者の命と健康を守るはずの南医療生協なら、労災の事実を認め、原因究明・再発防止に努めるべきではないでしょうか？

「ともにあゆむ裁判を支援する会」に入会してください

「会」のメールニュースや印刷されたニュースを読んでくださるだけでも結構です。裁判の傍聴などのお願いも、ニュースでお届けします。可能なら、周りの方にこの裁判のことを伝えてください。できることで、ご協力をお願いします。

「ともにあゆむ裁判を支援する会」
〒459-8001
名古屋市緑区大高町字伊賀殿 12-1 鳴海サンハイツ 103
Tel・Fax 052-624-5997
E-mail: tomoniyumu_umemura@yahoo.co.jp

「ともにあゆむ裁判を支援する会」に入会を申し込みます

名前 _____

住所 _____ 〒 _____

Tel _____ Fax _____ E-mail _____

※メールアドレスのある方は、メールで入会申し込みをしていただけると非常に助かります。

なぜ梅村さんは訴訟を起したか 「支援する会」への加入のお願い

梅村紅美子さんは、1987年大学卒業と同時に、南医療生協に事務として就職しました。「病気だけを見るな!」「カルテから患者さんの生活背景まで読み取れ!」「事務は組織の牽引車になれ!」と先輩たちに教えられ、「弱いものの立場」に立つ職場に誇りを持ち、2人の子育てをしながら働きつづけてきました。

2000年4月、主任に昇格。不眠が始まります。3か月後に突然、事務長室課長に異動。20億かけ3年間続くりニューアル工事開始直前の時期でした。新事務長は1か月でうつ病になり、頼る人もないまま、過労で入院した梅村さんは病室から会議に出るという日々が続く。10月には梅村さんもうつ病を発症しましたが、何の配慮もないまま仕事を課せられたのに、2002年「健康の自己管理が悪い」と、降格させられます。

2003年6月、「地域医療連携室」を1人で立ち上げる任務に就き、過大な目標達成を強いられ、2005年再び体調が悪化。異動を希望しましたが認められず、うつ病が重症化・難治化しました。

2006年1月、診療所にケアマネとして異動します。傷病手当をもらいながら体ならしに自主的に職場へ出ている(南生協ではこれを「リハビリ勤務」と呼ぶ)時期に、3月で退職する人からの「ケアマネ管理者」引き継ぎを命じられます。この春には介護保険法の大改悪があり、現場は混乱する中、「管理者」の過密な勤務と過度のストレスのため、10月には主治医から3ヶ月の休業が必要と言われ、診断書を出しますが、体制を補充されず、結局「このままでは職場で死ぬ」と思い、休みに入ったのは4ヶ月後の07年1月でした。

2007年11月、「線維筋痛症」と診断を受けました(2006年3月発症と診断)が、2008年4月「休職期限切れのため『自然退職』」。梅村さんは職場を追われました。

梅村さんは南医療生協が好きだからこそ、歯を食いしばって働き続けてきた。そんな献身的な無数の職員を支えられて南医療生協は発展してきたのではないのでしょうか。病気になった職員を支えず、逆に冷酷に切り捨てる南医療生協に未来はあるのでしょうか。南医療生協は大きくなりましたが、健康保険組合からも「メンタル疾患での休業率が異常に高い」と指導を受けるほどです。心を病んだ職員の退職はあとを絶ちません。

梅村さんは、「うつ病発症は労災である」と申請しましたが、南医療生協は申請書に事業所名を記入することすら拒否し、求められる資料の提出にも「廃棄した」「見つからない」と不誠実な態度を取り続けました。南労基署は労災補償不支給としましたが、審査請求を受けた愛知労働局は、膨大な資料を精査し、元上司からの聴取もして、南医療生協の労働にこそ、うつ病発症の原因があったと認めました。真実が勝利したのです。

梅村さんは本来の理念から離れて行く南医療生協に一石を投じる願いもこめて、慰謝料の支払いなどを求める訴訟を起こしました。「ともにあゆむ裁判を支援する会」は、この裁判を見守りたい、少なから役に立ちたい、そんな思いのネットワークです。いま(4月末現在)、392名の方が会員として支えてくれています。裁判はこれからが本番です。1人でも多くの方に、入会していただけますよう心からお願いします。



「ともにあゆむ裁判を支援する会」
代表 佐藤俊隆



「ともにあゆむ裁判を支援する会」にあなたも

メールニュースや印刷されたニュースを読んでくださるだけでも結構です。裁判の傍聴などのお願いも、ニュースでお知らせします。

可能なら、周りの方にこの裁判のことをひろめてください。

入会申し込みは、下記までメールかFAXか郵便でお願いします

「ともにあゆむ裁判を支援する会」

〒459-8001

名古屋市緑区大高町宇伊賀殿 12-1

鳴海サンハイツ 103

Tel&Fax 052-624-5997

E-mail

tomoniayumu_umemura@yahoo.co.jp

「ともにあゆむ」って？

南生協病院が、全日本民医連の呼びかけで作った「医療宣言」のテーマです。梅村さんも事務局として起案に関わりました。南生協は差額ベッド代を徴収するため、わずか7年でこの宣言を投げ捨てました。梅村さんは宣言起草時の思いを忘れず、裁判のスローガンにしています。

南生協病院「医療宣言」

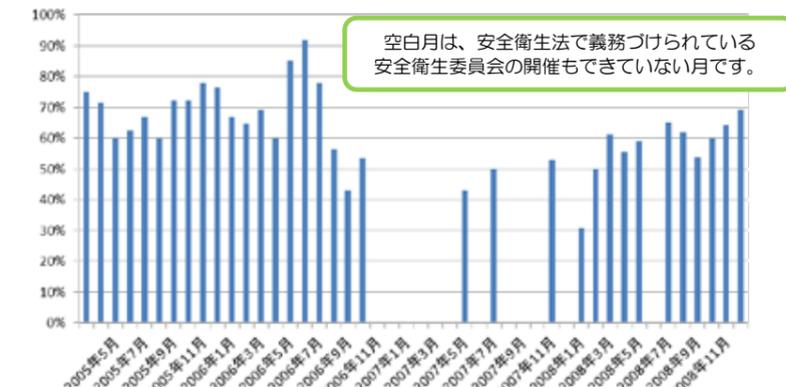
とつぜんの病気・けがにも安心の救急医療
もらいせん差額ベット代やつけとどけ
にこやかでおもいやりある接遇を
あすのよい医療を実践します
ゆめをもち、やりがいもてる職場と人を育てます
むすびます保健・医療と福祉のネットワーク
医療保険制度の後退を許さず、社会保障
平和を守る運動にとりくみます
療養は患者が主人公生協は組合員が主人公
1999.12.5 総合病院 南生協病院

ご存知でしたか？

人々の健康を守る職場でのこの実態

下のグラフは、南医療生協が裁判の中で明らかにした「長期休職者の中のメンタル疾患比率」をあらわしたものです。

長期休職者のうち、最高時は92%、平均でも63%の人がメンタル疾患での休職です。健康保険組合からも立ち入り調査が入るほどの異常な状態でありながら、いまだに休職者への産業医の面接も、復帰支援対策もないまま、泣き寝入りで退職する人があとを絶ちません。



働くものの命と健康を

まもる裁判を応援してください

梅村紅美子さんは、大学卒業と同時に南医療生協に事務として就職して21年間、「弱いものの立場」に立つ職場に誇りを持って働きました。

次々と与えられる過酷な労働に耐えて働き続ける中で、何度も病に倒れましたが、梅村さんはそれでも歯をくいしばって働き続けました。

しかし南医療生協は、仕事の原因で病気になった職員を支えるのでなく、最後には切り捨てる仕打ちをとり、梅村さんは、2008年4月、退職に追い込まれてしまいます。

2010年7月、梅村さんは南医療生協に対し慰謝料の支払いなどを求める訴訟を起こしました。

働くものの命と健康をまもる裁判です。

ぜひ、ご支援をお願いします。



職場の安全を守るために知ってもらいたいことが書いてあります

いきいきと働ける職場をめざして

—梅村さんが訴訟を起こした理由—

過重な責任 歯をくいしばって

2000年4月、初めて主任に昇格。不眠が始まります。3ヶ月後に突然、事務長室課長に異動。20億かけ3年間続くリニューアル工事開始直前の時期でした。新事務長は1ヶ月でうつ病になり、頼る人もないまま、過労で入院した梅村さんは病室から会議に出るとい日々が続き、10月には梅村さんもうつ病を発症しましたが、何の配慮もないまま仕事を課せられたのに、2002年「健康の自己管理が悪い」と、降格させられます。

2003年6月、「地域医療連携室」を1人で立ち上げる任務に就き、過大な目標達成を強いられ、2005年再び体調が悪化。異動を希望しましたが認められず、うつ病が重症化・難治化しました。

2006年1月、診療所にケアマネとして異動します。傷病手当をもらいながら体ならしに自主的に職場へ出ている（南生協ではこれを「リハビリ勤務」と呼ぶ）時期に、3月で退職する人からの「ケアマネ管理者」引き継ぎを命じられます。この春には介護保険法の大改悪があり、現場は混乱する中、「管理者」の過密な勤務と過度のストレスのため、10月には主治医から3ヶ月の休業が必要と言われ、診断書を出しますが、体制を補充されず、結局「このままでは職場で死ぬ」と思い、休みに入ったのは4ヶ月後の2007年1月でした。

2007年11月、「線維筋痛症」と診断をうけました（2006年3月発症と診断）が、2008年4月「休職期限切れのため『自然退職』」。梅村さんは職場を追われました。

画期的な労災認定 それでも認めない南医療生協

梅村さんは南医療生協が好きだからこそ、歯を食いしばって働き続けてきました。そんな献身的な無数の職員に支えられて南医療生協は発展してきたのではないのでしょうか。病気になった職員を支えず、逆に冷酷に切り捨てる南医療生協に未来はあるのでしょうか。

梅村さんは、「うつ病発症は労災である」と申請しましたが、南医療生協は申請書に事業所名を記入することすら拒否し、求められる資料の提出にも「廃棄した」「見つからない」と不誠実な態度を取り続けました。南労基署は労災補償不支給としましたが、審査請求を受けた愛知労働局は、膨大な資料を精査し、元上司からの聴取もして、南医療生協の労働にこそ、うつ病発症の原因があったと認めました。

しかし、南医療生協は原因究明や労災再発にうごくどころか、裁判の中でも労災認定の内容を全く認めようとはしていません。

南医療生協は大きくなりましたが、職員の健康を守るためのとりくみは以前よりもむしろ後退しています。職員が元気で働き続けられない状態では、安心安全な医療を提供することさえ危ぶまれるのではないのでしょうか？

梅村さん年表

年月	梅村さんの仕事	症状	生協の動き
1987.4	南医療生協に入職		
2000.4	主任に昇格	不眠が始まる	
2000.7	事務長室課長に昇格	昼食を食べる暇もなく、自律神経失調症状出る	事務長がうつ病発症
2000.8	リニューアル実施設計	過労で入院。うつ病発症	
2000.10	を40部署と調整して、10月末までに完成させる	入院ベッドから仕事へうつ状態が続くが、「長期病休はダメ」と言われ短期病休を繰り返す	
2001.1			リニューアル工事始まる
2002.5	「健康の自己管理悪い」と庶務課スタッフに降格		新築棟完成
2003.6	地域医療連携室立ち上げ	1人部署のため過緊張が続くうつ状態が悪化	新築棟への引越しリニューアル完成
2005.3		胃潰瘍で入院	
2005.6	休職に入っても3ヶ月間後任が決まらず、病休中も仕事に行く		南生協病院緑区への新築移転決定
2006.1	ケアマネとして異動		民医連方針に反し「差額ベッド」徴収決定
2006.3	ケアマネ管理者を命じられる	前任者管理者退職後、身体の痛みが始まり、全身に広がる	
2006.10	復職(1~3月はリハビリ勤務)	うつ状態悪化。めまい、全身の痛みなど、フラフラの状態働き続ける	
2006.10	病休診断書を何度も出すが後任ケアマネの配置なく、休みに入れず		
2007.1	病欠に入る	線維筋痛症の診断(発症は2006.3)	
2007.11		復職支援なく、精神的に追い詰められる	
2008.1	部署異動しリハビリ勤務開始		
2008.4	休職期間満了理由で退職		
2009.1	労災申請		
2010.3	不支給決定・審査請求		
2010.7	南医療生協を提訴		南生協病院新築移転
2010.11	愛知労働局で労災認定		

裁判の勝利めざし、ともにあゆむ

梅村さんは本来の理念から離れて行く南医療生協に一石を投じる願いもこめて、慰謝料の支払いなどを求める訴訟を起こしました。「ともにあゆむ裁判を支援する会」は、この裁判を見守りたい、少なから役に立ちたい、そんな思いのネットワークです。

いま(2011年8月現在)、280名を超える方が会員として支えてくれています。裁判はこれからが本番です。1人でも多くの方に、入会していただけますよう心からお願いします。 「ともにあゆむ裁判を支援する会」 事務局長 佐藤俊隆

裁判の支援運動を広げるためのカンパにご協力ください!

★振込先 「梅村紅美子さんの裁判を支援する会」
ゆうちょ銀行 記号 12160 番号 30605691
※ゆうちょ銀行以外からの振込の場合は、下記の内容をご指定ください。
店名「二一八」(読み:ニイチハチ) 店番「218」普通預金「口座番号」3060569

どうして、南医療生協は梅村さんの労災を認めないの？



●理由その1 梅村さんだけの問題ではないから

右のグラフは、南医療生協が提出した安全衛生委員会の記録から作成した「長期休職者の中のメンタル疾患比率」を表したものです。

長期休職者のうち、最高時は92%、平均でも63%の人がメンタル疾患での休職です。その異常さは、健康保険組合からも立ち入り調査が入るほどですが、いまだに休職者への産業医の面接も、実効力のある復帰支援対策もないまま、退職する人があとを絶ちません。

2002年には、うつ病で長期休職し、復職したばかりの事務職員が自殺しましたが、南医療生協は、「プライバシーの保護」を理由に、原因究明も再発防止策の検討も全くしないままです。

在職自殺はその後何人も出ているのに、南医療生協は何の対策も講じてきませんでした。退職・自殺など泣き寝入りせざるを得なかった人たちが無数にいることを認めたくないのが、南医療生協が労災の事実を認めない一番の理由だと考えられます。

●理由その2 南医療生協の「変質」を知られたくないから

南医療生協は、2010年緑区への新築移転と同時に、加盟している全日本民医連の反対を押し切り、全国の民医連加盟病院で唯一「差額ベッド代」の徴収をするようになりました。

梅村さんは、「差額ベッド代徴収は『無差別平等の医療』を掲げる民医連綱領にそむく」と反対してきました。梅村さんの退職強要は、病気を口実にした反対勢力の排除が目的だったと思われます。

南医療生協は、「経営重視」を口実に成果主義賃金を導入し、「子会社との平等化」を口実に労働組合の合意なしに直接雇用職員の労働時間を延長し、反対する労働組合に対して不当労働行為を行ってきました。

愛知労働局が、梅村さんのうつ病は「労災である」と認定してから、3年が経ちました。

梅村さんは、南医療生協で21年間事務として働いていました。梅村さんは2010年、うつ病発症後も続いた過酷な労働は「安全配慮義務違反」と損害賠償訴訟を起こし、その直後に労災が認定されたのです。

しかし、南医療生協はいまも「うつ病は労災ではない」という主張を続け、「責任感が強すぎる性格が悪い」と人格攻撃をしています。

ところがその一方で南生協病院は、梅村さんの医療費を、労災保険から受け取り続けているのです。

医療費を請求・受給しているにも関わらず、労働局が認めた労災を、どうして認めないのでしょうか？



空白月は、安全衛生法で義務づけられている安全衛生委員会の開催もできていない月です。

ともにあゆむ裁判を支援する会
〒459-8001
名古屋市緑区大高町字伊賀殿12-1
鳴海サンハイツ103
FAX 052-624-5997
E-mail: tomoniyumu_umemura@yahoo.co.jp

借金を重ねて新事業！？

2013年10月27日には、『にぎわい』『まざりあい』のまちづくり」と称して、JR南大高駅前の名古屋市市有地を長期借用し、「サービス付き高齢者住宅」99室のほか、メンタルクリニック科・精神科デイケア、往診・訪問看護・訪問リハビリ、小規模多機能施設のほか、飲食店（居酒屋含む）・クリーニング店・鍼灸院・ミニコンビニなどの商業施設も含む総額27億円の事業着手を臨時総代会で決めました。

しかし、そのために有松診療所は閉鎖、南区のかなめ病院からは往診と訪問リハビリがなくなるようになります。

地域の組合員さんたちからは「これだけの事業を1ヶ月足らずの検討時間でどうして強行するのか！」「病院新築移転の借金がまだたくさんあるのに、どうしてまた借金を重ねるのか？」と反対や異論が噴出して、臨時総代会での賛成は78%にとどまりました。

総代会でも、「要介護2の人で月に25万円もかかるような高齢者住宅には、年金暮らしではとても入れない」という意見に対して、専務は「この事業を成功させ、名古屋市から委託を受けて、学校の空き教室、市営住宅の空き部屋を活用して、みなさんの要望の高い安価な高齢者住宅も作っていく」と言いましたが、「総代会議案Q&A」には、家賃・入居費の「工夫」として、「リバースモーゲージ(信託会社から、持ち家を担保に現金を借りる制度)の活用サポート」をあげる、もはや民主的医療機関とは言いがたい状況です。

職員たちは、いまでも疲弊し、労組のアンケートでも「賃金が安い」「人員が少ない」「休暇が取れない」との回答が多いのに、新事業での職員確保の対策には「みな1000運動」(職員や組合員からの紹介)の推進しかあげられていません。

「サービス付き高齢者住宅」と言っても、決められているのは「連絡・相談体制」と食事だけで、必要な介護サービスは自己負担分を支払い、介護保険サービスを利用するしかなく、「ボランティアさんの力でより豊かなものに」とボランティア頼みの計画です。事業を支える増出資金も2年間で10億円という巨額です。

長い年月をかけて、「無差別平等の医療の砦」として、多くの組合員・職員が築いてきた南医療生協は、このままでは国が推進する「自己責任」論に基づいた「新しい地域支援事業」を請け負う組織となってしまうのではないのでしょうか？

医療・介護・福祉は、職員によってその質が高められるものです。職員がいきいきと元気に働き続けられる職場こそが、「無差別平等の医療」や介護・福祉を支える根幹です。

そうした南医療生協にするためにも、梅村さんは自身の労災の事実を認めて、職員の労働安全衛生に十分な配慮がされることを強く望んでいます。



↓南医療生協「働くみんなの要求アンケート」



南医療生協は、梅村さんの労災を認め、和解に誠実に対応すべきです

2010年7月に、梅村紅美子さんが南医療生協を相手に「労災損害賠償訴訟」を起こしてから4年が経ち、名古屋地裁で証人尋問が、8月に終わりました。いよいよ裁判も、最終盤になってきました。

証人尋問が終わったところで、被告から和解協議の場をと要求があり、9月には金額提示がありました。でも、梅村さんは提訴からずっと「金目当てに裁判を起こした」などとテーマに苦しめられてきました。金銭だけの和解になど応じることは到底できません。

梅村さんが一番望んでいることは、南医療生協が労災の事実と、安全配慮義務違反があったことを認め、再発防止に真摯に取り組み、「医療の質」の土台である職員健康が守られ、いきいきと働き続けられるような職場になってほしいということです。

10月9日の和解協議では、梅村さん側からの和解案を裁判所で被告にも提示したところです。

労働局による労災認定がされているにもかかわらず、南医療生協が4年近くも認めてこなかったことをまです謝罪し、和解に誠実に対応してくれることを強く願います。

「ともにあゆむ裁判」って？

梅村紅美子さんは1987年、南医療生協に事務として就職し、「弱いものの立場」に立つ職場に誇りを持って、21年間働いてきました。2000年に病院のリニューアル工事の事実上の実務責任者という重責を任せられ、うつ病を発症しました。しかし、南医療生協は入院しているベッドからも出勤させるなどの安全配慮義務違反を重ねました。その後も、地域医療連携室の立ち上げをたった1人でさせられたり、「少しペースを落として働くために」と異動した診療所のケアマネージャーのときも、全くの初心者にもかかわらず管理者業務も休職中に引き継ぐことを強要され、医師の診断を出した時も、代わりの体制をとってもらえず、3ヶ月もフラフラで働き続けたこともありました。そして、休職期限満了を理由に、2008年4月に職場を追われたのです。

梅村さんは退職後すぐ、うつ病の労災申請をしました。南労基署は認めませんでした。審査請求を受けた愛知労働局は、綿密な調査を経て、2010年梅村さんが裁判を提訴した直後に、南医療生協での労働にうつ病発症の原因があったと逆転認定しました。

しかし、南医療生協は裁判で「うつ病は労災ではない」と主張し続ける一方で、梅村さんのうつ病の医療費は、労災認定からいままですと労災保険に請求し、受け取り続けています。

南医療生協は大きくなりましたが、職員のメンタル疾患比率は依然として高く、日本看護協会が行っている「看護職のワーク・ライフ・バランス推進」の調査結果でも、南生協病院は「大切にされていない」と思っている看護職が25歳以上の70%に及ぶという結果が出ています。また、10月には、40代の管理栄養士職員が急死されましたが、労災であるか否かにかかわらず、職員の労働環境に問題がなかったのか検証が急務ではないでしょうか。



梅村さんの裁判には、「職員の労災の事実を認めない。医療生協がそれでいいのか」と、職員やOB、地域の方や全国の民医連・医療生協の関係者などに支援の輪が広がっています。

支援署名は、全国47都道府県から1万7千筆を超えて集まっています。

← 10/9の和解協議後の報告集会で

ともにあゆむ裁判を 全国のみなさんが支援しています

「ともにあゆむ裁判」を支援する会会員は、870名を超えました。お名前の一部をご紹介します。

【国民救援会】 阿井みどり（年金者組合、新婦人、治安維持法犠牲者国家賠償同盟）、浅田若天（知多北部支部委員）、石塚徹（名古屋南支部支部長・弁護士）、小出紀代司（岡崎・幸田支部事務局長）、河野よう子（北九州総支部副支部長）、小畑平二（川越支部）、片桐康子（知多北部支部副支部長）、加藤正人（愛知県本部事務局長）、北川好伸（知多北部支部委員）、斉藤昭夫、佐伯恭次（天白支部事務局長）、佐野邦司（静岡県本部）、篠原俊彦（知多北部支部副支部長）、嶋田宗雄（秋田県本部事務局長）、白井あや子（東三河支部）、末広広代（港支部役員、年金者組合県本部女性部役員・港支部役員）、鈴木辰夫（広島県東部支部支部長）、竹内和彦（知多中央支部事務局長）、田中伸太郎（名古屋港支部事務局長）、中村満吉（山口県本部事務局長）、丹羽慎一郎（尾北支部副支部長）、野呂輝明（尾北支部事務局長）、平田哲彦（知多北部支部支部長）、平林重信（知多北部支部委員）、船橋啓子、古田明（知多北部支部事務局長）、祝一行（広島県東部支部事務局長）、堀田孝一（宮崎県本部事務局長）、松浦章仁（徳島県本部事務局長）、森下東治（愛知県本部副会長）、八木隆宣（岡崎・幸田支部）、山田忠義（知多北部支部委員）、三輪泰之（知多北部支部委員）、横倉達士（茨城県本部事務局長）、吉田智（港支部）

【労働組合関連】 荒木正信（ローカルユニオン熊本書記長）、安藤光枝（全国福祉保育労働組合東海地方本部副委員長）、出田馨（西播地域労働組合総連合事務局長）、伊藤宏明（東海法労書記長）、岩田しのぶ（東海法労）、内田保（愛知県教職労働組合協議会副議長）、大西満寿夫（JMIU、元共同機械製作所労働組合支部執行委員長）、大西豊（岐阜日雇労働組合執行委員長）、荻野充（JMIU）、鎌田勝豊（名古屋地域センター・全国一般分会長）、國村忠文（全労連・全国一般あいち支部書記長）、末本吉司（東三河労働組合総連合事務局長）、榎松佐一（愛知県労働組合総連合議長）、小池健一（名古屋地域センター事務局長）、後藤実月（東海法労）、小林里美（福祉保育労働組合大坂地本いすみ野福祉分会書記長）、近藤久乃（東海法労）、柴田勝之（ローカルユニオン熊本人吉・球磨分会分会長）、竹内春雄（愛労連名古屋地域組織連絡協議会事務局長）、田中珠江（元全港労組組員）、長尾悦子（東海法労）、中島崇博（東海法労）、中村一三（全トヨタ労働組合書記長）、萩野直路（新潟医療生協労働組合）、平田英知（JMIU愛知地方本部副執行委員長）、船張真喜（愛知県高等学校教職員組合）、松田ひかり（東海法労）、松本直子（名古屋市教職員労働組合執行委員）、三浦由美子（東海法労）、八尾新之介（東海法労）、山元照國（東海法労）、若月忠夫（全トヨタ労働組合執行委員長）、渡会啓二（郵政産業界労働者ユニオン愛知県協議会）

【年金者組合】 飯田晋彌（ちくさ支部）、一色由和子（亀山支部女性の会）、上野健一（愛知県本部執行委員・緑支部副支部長）、上原茂郎（亀山支部支部長）、打田京二、岡本東三（豊田支部）、小川登喜夫（亀山支部事務局長）、垣見トシ子（津島支部）、加藤雪孝（瑞穂支部副支部長・名古屋水道局職員退職者会副会長）、上村レイ（小千谷支部女性部長）、佐野泰則（亀山支部）、中川礼治、西尾和子（千種支部世話人）、畑佐良治（岐阜県都上支部長）、服部紀郎（亀山支部）、平松愈子（港公害患者家族の会）、二村健二（中村支部）、村山徹勇（清須支部）、望月賢（北支部書記長）、安井宏一（十四支部長）、横井法男

【争議関連】 猪飼ひろ子（治安維持法犠牲者全国同盟）、上江洲哲（愛知争議団議長）、榎木日出男（愛知争議団事務局長）、金子春雄（三菱電機派遣切りを許さず争議を勝たせる会）、喜久山アコ（杉山事務所復職拒否事件原告）、杉林信由紀（鳥居労災の会事務局長）、高山新一（治安維持法国家賠償請求同盟静岡興理事）、田中若夫（名古屋ふどう酒事件愛知守の会事務局長）、嶋田新（新日鉄住金人権裁判原告）、野村茂（明治乳業争議団）、三浦勲（市バス運転士山田明さん公務労災認定支援の会事務局長）、山田勇（市バス運転士山田明の公務労災支援の会）

【南医療生協組合員】 赤星俊一、飯守茂喜、飯守芳子、伊藤栄（団体役員）、伊藤早美子、伊藤慎也、伊藤悦子、上田英二、上山辰男（石塚愛知アスベスト被害を考える会代表）、梅村政年（日本共産党東部地区委員長）、岡田有紀、神谷英子、亀田千尋（新婦人）、刈谷隆（連合委員）、菊池啓子（元南医療生協職員）、櫻井幸寛、澤田泰明、杉下良子、鈴木保雄（年金者組合愛知県本部、東海東浦支部）、鈴木清子（元名古屋市会議員）、竹内悦子、竹内平（南部法律事務所・弁護士）、竹内テル子、田中涼子、柳田英一、千葉よし子（元理事）、手塚治男（前患者会連合会事務局長）、中野清孝（日本国民救援会知多中央支部事務局長）、西川竹次、原真理子、松本如美、三上榮子（元南医療生協職員）、溝口江理子、森下ヨシ子、森本奈穂、安井久子（新婦人弥富支部）、山本久幸、吉岡由紀夫、依田幸男

【民医連・医療生協関連】 幾島平二（医療生協さいたま南部地区Bブロック戸塚南支部支部長）、石澤克己（医療生協さいたま南部地区Bブロック戸塚中央支部支部長）、井上正徳（みなと医療生協組合員）、上野容司（北医療生協組合員、年金者組合春日井支部役員）、小野澤俊夫（医療生協組合員、年金者組合）、金山和一（みなと医療生協組合員）、後藤千枝子（北医療生協組合員）、櫻田吾郎（医療法人名南会相談役）、小林真紀（鳥取民医連）、四條延子（医療生協さいたま南部地区Cブロック担当理事）、高橋真理（北海道勤医協友の会会員）、竹中優夫（元名古屋病院院長）、茶原正士（一宮千秋病院健康友の会会員）、鍋島忠雄（医療生協さいたま南部地区Bブロック東川口支部支部長）、原田敬之（川中町自治会会長）、平澤民紀（東京保健生協）、吹上早苗（医療生協さいたま南部地区Bブロック担当理事）、福嶋靖彦（鳥取民医連）、藤谷弘子（医療生協さいたま南部地区Aブロック担当理事）、松尾信彦（目黒医療生協理事）、松山道夫（みなと医療生協組合員・元自治体労働者）、額本治代（みなと医療生協組合員）、額本義秀（みなと医療生協組合員）、山田洋之（内科医）、横井俊治（南医療生協元職員）、由見ヒサ子（大分医療生協組合員）、渡辺友範（鳥取民医連）

【その他】 青木清司（緑区東部まちづくりの会）、朝井容子、有田和生（有限会社おとくに福祉研究所代表取締役）、安藤隆行（介護職員）、生長佐知子、石垣裕嗣、一色田耕一（社会福祉法人希望の里常務理事）、一色田雅人（ボランティア）、一尾郁美（事務員）、伊藤和美（新婦人の会東支部長）、伊藤和行（日本共産党亀山市後援会事務局長）、伊藤はる子（老人会）、井上愛子（理容師）、井上正（ユーリカ基金代表）、鶴岡邦彦（栄総行動実行委員会事務局長）、大坪学、大坪恵里香、小川久子（亀山母親連絡会代表）、奥野倫子（日本共産党日野市会議員）、貝沼三重子（新婦人弥富支部）、加藤聡也、加藤勉（みなと民主商工会事務局長）、加藤伸久、川口勝、岸若菜、木村泰治（労働相談員）、小池昭夫（働くもののいのちと健康を守る埼玉センター副理事長）、小林きよ、小林宗治（弥富九条の会）、坂中和江、櫻井善行（愛知労働問題研究所事務局長）、佐々木富貴子、佐藤かよ子（新婦人弥富支部）、佐藤俊隆（株式会社佐藤商店代表取締役）、佐藤雅美（元教員）、澤真由美（線維筋痛症友の会会員）、三宮十五郎（弥富市市会議員）、三宮由子（新婦人弥富支部事務局長）、志水すゝ子（新婦人弥富支部）、新古邦博（名古屋青年合唱団）、新藤直紀（介護支援専門員）、杉浦健次（日本共産党天白後援会副会長）、杉本一夫、鈴木明男（愛知健康センター事務局長）、鈴木章、高木悠子、竹田信夫（働く者のいのちと健康を守る福岡地区連絡会事務局長）、立松清隆（弥富・佐古木前自治会長）、立松敬子（新婦人弥富支部）、田中久幸（みなと公害患者と家族の会事務局長）、田道美津子、近森泰彦（ユニオン学校代表）、手塚秋子、手塚征男、手塚桂子、手塚智香、手塚豆、鉄羅由加、土井澄子（新婦人港）、戸城憲二、中島明美、成木彦朗（愛知電機懇代表）、中西八郎、中根久男、中根充代、濱崎裕功（愛西市原水協理事）、中村祐次（原水爆禁止知多地域協議会理事）、嶋高豊子、嶋高佑、二宮善久、長谷川富郎（元公務員）、長谷川秀男、服部孝規（亀山市議会議員）、浜島健（日中友好協会愛知県連合会常任理事）、早川初美、林恭子、林英子（前蟹江町会議員）、林惠美（静岡県）、早瀬ふさこ（愛知きりえの会委員）、原沢久志（元弥富市会議員）、福沢美由紀（亀山市市議会議員）、藤本惠一（日本共産党亀山市後援会世話役）、古木一夫（障害者支援事業所施設長）、堀山清信（日本共産党三重県委員会委員）、前田定孝（地域と協同の研究センター三重のつどい世話人）、牧野完朗、松尾文晴（介護職員）、松平晃（トランペット奏者）、松本悦司（松本不動産企画）、水野成幸、水家政博（名古屋中民主商工会事務局長）、村上茂（大阪労働健康安全センター）、村田美奈子、安井光子（前弥富市会議員）、安田和仁（名古屋第一法律事務所事務局長）、柳田常樹（日中友好協会緑支部）、山下みよ子（愛知県平和委員会会員、新婦人西支部常任委員）、山本和美（介護支援専門員）、横井ふみ子（新婦人弥富支部）、渡辺一、渡部英一（亀山市幸福寺世話）

「ともにあゆむ裁判」（南医療生協労災損害賠償請求訴訟）を支援する会
FAX 052-624-5997 E-mail: tomoniyumu_umemura@yahoo.co.jp

おわりに

2月11日の報告集会の時にみなさんにお渡しできる報告集を作ろうとおもってはいたものの、年末年始のドタバタや、「新春のつどい」などの集まりに勝利報告とお礼にまわっている間に、こんな時期になってしまいました。

作りはじめると、これまた私らしいものにしたいし、あれもこれも入れたくなって、大勢のみなさんに急な原稿をお願いして、結局ご迷惑をおかけする羽目になってしまいました。

なんと、これだけのボリュームのものを1週間で作り上げました。我ながら、呆れています。

でも、この1週間で4年5ヶ月の裁判、いえ生きる上での原点になっている大学時代にまでさかのぼって、ふり返ることができました。

勝利和解という形で着地できたからこそその喜びをかみしめています。

裁判を通して、本当にたくさんの方たちに出会い、つながり、支えてもらってきました。

あらためて、心からの感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これから少し身体を休ませる時間をとりながら、また新たな一歩を踏み出したいと思います。

ご心配をおかけすることも多いかもしれませんが、これからもどうか見守っててください。

原告 梅村紅美子

「ともにあゆむ裁判」 （南医療生協労災損害賠償請求訴訟）報告集

発行者 梅村 紅美子（くみこ）

〒459-8001 名古屋市緑区大高町伊賀殿12-1-103

☎&FAX 052-624-5997

E-mail: tomoniyumu_umemura@yahoo.co.jp

HP <http://www.ab.auone-net.jp/~tomoni/>

※「ともにあゆむ裁判」で検索できます

発行日 2015年2月11日

製作にあたってご協力いただいた、すべてのみなさまに感謝します。

